

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の正誤表
令和元年9月

株式会社ジェイック

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の記載に誤りがございましたので、次のとおり訂正いたします。

なお、訂正箇所は_____罫で示しております。

第二部【企業情報】

第5【経理の状況】

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【注記事項】

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日)

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第6回新株予約権 (有償ストック・オプション)	第7回新株予約権 (無償ストック・オプション)	第8回新株予約権 (無償ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	株式会社エンスー (注) 1	当社取締役 4名 当社使用人 26名	社外協力者 3名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 2	普通株式 800株	普通株式 195株	普通株式 13株
付与日	平成29年5月1日	平成29年7月3日	平成29年7月3日

〈省略〉

当連結会計年度（自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日）

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第6回新株予約権 (有償ストック・オプション)	第7回新株予約権 (無償ストック・オプション)	第8回新株予約権 (無償ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社関係会社	当社取締役 4名 当社使用人 26名	社外協力者 3名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 800株	普通株式 195株	普通株式 13株
付与日	平成29年 <u>5月1日</u>	平成29年 <u>7月3日</u>	平成29年 <u>7月3日</u>

〈省略〉

	第9回新株予約権 (無償ストック・オプション)	第10回新株予約権 (無償ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社監査役 1名 当社使用人 28名	社外協力者 5名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 188株	普通株式 19株
付与日	平成30年11月 <u>21日</u>	平成30年11月 <u>21日</u>

〈省略〉

第四部【株式公開情報】

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
発行年月日	平成29年 <u>5月1日</u>	平成29年 <u>7月3日</u>	平成29年 <u>7月3日</u>
種類	第6回新株予約権 (有償ストック・オプション)	第7回新株予約権 (無償ストック・オプション)	第8回新株予約権 (無償ストック・オプション)

〈省略〉

項目	新株予約権④	新株予約権⑤	新株予約権⑥
発行年月日	平成30年11月 <u>21日</u>	平成30年11月 <u>21日</u>	平成31年4月 <u>24日</u>
種類	第9回新株予約権 (無償ストック・オプション)	第10回新株予約権 (無償ストック・オプション)	第11回新株予約権 (無償ストック・オプション)

〈省略〉

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の正誤表
令和元年9月

株式会社ジェイック

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の記載に誤りがございましたので、次のとおり訂正いたします。

なお、訂正箇所は_____罫で示しております。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書にとじ込まれた有価証券届出書の表紙

【表紙】

【英訳名】 「JAIC Co., Ltd」を「JAIC Co., Ltd_」に訂正

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

令和元年9月



株式会社ジェイック

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式280,172千円（見込額）の募集及び株式329,615千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式98,654千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を令和元年9月24日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社ジェイック

東京都千代田区神田神保町一丁目101番神保町101ビル7階

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご覧ください。

1 経営の基本方針



当社グループのミッションは「企業のホームドクター、人材のメンターとなり、人と組織の限りない可能性に貢献し続ける」ことであります。当社グループはこれまでの実績や経験を通じて、「人と組織の可能性は無限である」と確信しております。

「就職カレッジ®」を通じて内定を勝ち取った第二新卒やフリーターの若者たちが正社員として就職し、2年後3年後に成長した姿を見せてくれます。「7つの習慣®」を学ぶことで、社風が改善された中堅中小企業が存在します。若者の採用によって、多くの中堅中小企業が活性化し、元気になります。当社グループは一人でも多くの雇用を生み出し、一人でも多くのビジネスパーソンの人生が輝き、一社でも多くの中堅中小企業が「いい会社」と言われる存在になるために、尽力して参ります。

2 事業の内容

(教育融合型人材紹介サービス「カレッジ事業」)

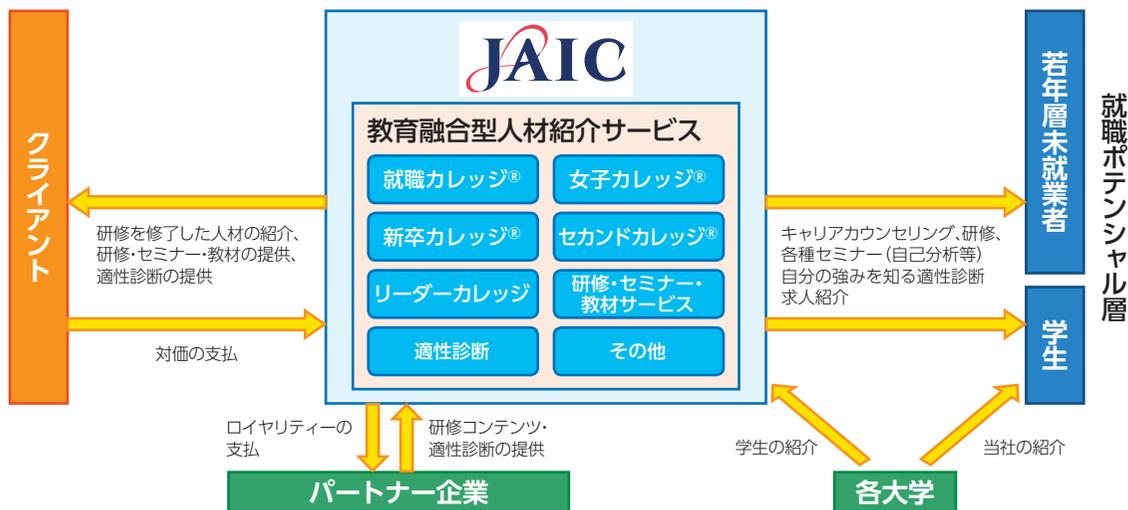
(1) 事業の概要

当社グループでは、主に従業員数300名未満の中堅中小企業に対して、「就職ポテンシャル層」に教育の機会を提供したうえで紹介をするという教育融合型人材紹介サービスを対象者別に展開しております。「就職ポテンシャル層」とは、フリーターや第二新卒、大学中退者や就活に苦戦したり出遅れたり、地方故に就職活動に制約があったりする大学4年生、留年生、留学生など、各々の事情によって採用市場において不利な立場に置かれているものの、就職活動という人生の中でも大きなライフイベントを経て成長を遂げたり、自分に合った企業や仕事に出会うことで意欲や才能に目覚めたりする可能性がある人材層と当社グループが定義したものであります。

現在、主に20代の就職に苦戦するフリーター、第二新卒層を対象とした「就職カレッジ®」、その中でも女性だけを対象とした「女子カレッジ®」、大学中退者を対象とした「セカンドカレッジ®」、新卒の就職活動において続々と内定が出る時期(現在で言えば6月)を超えてもなおなかなか内定が出ずに苦戦していたり、部活動や単位取得等で就職活動に出遅れたりしている大学4年生を支援する「新卒カレッジ®」を教育融合型人材紹介サービスとして行っております。また、採用される求職者の上司となる若手リーダーや次期リーダー層を対象に、1年間にわたるリーダー育成カリキュラムを提供する「リーダーカレッジ」を行っております。

また、当社グループの教育融合型人材紹介サービス「カレッジ事業」の価値の中核をなす教育ノウハウに磨きをかけるべく、従業員数300名未満の中堅中小企業をターゲットにクライアント企業の人材育成のために、幅広くきめ細かい教育研修サービスを提供しております。全世界で3,000万部のベストセラーとなったビジネス書「7つの習慣®」や、目標達成するスキルと人格を育てる「原田メソッド」など、普遍性が高く、スキルだけではなくそのベースとなる考え方に働きかける研修コンテンツを中堅中小企業の現場で実践できるようカスタマイズして提供し、自ら考え、自ら行動するクライアントの社員育成に貢献しております。

[事業系統図]



(2) 当社サービスについて

以下a~dの4サービスは以下の図のような流れでサービスを提供しています。



求職者が抱える不安や課題意識は一人ひとり異なりますので、窓口はサービスの説明会だけでなく、自己分析の仕方やブラック企業に入らないためにといった求職者の不安や課題意識に応じたお役立ちセミナー、1対1のキャリアカウンセリングとバリエーションを広く持っております。キャリアカウンセリングも自己分析への関心が強い方に対しては、事前に当社グループが提供しております適性診断を受験いただき、その結果を基にしたフィードバックやカウンセリングを行っております。

その後、求職者には社会人として必要な考え方やビジネスマナー、面接力を上げるための終日5日間の無料就職支援講座を提供しております。当社グループが教育研修事業で培ってきたノウハウを活用し、世界的に有名な「7つの習慣®」や目標達成する人格とスキルを磨く「原田メソッド」など、単純なビジネスマナー研修や就職対策講座ではなく、この少子高齢化が進んで個人と組織の労働生産性を高めていくことが求められる社会の中で、求職者が主体性を発揮し、周囲の方々との信頼関係を構築して成果を出していくために必要な土台を作れるような内容になっております。これは企業側にもメリットがあり、時間やコストの面でなかなかトレーニングができない中堅中小企業において、その手間と時間、コストを省くという点がメリットになっております。

カレッジ事業	対象者等
就職カレッジ®	20代就職苦戦フリーター、第二新卒層
女子カレッジ®	上記の内、女性限定
セカンドカレッジ®	大学中退者
新卒カレッジ®	内定苦戦、部活動や公務員志望等で就職活動に出遅れた大学4年生
リーダーカレッジ*	採用される求職者の上司となる若手リーダーや次期リーダー層 *[エースカレッジ] (定着・活躍支援等)を含む

教育・その他事業	①中堅中小企業向けパッケージ研修	②若手層向け研修講師派遣
	③当社で開催するオープンセミナー	④ジェイックマイツ(上海)

a 「就職カレッジ®」

大学卒業時までに内定を得られなかった方や早期退職をしてしまった方、フリーターの方等を対象とした無料就職支援サービスです。サービスを開始した平成17年当時から現在に至るまで、これらの求職者層に特化している、教育研修と融合した人材紹介サービスという点で独自性の高いサービスです。サービス開始から現在に至るまで、フリーターという潜在的な労働力を世に送り出し続けてきました。採用されたクライアント先で幹部社員になった方もおり、雇用創出という社会貢献だけでなく、求職者の可能性を解放するサービスです。集団面接会に参加する企業の募集職種は営業職を中心に、サービス・販売職、エンジニア職、技術職などがございます。

b 「女子カレッジ®」

「就職カレッジ®」同様、フリーター、既卒、第二新卒を対象とした無料就職支援サービスですが、20代を中心とした女性に特化してサービスを提供しております。女性ならではのビジネスマナーや、ライフイベントを考慮したキャリアを考えるコンテンツなど、研修カリキュラムを「女性」に合わせて変更しているのが特徴です。研修後は「就職カレッジ®」同様、未経験でもじっくり育成していこうという理解があるだけでなく、女性の活躍フィールドがあるクライアントを紹介しており、事務職の求人もあるのが「就職カレッジ®」との違いです。

c 「セカンドカレッジ®」

大学中退者を専門に無料就職支援サービスを行っております。大学中退者の中には、大学卒のフリーターに対して学歴という側面から劣等感を持っている方がいるほどですので、「就職カレッジ®」から派生させて中退者専門のサービスとして立ち上げることによって、同じ境遇の方々が安心して参加できるようにいたしました。

勇気を出して一歩を踏み出せば、劣等感があって「もう戻りたくない」という気持ち強い分、フリーターよりも相対的に粘り強く、研修の卒業率や就職率が高いことが特徴です。そうした特徴を持っているので、研修でも「やり切る」ことを1つのテーマにしており、やり切ったことを自信に変えるカリキュラムにしているのが特徴です。

d 「新卒カレッジ®」

新卒で就職活動を行う大学4年生を専門に無料就職支援サービスを行っております。企業の内定出しのピークを迎える6月を超えてもまだ内定を取得していない学生、部活動や単位取得、留学、公務員や資格試験で就職活動自体が遅れている学生の支援を強みにしております。新卒の就職活動は二極化が進み、自分の力で問題なく内定を取得して意思決定できる学生と、そうでない学生がいます。当社グループのノウハウを活かせる対象者は後者の学生ですので、他社が次年度にシフトする後期(夏以降)が支援のピークになるというのが他社との違いです。

学生との接点は、全国59校の大学の就職課やキャリアセンターと提携(令和元年8月末時点)することで持っており、学生に対して、面接パフォーマンス向上を目的とした1日間の研修を実施しております。授業等もあり、「就職カレッジ®」等のように数日間にわたる研修ができませんので、研修は面接パフォーマンスの向上に特化して行っております。

研修後は他のカレッジ同様、集団面接会を開催し、求職者とクライアントとのマッチングを行っております。他のカレッジは従業員数30名~80名の規模の企業がクライアントのボリュームゾーンであるのに対し、「新卒カレッジ®」のボリュームゾーンは従業員数100名前後と少し規模が大きくなります。上場企業やそのグループ会社などもクライアントとなっており、企業規模が上がる分、定着率も他のカレッジと比較して高い傾向がございます。

e 「リーダーカレッジ」

「周囲を巻き込み結果を出し続ける」というコンセプトの下、参加者の具体的な行動変容を目的とするリーダー育成プログラムとなっております。1クラス30名前後で構成され、月1回の研修を12回、1年間を通して受講していただきます。対象者は各社の若手リーダーとその候補者が中心で、年齢層は20代後半~40代前半です。カリキュラムは、リーダーとしての人格を高める「7つの習慣®」、自ら目標達成し、メンバーにも目標達成させるスキルを高める「原田メソッド」、メンバーとのコミュニケーションスキルを高めるという3つのポイントを重視したもので、主にリーダーとして必要なヒューマンスキルを磨く内容となっております。

f 「7つの習慣®」研修

全世界で3,000万部のベストセラーとなったビジネス書「7つの習慣®」に基づき、中堅中小企業向けにカスタマイズした当社グループオリジナルの研修であり、スキルよりも考え方の変革を重視した内容となっております。組織全体のベクトルを合わせ、理念や目標の浸透をスムーズにする「考え方」と「企業文化」を作り、自ら考え、行動する組織風土の醸成を目的としております。対象者は全社員、標準の研修期間は2日間となっておりますが、組織への浸透を目指すクライアントのオーダーによってはフォローアップ研修等も提供しております。

g 「原田メソッド」研修

「原田メソッド」とは、中学校の教員であった原田隆史氏が大阪の公立中学校の陸上部を指導し、7年間で13回の日本一という成果を出した、人間の行動科学や心理学に基づいた目標達成手法です。当社グループでは、中堅中小企業向けに「原田メソッド」をカスタマイズして提供しております。目標を自ら設定し、目標を達成する計画を立て、計画を実行していくセルフマネジメントの手法を習得し、目標達成に向けた質の高いコミュニケーションの活性化を目的としております。対象者は全社員、研修期間は3日間となっております。

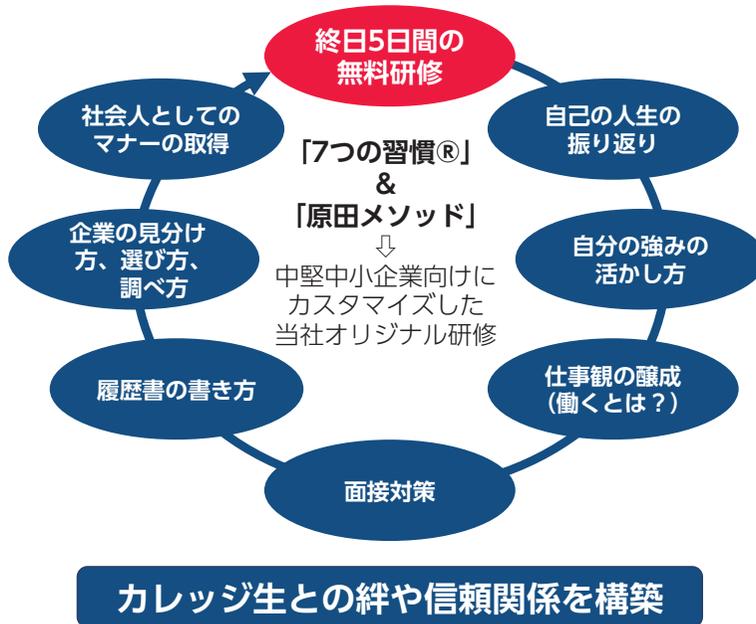
h 「ディスカバリー」研修

「ディスカバリー」研修は、「7つの習慣®」研修を新入社員や社会人2~3年目の若手社員を対象にカスタマイズした研修プログラムです。組織の一員としての役割と責任を考えるワークを通じて、学生から社会人、社会人からプロフェッショナルへというマインドチェンジを促す内容になっているのが特徴です。

i 新入社員研修「仕事の基礎の基礎」

当社グループで15年以上にわたって開催している新入社員研修です。新入社員研修といえば=マナー研修というイメージが強いですが、仕事の基礎の基礎では、仕事とは、働くとは、といった根本的なところから考えることで、学生から社会人へと意識を切り替え、やる気のスイッチを入れるという点が特徴です。

当社カレッジ事業の主な研修メニュー



(3) 事業の特徴

①「就職ポテンシャル層」への特化

少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少することが確実な日本において、まだ活かされていない潜在的な労働力を社会に供給することは雇用を増やすことであり、とても価値があることだと当社グループでは捉えております。いわゆるキャリアを持った求職者の転職支援ではなく、前述したフリーターや大学中退者、二極化が進む就職活動において苦戦する大学4年生などの「就職ポテンシャル層」の就職支援に特化している人材紹介会社は非常に少なく、独自性と社会性があると考えております。

②就職後を見据えた無料就職講座の提供

企業向けの教育研修サービスで培ったノウハウを活かし、クライアントにご紹介する前に求職者の方々に無料で就職支援講座を提供しております。この無料就職講座では、就職を勝ち取るための自己分析や面接対策といった内容はもちろん、社会人として働く心構えやビジネスマナー、コミュニケーションについて学ぶことができます。この無料就職支援講座と人材紹介を組み合わせた教育融合型人材紹介サービスというビジネスモデルが業界内でも独自性が高いものと考えております。

③クライアントと求職者が確実に会える機会の提供

無料の就職支援講座を受けた求職者とクライアントをマッチングさせる機会として、「集団面接会」という求職者とクライアントが総当たりで面接をする場を提供しています。人材紹介会社は、求職者に1社1社ご紹介してマッチングさせることが標準であるため、特徴的な仕組みになっています。売手市場で求人媒体に求人広告を出しても、人材紹介会社に紹介を依頼してもなかなか面接に人が来てくれないという悩みを抱えるクライアントにとっては、求職者に確実に会うことができ、自社のアピールをできることがメリットになっています。求職者にとっても、一度に多くの企業と面接をすることで自分との相性を効率的に見極めたり、興味がなかった業界や職種に目を向けて視野を広げる機会になるものと考えております。

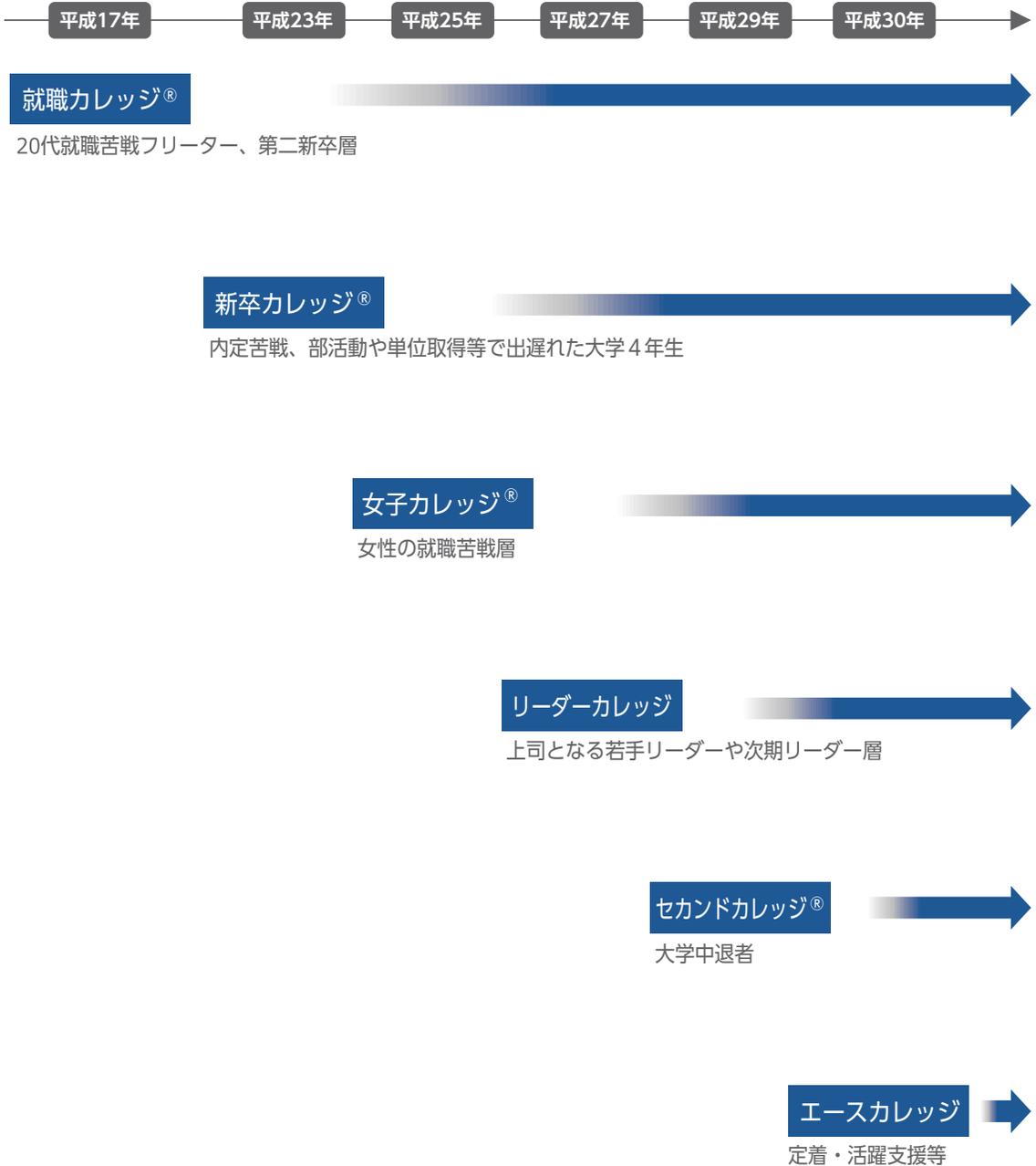
④求職者の入社後の定着・活躍支援

本質的に考えれば、就職する求職者にとっても、採用するクライアントにとっても、就職はゴールではなくスタートです。しかし、人材紹介会社は「就職・採用」を役務提供として対価をいただいているが故に、入社後の支援がおざなりになりがちであることが業界の課題の1つです。当社グループは、教育研修サービスで培ってきた若手社員を育成するノウハウを活かして、入社前の不安を和らげる入社前研修に始まり、入社後1年にわたって報連相や人間関係、タイムマネジメントなど、求職者が働き始めてからぶつかりやすい壁を突破するための研修プログラムを提供することで、求職者の定着と活躍を支援しております。こちらも業界内において当社の特徴的な取り組みと考えております。

3 中長期的な経営戦略

当社グループにおいては、人の成長や変化を促す教育ノウハウに磨きをかけることで教育融合型人材紹介サービスというサービスの価値を保ちつつ、既存サービスによる新規拠点開設や既存サービスの全国展開、新たな支援対象層にマッチしたサービスを生み出すことで雇用創出の増加、売上高の増加を目指してまいります。また、採用から定着・活躍のプロセスでクライアントと求職者に継続的に貢献していくことで、クライアントあたりの累計売上を増加を目指してまいります。

- カレッジ分類を細分化し、求職者の特性に応じてキメ細かな教育システムを提供
- 直近5年で女子カレッジ、リーダーカレッジ、セカンドカレッジを相次いで開設
- 求職者自身の個性発露はクライアントに好評。特性の明確化は今後も注力



4 業績等の推移

◎ 主要な経営指標等の推移

(単位:千円)

回次 決算年月	第24期 平成27年1月	第25期 平成28年1月	第26期 平成29年1月	第27期 平成30年1月	第28期 平成31年1月	第29期 第2四半期 令和元年7月
(1) 連結経営指標等						
売上高				2,473,812	2,702,050	1,622,637
経常利益				155,425	221,067	241,254
親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益				84,537	173,843	159,140
包括利益又は四半期包括利益				94,544	167,702	159,787
純資産額				239,724	408,033	561,551
総資産額				1,876,485	2,188,052	2,229,291
1株当たり純資産額 (円)				324.87	552.97	—
1株当たり当期(四半期)純利益金額 (円)				114.57	235.59	213.53
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額 (円)				—	—	—
自己資本比率 (%)				12.9	18.7	25.3
自己資本利益率 (%)				38.2	53.4	—
株価収益率 (倍)				—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー				115,080	152,338	280,567
投資活動によるキャッシュ・フロー				△144,516	△88,624	△132,372
財務活動によるキャッシュ・フロー				188,071	27,395	△59,637
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高				1,157,245	1,247,841	1,336,508
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)				181 (37)	187 (33)	— (—)

(2) 提出会社の経営指標等

売上高	1,642,334	1,800,314	1,969,694	2,409,539	2,627,144
経常利益	90,577	100,934	45,519	156,293	221,655
当期純利益又は当期純損失(△)	34,566	56,653	△27,173	82,410	174,938
資本金	77,000	77,395	77,395	77,395	77,395
発行済株式総数 (株)	7,700	7,779	7,779	7,779	7,779
純資産額	201,861	229,923	176,619	243,020	410,684
総資産額	1,275,009	1,368,829	1,523,556	1,868,286	2,186,615
1株当たり純資産額 (円)	27,652.26	31,159.17	23,935.41	329.34	556.56
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	4,000 (—)	4,000 (—)	4,000 (—)	— (—)	6,000 (—)
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額(△) (円)	4,735.11	7,697.14	△3,682.54	111.68	237.08
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	15.8	16.8	11.6	13.0	18.8
自己資本利益率 (%)	17.4	26.2	—	39.3	53.6
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	84.5	52.0	—	—	25.3
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	121 (20)	137 (22)	156 (35)	176 (37)	181 (33)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第24期、第25期、第27期、第28期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。また、第26期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

4. 第26期の自己資本利益率は、当期純損失であるため記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(アルバイト、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

6. 第27期及び第28期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、前事業年度(第27期)及び当事業年度(第28期)の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、第29期第2四半期の四半期連結財務諸表については、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査及び四半期レビューを受けております。なお、第24期、第25期及び第26期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づきEY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

7. 第29期第2四半期における売上高、経常利益、親会社株主に帰属する四半期純利益、四半期包括利益、1株当たり四半期純利益金額、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローについては、第29期第2四半期連結累計期間の数値を、純資産額、総資産額、自己資本比率及び現金及び現金同等物の四半期末残高については、第29期第2四半期連結会計期間末の数値を記載しております。

8. 当社は、令和元年6月18日開催の取締役会決議により、令和元年7月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第27期の期首に当該株式分割が行われたとして仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算出しております。

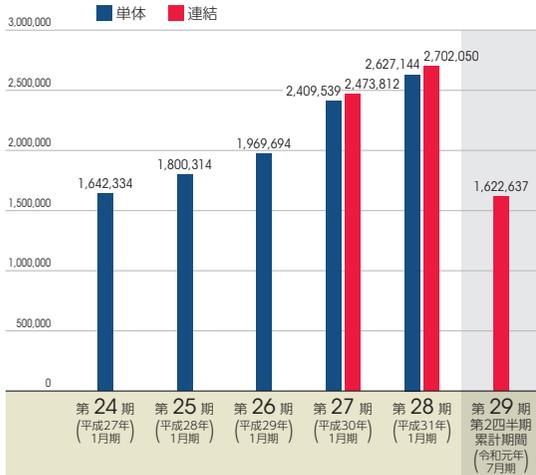
9. 当社は、令和元年6月18日開催の取締役会決議により、令和元年7月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「新規上場申請のための有価証券報告書【Iの部】」の作成上の留意点について(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第24期の期首に当該株式分割が行われたとして仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第24期、第25期及び第26期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次 決算年月	第24期 平成27年1月	第25期 平成28年1月	第26期 平成29年1月	第27期 平成30年1月	第28期 平成31年1月
提出会社の経営指標等					
1株当たり純資産額 (円)	276.52	311.59	239.35	329.34	556.56
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額(△) (円)	47.35	76.97	△36.83	111.68	237.08
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	40 (—)	40 (—)	40 (—)	— (—)	60 (—)

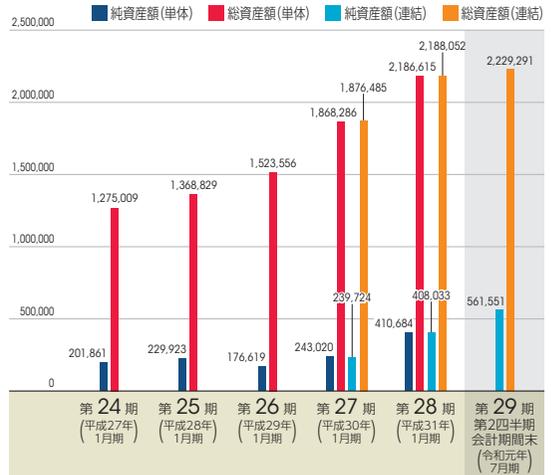
◎ 売上高

(単位:千円)



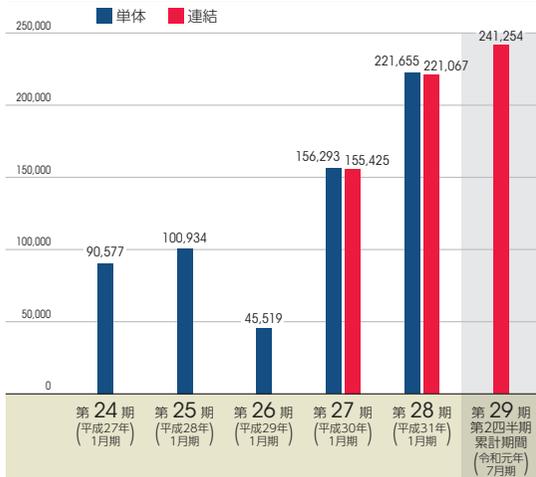
◎ 純資産額／総資産額

(単位:千円)



◎ 経常利益

(単位:千円)



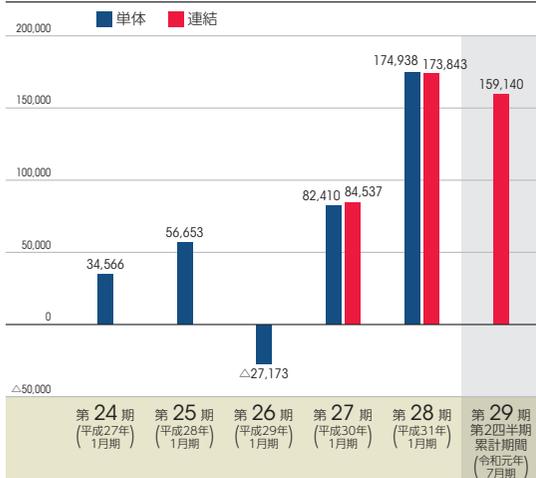
◎ 1株当たり純資産額

(単位:円)



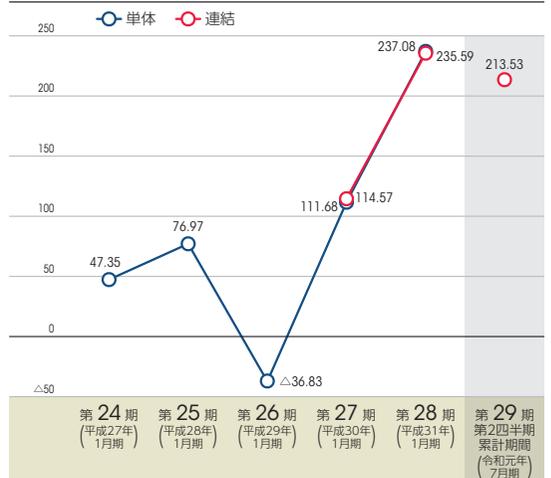
◎ 親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益／当期純利益又は当期純損失(△)

(単位:千円)



◎ 1株当たり当期(四半期)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)

(単位:円)



(注)当社は、令和元年6月18日開催の取締役会決議により、令和元年7月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。上記では、第24期の期首に当該株式分割が行われたとして仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

(注)当社は、令和元年6月18日開催の取締役会決議により、令和元年7月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。上記では、第24期の期首に当該株式分割が行われたとして仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	4
第2 売出要項	5
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	5
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	6
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	7
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	7
募集又は売出しに関する特別記載事項	8
第二部 企業情報	10
第1 企業の概況	10
1. 主要な経営指標等の推移	10
2. 沿革	13
3. 事業の内容	14
4. 関係会社の状況	18
5. 従業員の状況	19
第2 事業の状況	20
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	20
2. 事業等のリスク	22
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	26
4. 経営上の重要な契約等	31
5. 研究開発活動	32
第3 設備の状況	33
1. 設備投資等の概要	33
2. 主要な設備の状況	34
3. 設備の新設、除却等の計画	35
第4 提出会社の状況	36
1. 株式等の状況	36
2. 自己株式の取得等の状況	54
3. 配当政策	55
4. 株価の推移	56
5. 役員の状況	57
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	60

第5	経理の状況	66
1.	連結財務諸表等	67
(1)	連結財務諸表	67
(2)	その他	120
2.	財務諸表等	121
(1)	財務諸表	121
(2)	主な資産及び負債の内容	141
(3)	その他	141
第6	提出会社の株式事務の概要	142
第7	提出会社の参考情報	143
1.	提出会社の親会社等の情報	143
2.	その他の参考情報	143
第四部	株式公開情報	144
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	144
第2	第三者割当等の概況	146
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	146
2.	取得者の概況	149
3.	取得者の株式等の移動状況	157
第3	株主の状況	158
	[監査報告書]	161

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和元年9月24日
【会社名】	株式会社ジェイック
【英訳名】	JAIC Co., Ltd
【代表者の役職氏名】	代表取締役 佐藤 剛志
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田神保町一丁目101番神保町101ビル7階
【電話番号】	03-5282-7600 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 経営企画本部長 谷中 拓生
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田神保町一丁目101番神保町101ビル7階
【電話番号】	03-5282-7608
【事務連絡者氏名】	取締役 経営企画本部長 谷中 拓生
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 280,172,750円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 329,615,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 98,654,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	71,500（注）2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は100株であります。

- （注）
1. 令和元年9月24日開催の取締役会決議によっております。
 2. 発行数については、令和元年10月9日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
 3. 「第1 募集要項」に記載の募集（以下「本募集」という。）及び本募集と同時に行われる後記「第2 売
出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」に記載の売出し（以下「引受人の買取引受によ
る売出し」という。）に伴い、その需要状況等を勘案し、21,400株を上限として、SMBC日興証券株式会
社が当社株主である佐藤剛志（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オー
バーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売
出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売
出し等について」をご参照ください。
これに関連して、当社は、令和元年9月24日開催の取締役会において、本募集及び引受人の買取引受による
売出しとは別に、SMBC日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式21,400株の自己
株式の処分（以下「本第三者割当」という。）を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集
又は売出しに関する特別記載事項 3 第三者割当による自己株式の処分について」をご参照ください。
 4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、そ
の内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参
照ください。
 5. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【募集の方法】

令和元年10月18日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。引受価額は令和元年10月9日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額（発行価額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	71,500	280,172,750	151,622,900
計（総発行株式）	71,500	280,172,750	151,622,900

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。また、令和元年9月24日開催の取締役会において、会社法上の増加する資本金の額は、令和元年10月18日に決定される予定の引受価額に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（4,610円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は329,615,000円となります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 令和元年10月21日(月) 至 令和元年10月25日(金)	未定 (注) 4	令和元年10月28日(月)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、令和元年10月9日に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、令和元年10月18日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、令和元年10月9日開催予定の取締役会において決定します。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び令和元年10月18日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「2 募集の方法」に記載の発行数で除した金額とし、令和元年10月18日に決定する予定であります。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。なお、申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、令和元年10月29日（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込みに先立ち、令和元年10月10日から令和元年10月17日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は本募集を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 神保町支店	東京都千代田区神田小川町三丁目12番地

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
SMB C日興証券株式会社 株式会社SBI証券 大和証券株式会社 東洋証券株式会社 楽天証券株式会社 岩井コスモ証券株式会社 岡三証券株式会社 北洋証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 東京都港区六本木一丁目6番1号 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 東京都中央区八丁堀四丁目7番1号 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号 東京都中央区日本橋一丁目17番6号 札幌市中央区北一条西三丁目3番地	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	71,500	—

- (注) 1. 各引受人の引受株式数は、令和元年10月9日に決定する予定であります。
2. 上記引受人と発行価格決定日（令和元年10月18日）に元引受契約を締結する予定であります。
3. 引受人は、上記引受株式数のうち、1,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
303,245,800	8,500,000	294,745,800

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（4,610円）を基礎として算出した見込額であります。
2. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額294,745千円に本第三者割当の手取概算額上限90,761千円を合わせた、手取概算額合計上限385,506千円については、以下の通り充当する予定であります。

- ① 教育融合型人材紹介サービス「カレッジ事業」における「就職カレッジ®」のさらなる地方展開及びその他サービスの拡大に向けた人員の拡充を目的として、人材採用費及び人件費に176,279千円（令和3年1月期51,371千円、令和4年1月期124,908千円）
- ② 新規支店開設を予定する仙台及び広島における当社の認知度を向上させ、支店開設後の円滑な拠点運営に向けた十分な求職者の母集団を形成すべく求職者確保のための販売促進費に88,800千円（令和3年1月期44,400千円、令和4年1月期44,400千円）。また、広島支店開設のための敷金・保証金として令和2年1月期に7,500千円、広島支店及び仙台支店開設のための造作工事等の費用として令和2年1月期に10,500千円。

残額につきましては、「カレッジ事業」における各カレッジサービスの求職者確保のための販売促進費に令和4年1月期までに充当する予定であります。

また、上記調達資金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

- (注) 設備計画の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照ください。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

令和元年10月18日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	71,500	329,615,000	千葉県市川市 佐藤 剛志 71,500株
計(総売出株式)	—	71,500	329,615,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
2. 本募集における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出数等については今後変更される可能性があります。
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案しオーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
5. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照ください。
6. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5に記載した振替機関と同一であります。
7. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（4,610円）で算出した見込額であります。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 令和元年 10月21日(月) 至 令和元年 10月25日(金)	100	未定 (注) 2	引受人の本店 及び全国各支 店	東京都千代田区丸の内三丁目3 番1号 S M B C 日興証券株式会社	未定 (注) 3

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1と同様であります。
2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
3. 引受人の引受価額による買取引受けによることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売
出価格決定日（令和元年10月18日）に決定する予定であります。なお、元引受契約においては、引受手数料
は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機
構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を
行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の
(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	21,400	98,654,000	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 SMB C日興証券株式会社
計(総売出株式)	—	21,400	98,654,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案した上で行われる、SMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。
- オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
2. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 本募集における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
4. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 5に記載した振替機関と同一であります。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（4,610円）で算出した見込額であります。

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1)【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

売出価格 （円）	申込期間	申込株数単位 （株）	申込証拠金 （円）	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1	自 令和元年 10月21日(月) 至 令和元年 10月25日(金)	100	未定 (注) 1	SMB C日興証券株式 会社の本店及び全国各 支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. SMB C日興証券株式会社の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は前記「第1 募集要項」における募集株式及び前記「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、SMBC日興証券株式会社を主幹事会社として東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、21,400株を上限として、本募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるSMBC日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社はSMBC日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、本第三者割当の割当を受ける権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、令和元年11月22日を行使期限として付与します。

SMBC日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場（売買開始）日から令和元年11月22日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMBC日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMBC日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数からシンジケートカバー取引により買付けた株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシューオプションを行使し本第三者割当の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当における最終的な処分株式数が減少する、又は自己株式の処分そのものが全く行われない場合があります。

SMBC日興証券株式会社が本第三者割当に応じる場合には、SMBC日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、令和元年10月18日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMBC日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、SMBC日興証券株式会社はグリーンシューオプションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当による自己株式の処分は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

3 第三者割当による自己株式の処分について

上記「2 オーバーアロートメントによる売出し等について」に記載のSMBC日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当について、当社が令和元年9月24日開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 21,400株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注) 1
(3)	払込期日	令和元年11月27日 (水)

- (注) 1. 募集株式の払込金額 (会社法上の払込金額) は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の本募集における払込金額 (会社法上の払込金額) と同一とし、令和元年10月9日開催予定の取締役会において決定します。
2. 割当価格は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の本募集における引受価額と同一とし、令和元年10月18日に決定します。

4 ロックアップについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関し、貸株人かつ売出人である佐藤剛志、当社株主かつ当社役員である近藤浩充、知見寺直樹、古庄拓、東宮美樹、谷中拓生及び古江嘉之、当社株主である株式会社エンスー、山本太、尾崎三昌、ファイブアイズ・ネットワークス株式会社、ジェイック従業員持株会、株式会社エムシー、柳井田彰、坂本克己、大野達也、小原正樹、小茂田志郎、稲本太郎、五十嵐丈泰及び西川敬之、当社新株予約権者である遠藤修、梶田貴俊、松岡保昌、平堀剛、長瀬拓実、宮本靖之、高橋恵、押田力、笹森聖子、佐藤裕康、山中大督、加藤雄治、稲葉暁洋、村岸玲、野村友美、吉田智哉、内野恵里、山崎悠佑、林丈司、岡田到、梶間章弘、加藤啓太、多田出聡、外崎陽平、小久保友寛、田原満生及びその他新株予約権者58名は、SMBC日興証券株式会社 (以下「主幹事会社」という。) に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場 (売買開始) 日から起算して180日目の令和2年4月25日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式 (潜在株式を含む。) 及び当社普通株式を取得する権利を有する有価証券の発行、譲渡又は売却等を行わない旨を約束しております。

当社株主である株式会社ティーケーピーは、主幹事会社に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場 (売買開始) 日から起算して90日目の令和2年1月26日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式 (潜在株式を含む。) 及び当社普通株式を取得する権利を有する有価証券の発行、譲渡又は売却等 (ただし、その売却価格が募集における発行価格又は売出しにおける売却価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却は除く。) を行わない旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社に対し、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場 (売買開始) 日から起算して180日目の令和2年4月25日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却 (本第三者割当に係る自己株式の処分並びに株式分割による新株式発行等及びストック・オプションに係る新株予約権の発行を除く。) を行わないことに合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第27期	第28期
決算年月	平成30年 1月	平成31年 1月
売上高 (千円)	2,473,812	2,702,050
経常利益 (千円)	155,425	221,067
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	84,537	173,843
包括利益 (千円)	94,544	167,702
純資産額 (千円)	239,724	408,033
総資産額 (千円)	1,876,485	2,188,052
1株当たり純資産額 (円)	324.87	552.97
1株当たり当期純利益金額 (円)	114.57	235.59
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	12.9	18.7
自己資本利益率 (%)	38.2	53.4
株価収益率 (倍)	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	115,080	152,338
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△144,516	△88,624
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	188,071	27,395
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,157,245	1,247,841
従業員数 (人)	181	187
(外、平均臨時雇用者数)	(37)	(33)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（アルバイト、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

5. 第27期及び第28期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

6. 当社は、令和元年6月18日開催の取締役会決議により、令和元年7月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第27期の期首に当該株式分割が行われたとして仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算出しております。

7. 当社は、令和元年6月18日開催の取締役会決議により、令和元年7月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第27期の期首に当該株式分割が行われたとして仮定して算出しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第24期	第25期	第26期	第27期	第28期
決算年月	平成27年 1月	平成28年 1月	平成29年 1月	平成30年 1月	平成31年 1月
売上高 (千円)	1,642,334	1,800,314	1,969,694	2,409,539	2,627,144
経常利益 (千円)	90,577	100,934	45,519	156,293	221,655
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	34,566	56,653	△27,173	82,410	174,938
資本金 (千円)	77,000	77,395	77,395	77,395	77,395
発行済株式総数 (株)	7,700	7,779	7,779	7,779	7,779
純資産額 (千円)	201,861	229,923	176,619	243,020	410,684
総資産額 (千円)	1,275,009	1,368,829	1,523,556	1,868,286	2,186,615
1株当たり純資産額 (円)	27,652.26	31,159.17	23,935.41	329.34	556.56
1株当たり配当額 (円)	4,000	4,000	4,000	—	6,000
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	4,735.11	7,697.14	△3,682.54	111.68	237.08
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	15.8	16.8	11.6	13.0	18.8
自己資本利益率 (%)	17.4	26.2	—	39.3	53.6
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	84.5	52.0	—	—	25.3
従業員数 (人)	121	137	156	176	181
(外、平均臨時雇用者数)	(20)	(22)	(35)	(37)	(33)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第24期、第25期、第27期、第28期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。また、第26期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

4. 第26期の自己資本利益率は、当期純損失であるため記載しておりません。

5. 第27期及び第28期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

なお、第24期、第25期及び第26期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づくEY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

6. 当社は、令和元年6月18日開催の取締役会決議により、令和元年7月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第27期の期首に当該株式分割が行われたとして仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算出しております。

7. 当社は、令和元年6月18日開催の取締役会決議により、令和元年7月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第24期の期首に当該株式分割が行われたとして仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第24期、第25期及び第26期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第24期	第25期	第26期	第27期	第28期
決算年月	平成27年 1 月	平成28年 1 月	平成29年 1 月	平成30年 1 月	平成31年 1 月
1株当たり純資産額 (円)	276.52	311.59	239.35	329.34	556.56
1株当たり当期純利益金額又は1株 当たり当期純損失金額 (△) (円)	47.35	76.97	△36.83	111.68	237.08
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	40 (—)	40 (—)	40 (—)	— (—)	60 (—)

2 【沿革】

当社は、東京都渋谷区において平成3年3月にユーターサービス株式会社（現 株式会社ジェイック）として設立しました。当社の事業の沿革は、以下のとおりであります。

年月	概要
平成3年3月	東京都渋谷区渋谷四丁目3番1号にユーターサービス株式会社（現 株式会社ジェイック）設立
平成5年3月	東京都新宿区大久保一丁目9番12号に本社移転
平成7年9月	東京都港区西麻布三丁目21番24号に本社移転
平成9年3月	株式会社ジェイックへ社名変更
平成9年4月	東京都新宿区西新宿三丁目1番5号に本社移転
平成10年1月	営業社員と幹部社員を対象とした教育研修事業を開始
平成11年9月	東京都千代田区神田和泉町1番地6の1に本社移転
平成12年4月	一般労働者派遣事業許可を取得
平成12年8月	有料職業紹介事業許可を取得
平成13年4月	教育研修事業の顧客のご要望で営業職を中心とした即戦力人材紹介事業を開始
平成14年4月	東京都千代田区神田神保町一丁目101番 神保町101ビル7階に本社移転
平成16年3月	行政（各都道府県の労働局など）の委託を受け雇用対策支援事業を開始
平成17年5月	20代の未就業者を対象とした教育融合型人材紹介サービス「営業カレッジ®」を開始
平成19年9月	「営業カレッジ®」の需要拡大により、大阪支店を開設
平成21年3月	プライバシーマークを取得
平成23年1月	大学のご要望で4年生後半の就職活動を支援する「新卒カレッジ®」を開始
平成23年4月	「7つの習慣®」のフランクリン・コヴィー・ジャパン株式会社と業務提携
平成24年1月	「営業カレッジ®」の需要拡大により、横浜支店を開設
平成25年1月	「営業カレッジ®」の需要拡大により、大宮支店を開設
平成25年2月	香港に杰意可有限公司を設立
平成25年6月	上海に上海杰意可邁伊茲企業管理諮詢有限公司を設立
	「原田メソッド」の株式会社原田教育研究所と業務提携
平成25年10月	「営業カレッジ®」の需要拡大により、名古屋支店を開設
平成25年12月	対象者を20代の女性未就業者に絞った「女子カレッジ®」を開始
平成26年7月	「営業カレッジ®」の需要拡大により、新宿支店を開設
平成27年4月	1年間で次世代リーダーを育成する「リーダーカレッジ」を開始
平成28年3月	職業紹介優良事業者認定を取得
平成29年4月	「営業カレッジ®」の需要拡大により、福岡支店を開設
平成29年8月	「営業カレッジ®」の需要拡大により、池袋支店を開設
	対象者を大学中退者に絞った「セカンドカレッジ®」を開始
平成30年1月	「営業カレッジ®」の需要拡大により、梅田支店を開設
平成30年4月	基準適合一般事業主認定（えるぼし）を取得
平成30年8月	若手社員の定着・活躍を支援する半年間の研修プログラム「エースカレッジ」を開始
平成30年12月	「営業カレッジ®」を「就職カレッジ®」に名称変更

3 【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（株式会社ジェイック）、子会社2社及び関連会社1社により構成されており、教育融合型人材紹介サービスを主な業務としております。

なお、当社グループはカレッジ事業の単一セグメントであります。

（教育融合型人材紹介サービス「カレッジ事業」）

（1）事業の概要

当社グループでは、主に従業員数300名未満の中堅中小企業に対して「就職ポテンシャル層」に教育の機会を提供したうえで紹介をするという教育融合型人材紹介サービスを対象者別に展開しております。「就職ポテンシャル層」とは、フリーターや第二新卒、大学中退者や就活に苦戦したり出遅れたり、地方故に就職活動に制約があったりする大学4年生、留年生、留学生など、各々の事情によって採用市場において不利な立場に置かれているものの、就職活動という人生の中でも大きなライフイベントを経て成長を遂げたり、自分に合った企業や仕事に出会うことで意欲や才能に目覚めたりする可能性がある人材層と当社グループが定義したものであります。

現在、主に20代の就職に苦戦するフリーター、第二新卒層を対象とした「就職カレッジ®」、その中でも女性だけを対象とした「女子カレッジ®」、大学中退者を対象とした「セカンドカレッジ®」、新卒の就職活動において続々と内定が出る時期（現在で言えば6月）を超えてもなおなかなか内定が出ずに苦戦していたり、部活動や単位取得等で就職活動に出遅れたりしている大学4年生を支援する「新卒カレッジ®」を教育融合型人材紹介サービスとして行っております。また、採用される求職者の上司となる若手リーダーや次期リーダー層を対象に、1年間にわたるリーダー育成カリキュラムを提供する「リーダーカレッジ」を行っております。

また、当社グループの教育融合型人材紹介サービス「カレッジ事業」の価値の中核をなす教育ノウハウに磨きをかけるべく、従業員数300名未満の中堅中小企業をターゲットにクライアント企業の人材育成のために、幅広くきめ細かい教育研修サービスを提供しております。全世界で3,000万部のベストセラーとなったビジネス書「7つの習慣®」や、目標達成するスキルと人格を育てる「原田メソッド」など、普遍性が高く、スキルだけではなくそのベースとなる考え方に働きかける研修コンテンツを中堅中小企業の現場で実践できるようカスタマイズして提供し、自ら考え、自ら行動するクライアントの社員育成に貢献しております。

（2）事業の特徴

①「就職ポテンシャル層」への特化

少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少することが確実な日本において、まだ活かされていない潜在的な労働力を社会に供給することは雇用を増やすことであり、とても価値があることだと当社グループでは捉えております。いわゆるキャリアを持った求職者の転職支援ではなく、前述したフリーターや大学中退者、二極化が進む就職活動において苦戦する大学4年生などの「就職ポテンシャル層」の就職支援に特化している人材紹介会社は非常に少なく、独自性と社会性があると考えております。

②就職後を見据えた無料就職支援講座の提供

企業向けの教育研修サービスで培ったノウハウを活かし、無料就職支援講座をクライアントにご紹介する前に求職者の方々に無料で提供しております。この無料就職支援講座では、就職を勝ち取るための自己分析や面接対策といった内容はもちろん、社会人として働く心構えやビジネスマナー、コミュニケーションについて学ぶことができます。この無料就職支援講座と人材紹介を組み合わせた教育融合型人材紹介サービスというビジネスモデルが業界内でも独自性が高いものと考えております。

③クライアントと求職者が確実に会える機会の提供

無料の就職支援講座を受けた求職者とクライアントをマッチングさせる機会として、「集団面接会」という求職者とクライアントが総当たりで面接をする場を提供しています。人材紹介会社は、求職者に1社1社ご紹介してマッチングさせることが標準であるため、特徴的な仕組みになっています。売手市場で求人媒体に求人広告を出しても、人材紹介会社に紹介を依頼してもなかなか面接に人が来てくれないという悩みを抱えるクライアントにとっては、求職者に確実に会うことができ、自社のアピールをできることがメリットになっています。求職者にとっても、一度に多くの企業と面接をすることで自分との相性を効率的に見極めたり、興味がなかった業界や職種に目を向けて視野を広げる機会になるものと考えております。

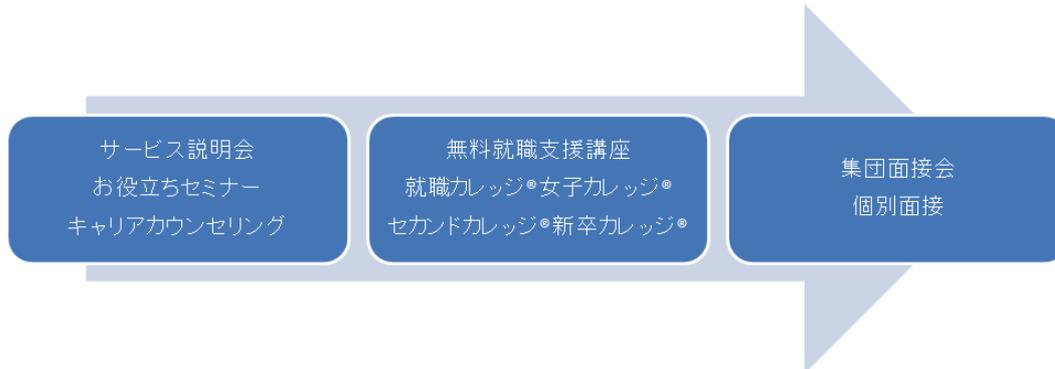
④求職者の入社後の定着・活躍支援

本質的に考えれば、就職する求職者にとっても、採用するクライアントにとっても、就職はゴールではなくスタートです。しかし、人材紹介会社は「就職・採用」を役務提供として対価をいただいているが故に、入社後の支援がおざなりになりがちであることが業界の課題の1つです。当社グループは、教育研修サービスで培ってきた若手社員を

育成するノウハウを活かして、入社前の不安を和らげる入社前研修に始まり、入社後1年にわたって報連相や人間関係、タイムマネジメントなど、求職者が働き始めてからぶつかりやすい壁を突破するための研修プログラムを提供することで、求職者の定着と活躍を支援しております。こちらも業界内で特徴的な取り組みとなっております。

(3) 当社サービスについて

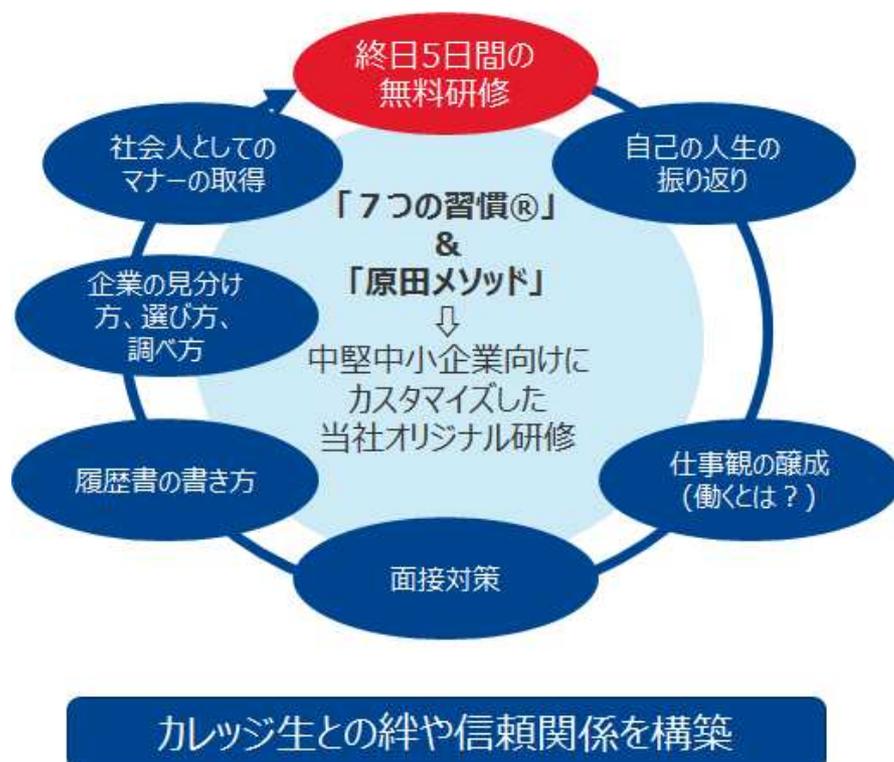
以下a～dの4サービスは以下の図のような流れでサービスを提供しています。



求職者が抱える不安や課題意識は一人ひとり異なりますので、窓口はサービスの説明会だけでなく、自己分析の仕方やブラック企業に入らないためにといった求職者の不安や課題意識に応じたお役立ちセミナー、1対1のキャリアカウンセリングとバリエーションを広く持っております。キャリアカウンセリングも自己分析への関心が強い方に対しては、事前に当社グループが提供しております適性診断を受験いただき、その結果を基にしたフィードバックやカウンセリングを行っております。

その後、求職者には社会人として必要な考え方とビジネスマナー、面接力を上げるための終日5日間の無料就職支援講座を提供しております。当社グループが教育研修事業で培ってきたノウハウを活用し、世界的に有名な「7つの習慣®」や目標達成する人格とスキルを磨く「原田メソッド」など、単純なビジネスマナー研修や就職対策講座ではなく、この少子高齢化が進んで個人と組織の労働生産性を高めていくことが求められる社会の中で、求職者が主体性を発揮し、周囲の方々と信頼関係を構築して成果を出していくために必要な土台を作れるような内容となっております。これは企業側にもメリットがあり、時間やコストの面でなかなかトレーニングができない中堅中小企業において、その手間と時間、コストを省くという点がメリットとなっております。

当社カレッジ事業の主な研修メニュー



a 「就職カレッジ®」

大学卒業時までには内定を得られなかった方や早期退職をしてしまった方、フリーターの方等を対象とした無料就職支援サービスです。サービスを開始した平成17年当時から現在に至るまで、これらの求職者層に特化している、教育研修と融合した人材紹介サービスという点で独自性の高いサービスです。サービス開始から現在に至るまで、フリーターという潜在的な労働力を世に送り出し続けてきました。採用されたクライアント先で幹部社員になった方もおり、雇用創出という社会貢献だけでなく、求職者の可能性を開放するサービスです。集団面接会に参加する企業の募集職種は営業職を中心に、サービス・販売職、エンジニア職、技術職などがございます。

b 「女子カレッジ®」

「就職カレッジ®」同様、フリーター、既卒、第二新卒を対象とした無料就職支援サービスですが、20代を中心とした女性に特化してサービスを提供しております。女性ならではのビジネスマナーや、ライフイベントを考慮したキャリアを考えるコンテンツなど、研修カリキュラムを「女性」に合わせて変更しているのが特徴です。研修後は「就職カレッジ®」同様、未経験でもじっくり育成していこうという理解があるだけでなく、女性の活躍フィールドがあるクライアントを紹介しており、事務職の求人もあるのが「就職カレッジ®」との違いです。

c 「セカンドカレッジ®」

大学中退者を専門に無料就職支援サービスを行っております。大学中退者の中には、大学卒のフリーターに対して学歴という側面から劣等感を持っている方がいるほどですので、「就職カレッジ®」から派生させて中退者専門のサービスとして立ち上げることによって、同じ境遇の方々が安心して参加できるようにいたしました。

勇気を出して一步を踏み出せば、劣等感があって「もう戻りたくない」という気持ちが強い分、フリーターよりも相対的に粘り強く、研修の卒業率や就職率が高いことが特徴です。そうした特徴を持っているので、研修でも「やり切る」ことを1つのテーマにしており、やり切ったことを自信に変えるカリキュラムにしているのが特徴です。

d 「新卒カレッジ®」

新卒で就職活動を行う大学4年生を専門に無料就職支援サービスを行っております。企業の内定出しのピークを迎える6月を過ぎてもまだ内定を取得していない学生、部活動や単位取得、留学、公務員や資格試験で就職活動自体が遅れている学生の支援を強みにしております。新卒の就職活動は二極化が進み、自分の力で問題なく内定を取得して意思決定できる学生と、そうでない学生がいます。当社グループのノウハウを活かせる対象者は後者の学生ですので、他社が次年度にシフトする後期（夏以降）が支援のピークになるというのが他社との違いです。

学生との接点は、全国59校の大学の就職課やキャリアセンターと提携（令和元年8月末時点）することで行っており、学生に対して、サービスの説明会を開催し、面接パフォーマンス向上を目的とした1日間の研修を実施しております。授業等もあり、「就職カレッジ®」等のように数日間にわたる研修ができませんので、研修は面接パフォーマンスの向上に特化して行っております。

研修後は他のカレッジ同様、集団面接会を開催し、求職者とクライアントとのマッチングを行っております。他のカレッジは従業員数30名～80名の規模の企業がクライアントのボリュームゾーンであるのに対し、「新卒カレッジ®」のボリュームゾーンは従業員数100名前後と少し規模が大きくなります。上場企業やそのグループ会社などもクライアントとなっており、企業規模が上がる分、定着率も他のカレッジと比較して高い傾向がございます。

e 「リーダーカレッジ」

「周囲を巻き込み結果を出し続ける」というコンセプトの下、参加者の具体的な行動変容を目的とするリーダー育成プログラムとなっております。1クラス30名前後で構成され、月1回の研修を12回、1年間を通して受講していただきます。対象者は各社の若手リーダーとその候補者が中心で、年齢層は20代後半～40代前半です。カリキュラムは、「7つの習慣®」を通してリーダーとしての人格を高める、「原田メソッド」を通して自ら目標達成し、メンバーにも目標達成させるスキルを高める、メンバーとのコミュニケーションスキルを高めるという3つのポイントを重視したもので、主にリーダーとして必要なヒューマンスキルを磨く内容となっております。

f 「7つの習慣®」研修

全世界で3,000万部のベストセラーとなったビジネス書「7つの習慣®」に基づき、中堅中小企業向けにカスタマイズした当社グループオリジナルの研修であり、スキルよりも考え方の変革を重視した内容となっております。組織全体のベクトルを合わせ、理念や目標の浸透をスムーズにする「考え方」と「組織文化」を作り、自ら考え、自ら行動する組織風土の醸成を目的としております。対象者は全社員、標準の研修期間は2日間となっておりますが、組織への浸透を目指すクライアントのオーダーによってはフォローアップ研修等も提供しております。

g 「原田メソッド」研修

「原田メソッド」とは、中学校の教員であった原田隆史氏が大阪の公立中学校の陸上部を指導し、7年間で13回の日本一という成果を出した、人間の行動科学や心理学に基づいた目標達成方法です。当社グループでは、中堅中小企業向けに「原田メソッド」をカスタマイズして提供しております。目標を自ら設定し、目標を達成する計画を立て、計画を実行していくセルフマネジメントの手法を習得し、目標達成に向けた質の高いコミュニケーションの活性化を目的としております。対象者は全社員、研修期間は3日間となっております。

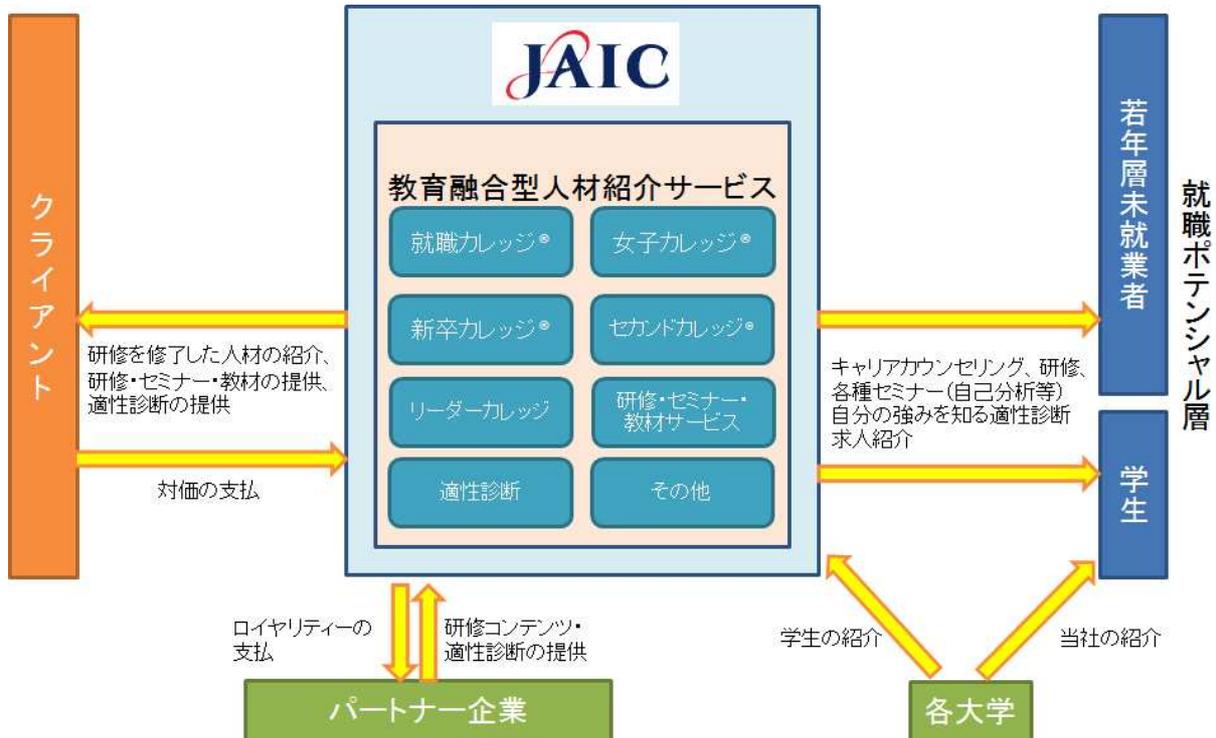
h 「ディスカバリー」研修

「ディスカバリー」研修は、「7つの習慣®」研修を新入社員や社会人2～3年目の若手社員を対象にカスタマイズした研修プログラムです。組織の一員としての役割と責任を考えるワークを通じて、学生から社会人、社会人からプロフェッショナルへというマインドチェンジを促す内容になっているのが特徴です。

i 新入社員研修「仕事の基礎の基礎」

当社グループで15年以上にわたって開催している新入社員研修です。新入社員研修といえば＝マナー研修というイメージが強いですが、仕事の基礎の基礎では、仕事とは、働くとは、といった根本的なところから考えることで、学生から社会人へと意識を切り替え、やる気のスイッチを入れるという点が特徴です。

[事業系統図]



4 【関係会社の状況】

区分	名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所有又 は被所有割合 (%)	関係内容
連結子会社	上海杰意可邁伊 茲企業管理諮詢 有限公司	中国上海市	20,000	人材育成事業 (上海セミホー ダイ、講師派 遣・講演、教材 販売 等)	55.0 (55.0)	当社サービスを海外 展開しております。 資金援助を行って おります。 役員の兼任あり。
	杰意可有限公司	香港特別行政区	100	株式の所有	100.0	資金援助を行って おります。 役員の兼任あり。
持分法適用 関連会社	株式会社レイル	東京都新宿区	50,000	人材ビジネス事 業、パソコン検 定試験事業、教 科書・流通販売 事業	30.0	適性診断エンジンの 供給元

- (注) 1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。
3. 特定子会社に該当する会社はありません。
4. 上海杰意可邁伊茲企業管理諮詢有限公司は、債務超過会社であり、債務超過の額は平成30年12月31日時点で3,667千円となっております。
5. 株式会社レイルは、債務超過会社であり、債務超過の額は平成30年7月31日時点で258,461千円となっております。
6. 「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載した持分法を適用していない関連会社(プレシャスデイズ株、株hape)は、上記には記載しておりません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

令和元年8月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
カレッジ事業	196 (37)
合計	196 (3)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（アルバイト、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 当社グループはカレッジ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

令和元年8月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
190(37)	32.9	5.3	4,437

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（アルバイト、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含み、平成30年9月から令和元年8月の期間で算出しております。
3. 当社はカレッジ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループのミッションは「企業のホームドクター、人材のメンターとなり、人と組織の限りない可能性に貢献し続ける」、ビジョンは「「学ぶ楽しさ」「働く幸せ」「成長する喜び」に満ちあふれた社会を実現する。」ことであります。当社グループはこれまでの実績や経験を通じて、「人と組織の可能性は無限である」と確信をしております。

「就職カレッジ®」を通じて内定を勝ち取った第二新卒やフリーターの若者たちが正社員として就職し、2年後3年後に成長した姿を見せてくれます。「7つの習慣®」を学ぶことで、社風が改善された中堅中小企業が存在します。若者の採用によって、多くの中堅中小企業が活性化し、元気になります。当社グループは一人でも多くの雇用を生み出し、一人でも多くのビジネスパーソンの人生が輝き、一社でも多くの中堅中小企業が「いい会社」と言われる存在になるために、尽力してまいります。

(2) 目標とする経営指標

当社グループは、収益力の向上に重点を置いた企業体質の強化を基本目標とし、「連結営業利益」及び「自己資本利益率」を経営指標としております。今後は収益性をより強固に改善し、経営指標に忠実な企業経営に取り組んでまいります。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

近年、景気回復と若年層の労働不足が相まって、企業の採用意欲が高まっており、採用支援市場は追い風の状況にあると考えております。また、人員確保のために採用レベルを落として採用している企業もあり、戦力化やリテンションに関する研修ニーズも高まっております。少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少していく今後においても、若年層の労働力不足の問題は慢性的になることが想定されるため、採用活動は過熱化していくことが予想されます。当社グループにおいては、人の成長や変化を促す教育ノウハウに磨きをかけることで教育融合型人材紹介サービスというサービスの価値を保ちつつ、既存サービスによる新規拠点開設や既存サービスの全国展開、新たな支援対象層にマッチしたサービスを生み出すことで雇用創出の増加、売上高の増加を目指してまいります。また、採用から定着・活躍のプロセスでクライアントと求職者に継続的に貢献していくことで、クライアントあたりの累計売上を増加を目指してまいります。

(4) 対処すべき課題

①求職者の持続的な獲得とコスト抑制

求職者の売手市場化がさらに進んだことで募集人材コストが高騰しており、以前と同じような手法では数とコストの両面で求職者の集客が困難になってきております。この問題に対して、当社グループの知名度を向上させるための広報・ブランディング活動、カレッジ事業においてはSEO対策（検索エンジン最適化）とアフィリエイトの強化による求職者の集客ルートの最適化、また、一度繋がりを持った求職者とのリレーションを持ち続けられるようなコミュニティサイトの構築、提携大学との関係強化及び新規開拓による大学ルートでの学生確保に取り組むとともに、コスト抑制に努めてまいります。

②人材の確保及び育成

「就職カレッジ®」は全国8拠点で展開しておりますが、まだ拠点を開設できていない人口100万人規模の地方都市があります。また、「女子カレッジ®」や「セカンドカレッジ®」、「新卒カレッジ®」は関東圏でしか定期的に開催できておりません。サービスの品質を落とすことなく、既存サービスによる新規拠点開設やサービスの全国展開を図っていくためには人材の確保と育成が課題であると認識しております。

適性診断を用いた職種ごとのペルソナの設定に取り組むことで、理念やビジョンへの共感だけでなく各職種における職務特性に適した人材を採用できるようにしつつ、売手市場化が進む採用市場において採用したい人材の獲得ができるようにエース級の社員を人事に充ててまいります。また、採用後の戦力化を早期化し、中核を担う人材を育成するために経営幹部による定期的な「人材育成会議」の開催などを通じて、社員全体、また特定の期待人材の育成を促進してまいります。

③新規サービスの実現

これまでに「就職カレッジ®」から「女子カレッジ®」や「セカンドカレッジ®」、「新卒カレッジ®」を派生させてきたように、20代の未就業者の中で細かくセグメントを分けることで、対象となる求職者のニーズを掴んでまいりました。一方で、30代のフリーター、留年生、留学生、育休明けのママやシングルマザー、高卒や通信制高校卒の未就業者など、「就職ポテンシャル層」はまだ存在していると認識しております。テストマーケティングを積み重ねること

で適切なセグメンテーションを行い、セグメントに合ったサービスを開発することでさらなるサービスを創出してまいります。

また、時代の変化に伴って求職者の趣向やクライアントのニーズも変わってまいりますので、教育融合型人材紹介サービスの根幹となる教育研修サービスにおいても、新しいコンテンツの開発、ライセンスの取得に取り組み、時代の変化に適応してまいります。

④サービス毎の顧客構造の確立

新たなサービスを創出していく中で、採用市場において自社サービスが競合しあうカニバリゼーションを起こす可能性があることを認識しております。それを回避するため、各サービスが単独で求職者集客や顧客構造ができるよう、求職者集客側ではターゲットにマッチした集客ルートの開拓に取り組んでまいります。クライアント企業側では、事業部を横断した新規開拓プロジェクトを立ち上げ、当社グループの強みであるDRM（ダイレクトレスポンスマーケティング）のノウハウを結集し、成功実績が豊富な小冊子マーケティングに取り組んでまいります。小冊子で獲得した潜在顧客に対して情報提供メール・ツール、セミナーなどを駆使して顧客のニーズを喚起し、ニーズにマッチしたサービスを提供することで有料化を図ってまいります。

⑤情報管理体制の強化

当社グループは教育融合型人材紹介サービスを行っており、多数の個人情報を持しているため、情報管理を重要な課題の1つとして認識しております。当社は平成21年にプライバシーマークを取得し、その制度に適した個人情報保護マネジメントシステムを構築し、今日に至るまで運用してきております。また、平成28年には公益社団法人全国国民職業紹介事業協会から事業運営、コンプライアンス体制等に優れた人材紹介会社に対する民間職業紹介認定である職業紹介優良事業者認定を受けております。

今後も、社内規程の厳格な運用、定期的な社内研修の実施、セキュリティシステムへの投資等により、情報管理体制の維持強化を図ってまいります。

2【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、当社グループとして必ずしも重要な事業上のリスクに該当しない事項についても、投資者の判断上、あるいは当社グループの事業活動を理解する上で重要であると考えられるものについては、投資者に対する情報開示の観点から積極的に開示しております。なお、当社グループはこれらの事項が発生する可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社グループ株式に関する投資判断は、以下の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があります。また、本項における将来に関する事項については、本書提出日現在において判断したものであり、以下の記載は当社の事業もしくは当社グループ株式への投資に関するリスクの全てを網羅するものではありませんのでご注意ください。

(1) 人材サービス業界の動向について

当社グループが属する人材サービス業界は、社会情勢、景気動向や雇用情勢等の影響を受けやすいものであります。今後、市場環境の悪化や企業の採用意欲が大きく減退し、景気後退した場合には、人材紹介の需要減などにより、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また当社グループは、日々変化するクライアントニーズや環境に柔軟に対応すべく、先端的なテクノロジーの知見やノウハウの蓄積を積極的に推進していく予定です。しかしながら、先端的なテクノロジーに関する知見やノウハウの獲得または蓄積に何らかの困難が生じ、技術革新に対する適切な対応が遅れ、システム投資及び人件費等かかる対応に多くの費用を要する場合があります。また予測の範囲を超えるまったくの新規サービスによりマーケットが激変する場合があります。このような場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また人材サービス業界においては、新規参入障壁が低いこともあり、大手企業から個人事業者までが存在し、広範囲な業種を対象とする事業者から特定業界に特化した事業者まで、多くの事業者が事業を展開しています。当社グループがコアターゲットとしているフリーター、既卒者、大学中退者といった若年層に特化する事業者は複数社存在しており、当社グループはこれらの事業者と競合関係にあります。当社グループは就職が一筋縄ではいかない求職者に対して、人材紹介業界では稀有な試みとして、教育研修サービスで培った教育ノウハウを融合させた教育融合型人材紹介サービスを平成17年から提供してまいりました。そのノウハウの蓄積により、当該業界における求人企業及び求職者のニーズに対してきめ細やかなサービスを提供するとともに、同業他社との差別化を推進しておりますが、今後新たな企業の市場参入や競合他社における教育融合型人材紹介サービス等への参入による競争の激化が生じた場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、大学4年生等の新規学卒者の就職支援をする際には、会社説明会などの広報活動の解禁時期、面接などの選考活動の解禁時期の影響を受けやすいものであります。今後、解禁時期の変更により、市場環境の変化、企業の採用意欲や採用活動の時期の変化、提携大学等の意向が変化した場合には、人材紹介の需要減などにより、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業の許認可と法的規制について

当社グループ事業を規制する主な法的規制として、「職業安定法」があります。当社グループは、「職業安定法」に基づく有料職業紹介事業者として、厚生労働大臣の「有料職業紹介事業許可」を受けており、許可の有効期間は5年（平成30年8月1日～令和5年7月31日）であります。

「職業安定法」は、職業紹介事業等が労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整を果たすべき役割に鑑み、その適正な運営を確保するために、紹介事業を規制しており、厚生労働大臣は、当社グループが有料職業紹介事業者としての欠格事由（職業安定法第32条）、若しくは、当該許可の取消事由（職業安定法第32条の9）に該当した場合には、許可の取消や業務の全部又は一部の停止を命じることが出来る旨を定めております。

本書提出日現在において、当社グループにおいて「職業安定法」に定めるこれら欠格事由又は取消事由に抵触する事項は生じておりません。しかしながら、今後において何らかの理由により当社グループが当該法令に抵触する事態が生じた場合、営業停止又は許可取消等により事業活動に支障をきたすとともに、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) コンプライアンスについて

当社グループは、業務に従事する者（アルバイト、パート及び業務委託先の従業員を含む）が法令や社内規程を遵守するよう、コンプライアンス規程を制定し、教育・研修などを通じた啓発活動を行うことにより従業員等のコンプライアンス意識を高めるとともに、内部通報窓口を設置し、コンプライアンス違反の把握と未然防止に努めております。

またその中でも重要事項として個人情報管理が該当致します。当社グループは事業運営において、登録求職者にかかる多数の個人情報を取り扱っております。そのため当社グループでは、人材関連事業に関わる企業の果たすべき責任として、「個人情報保護に関する法令、規範」に基づき特定個人情報基本方針を策定し、役員及び社員への徹底、技術面及び組織面における合理的な予防・是正措置を講じております。また、当社グループは平成21年度に「個人情報保護マネジメントシステム－要求事項JIS Q15001」に基づくプライバシーマークを取得し、以後、2年毎に審査を受けて更新を実施しております。

当社経営企画部が中心となって、会社関係者全員に対して定期的な教育・指導及び必要な対策を実施し、当社内部監査室が管理状況をチェック・監査しております。

また当社グループのウェブサイトでは、クライアント及び求職者がデータの送受信を行う際、安心して利用できるように、セキュリティモードとして、サーバー間通信を保護するSSL（Secure Sockets Layer）を採用しております。このSSLは、サーバーと企業及び求職者間で通信される内容を暗号化しているため、第三者の盗聴、改竄、成りすましから個人情報を保護することが可能となります。

このような当社グループの取り組みにもかかわらず、各規程等の遵守違反、不測の事態等により個人情報が外部に漏洩した場合、損害賠償請求や、社会的信用の失墜等により、当社グループの事業運営に大きな支障をきたすとともに、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また現時点で、当社グループは損害賠償を請求されている事実や訴訟を提起されている事実はありませんが、万が一重大なコンプライアンス違反が発生した場合、当社グループの社員と求職者との間でトラブルが発生した場合や、取引先等との関係に何かしらの問題が生じた場合には、これらに起因する損害賠償を請求される、あるいは訴訟を提起されることで、求職者やクライアント等からの信頼を著しく損ね、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 求職者の集客について

当社グループの採用支援サービスにおいては、安定的に継続した求職者の集客（サービス登録者の拡大）が重要な要素であると考えております。

当社グループは、サービス拡充及び品質向上等によりフリーター、既卒者、大学中退者といった就職ポテンシャル層における評価及び知名度の向上に努めるとともに、ウェブマーケティングを中心とした集客拡大のための施策を推進しております。しかしながら、今後における国内総人口及び主たる顧客である若年層の継続的な減少、雇用情勢の変化、競合激化、集客施策の不振等により、十分な求職者の集客が困難となった場合、人材紹介にかかるマッチング機能の低下が生じる可能性があり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、当社グループにおける集客施策については、以下のリスクがあります。

①検索エンジンへの対応について

当社グループが運営する「就職カレッジ®」サービスサイトにおける利用者の集客については、特定の検索エンジン（「Yahoo! Japan」及び「Google」）の検索結果からの誘導によるものが一定の割合を占めております。

当社グループは、検索結果において上位表示されるべくSEO対策等の必要な対応を推進しておりますが、今後、検索エンジン運営者における上位表示方針及びロジックの変更、その他何らかの要因によって検索結果の表示が当社グループにとって優位に働かない状況が生じる可能性があり、この場合、当社グループサイトへの集客効果が低下し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

②集客に係る広告宣伝活動について

当社グループは、集客を目的として継続した広告宣伝活動を行っております。当社グループの広告宣伝は、インターネット広告（検索連動型広告、ディスプレイ広告、アフィリエイト広告等）を中心に活用をしております。

当社グループの広告宣伝においては、広告手法や媒体、その実施方法及びタイミング等について、費用対効果を検討した上で効率的な広告宣伝費の投下に努めておりますが、当社グループが行う広告宣伝について著しい広告効果の低下や広告費用の上昇が生じた場合には、求職者の集客等に影響が生じ、また、当該費用負担により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③風評等の影響について

当社グループの事業は、フリーター、既卒者、大学中退者といった就職ポテンシャル層にサービスを提供しており、求職者、クライアントに対し、誠実かつ真摯に対応するよう社員教育を行っております。

しかしながら、提供サービスへの不満のSNS等への投稿やインターネット掲示板への書き込み、従業員の不祥事等何らかの事象の発生や、当社グループに対して不利益な情報や風評が流れた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 求人企業の確保について

当社グループの採用支援サービスにおいては、求職者の集客と同様に、安定的に継続した求人企業の集客も重要な要素となります。現在は売手市場ということもあり、求人企業は潤沢であります。一方で、今後の景気動向の変動により、買手市場となった場合には求人企業の確保が難しくなり、結果として求人企業からの人材紹介手数料収入が減少し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) クライアントと求職者の適正なマッチングについて

採用支援サービスにおいては、クライアントにおける人材採用ニーズと、求職者の就職・転職にかかる希望条件等を適正にマッチングすることが重要な要素であると考えております。また、当社グループがコアターゲットとしているフリーター、既卒者、大学中退者といった就職ポテンシャル層は、社会人経験がほぼない求職者であり、クライアントの受け入れ体制や労働環境等も考慮した上での、クライアント、求職者双方のニーズに応じた適正なマッチングが必要となります。

当社グループは、クライアントに対するヒアリング・取材・求職者に関する提供可能な範囲での情報共有、又は求職者に対する就職アドバイザー・講師・企業担当による面談等におけるニーズ、希望条件、適性等の把握、情報提供をすることに加えて、社内におけるカウンセリングノウハウ等の共有や継続的な教育・育成による担当者のスキル向上、求職者に適したクライアント紹介のための新規企業開拓を推進することにより、適正なマッチングの実施及びその精度向上に努めております。

しかしながら、当社グループの施策推進にも拘らず、マッチング精度の低下による人材紹介にかかる成約率の大幅な低下や早期退職の著しい増加、その他のトラブルが生じた場合、当社グループ事業の収益性低下や信頼性低下等が生じ、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 採用支援サービスにおける取引慣行に基づく返金制度について

採用支援サービスにおいては、当社グループの紹介した求職者が、クライアントに入社した日付を基準に売上高を計上しております。当該事業においては、人材紹介業界における取引慣行に基づき、求職者が入社した日から3ヶ月以内に自己都合により退職した場合は、その退職までの期間に応じて紹介手数料を返金する旨をクライアントとの契約に定めております。

当社グループは、クライアントと求職者の双方のニーズを十分に斟酌した上で紹介を進める等、このような事態の発生を低減に努めており、過去の返金実績に基づき返金引当金を計上しております。しかしながら、当社グループの想定した返金率を上回る返金が生じた場合や取引慣行に変化が生じた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 四半期ごとの収益変動について

当社グループの収益の大半を占める採用支援事業におきましては、4月に向けて採用活動が活発になるなど、年間の採用活動の流れに沿う形で特定の時期に偏った売上計上となる傾向があります。例年、8月から10月の第3四半期の売上高が低くなる傾向にあります。

なお、平成31年1月期における四半期別の売上高の構成は、次のとおりであります。

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
	平成30年2～4月	平成30年5～7月	平成30年8～10月	平成30年11～31年1月
売上高(千円)	660,308	676,583	599,958	690,293
構成比(%)	25.1	25.8	22.8	26.3

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 四半期毎の割合は通期に対するパーセンテージです。

3. 子会社は採用支援事業を行っていないため、上記の売上高は当社単体の売上高となっております。

4. 上記の四半期会計期間の数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づくEY新日本有限責任監査法人の四半期レビューは受けておりません。

(9) 知的財産権について

当社グループは、第三者の特許権、商標権等の知的財産権に関して、外部の弁理士などを通じて調査するなど、その権利を侵害しないように留意するとともに、必要に応じて商標権等については知的財産権を登録することにより、当該リスクの回避に留意しております。

しかしながら、当社グループの認識していない知的財産権が既に成立している可能性や当社グループの事業分野で第三者による知的財産権が成立する可能性があること等から、当社グループによる第三者の知的財産権の侵害が生じる可能性は否定できず、仮に当社グループが第三者の知的財産権を侵害した場合には、当該第三者により、損害賠償請求、使用差止め請求、ロイヤルティの支払い要求などが発生する可能性があり、その場合には、当社グループの経営成績及び財産状態に影響を及ぼす可能性があります。

また当社グループの事業においては、「7つの習慣®」や「原田メソッド」といったライセンスを供与されたコンテンツをベースとして、オリジナルコンテンツの制作をしている関係上、著作権・商標権などの知的財産の確保が業務遂行上重要になっております。当社グループでは、著作権の明示など、さらに開発した技術・ノウハウなどの保護・保全に努めておりますが、悪意の第三者によるサービスの模倣などや、不測の事態により、「7つの習慣®」や「原田メソッド」等のライセンス契約を打ち切れコンテンツを提供できなくなることで、当社グループの営業展開に支障が生じ、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 人材の確保・育成について

当社グループは、現在成長過程にあり、過年度においても事業拡大を図るため、人員体制を拡充しております。また、今後において想定する業容拡大に伴い、継続的に優秀な人材の確保及び育成が重要な課題であると認識しております。

当社グループは、現在、エージェントの活用及び自社社員紹介による人材採用活動を継続的に行うとともに、社内人材育成を目的とした継続した研修実施や組織診断プログラムによる適正人員配置を推進し、組織体制の強化及び人材の定着化を図っており、今後も事業規模に応じた人員体制強化を推進していく方針であります。

しかしながら、雇用環境の変化や人材獲得競争の激化等により、人材確保が困難となった場合、または社内人材の社外流出が生じた場合、特に代表取締役を含む役員、幹部社員に代表される専門的な知識、技術、経験を有している役職員が、何らかの理由によって退任、退職した場合、事業運営に必要な適正な人材配置が困難となり、競争力の低下や一層の業容拡大の制約要因が生じ、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 内部管理体制について

当社グループは、今後の事業運営及びその拡大に対応するため、内部管理体制について一層の充実を図る必要があると認識しており、当該強化を推進しております。

しかしながら、今後において事業規模、人員及び組織体制に適した内部管理体制の構築に支障が生じた場合には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 自然災害及びシステム障害について

当社グループは、全国に拠点を有しており、地震、津波、台風などの自然災害に対して迅速かつ確な対応を行ってまいりますが、想定外の大規模災害が起きた場合、一定の事業運営が困難になる可能性があります。

さらに当社グループは、事業活動をコンピュータシステムやネットワークに大きく依存しており、当社グループのクラウド上で管理している顧客情報管理データベース内に、求職者の個人情報や顧客企業の基本情報等を大量に保有しております。

このため、システムのセキュリティやクラウドサーバーのバックアップサーバーを別の場所に置くことでのリスクヘッジ等、不測の事態に備えて対策を講じておりますが、これらの対策にも関わらず人為的ミスや自然災害などにより業務管理システム等に障害が発生した場合、当社グループの事業活動に影響を及ぼす可能性があります。またそれが長期化した場合には、当該要因による、当社グループの収益機会の喪失、システム及び事業運営に対する信頼性低下、クレーム発生その他の要因により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 潜在株式の行使による当社グループ株式価値の希薄化について

当社グループは、当社グループ役員及び従業員に対し、当社グループの業績向上への意欲や士気を一層高めることを目的として、新株予約権付与によるストック・オプション制度を採用しております。これらの新株予約権が権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、当社株式の1株当たりの価値が希薄化する可能性があります。

なお、本書提出日現在における新株予約権にかかる潜在株式数は102,000株であり、発行済株式総数834,000株の12.23%に相当しております。また当社グループは長期的な企業価値向上を目指し、今後もストック・オプション制度を含めたインセンティブ制度を活用していく方針であります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態の状況

第28期連結会計年度（自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日）

(資産)

当連結会計年度末の総資産は2,188,052千円(前連結会計年度末比16.6%増)となりました。

流動資産は1,576,837千円(同10.0%増)となりました。主な増加要因は、現金及び預金が90,596千円増加、売掛金が30,973千円増加したことによるものであります。

固定資産は611,215千円(同38.0%増)となりました。主な増加要因は、特許使用権が108,777千円増加したことによるものであります。

(負債)

当連結会計年度末における負債合計は1,780,019千円(同8.7%増)となりました。

流動負債は846,085千円(同17.4%増)となりました。主な増加要因は、未払金の増加91,752千円によるものであります。

固定負債は933,934千円(同2.0%増)となりました。主な増加要因は、長期借入金の増加14,088千円によるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産合計は408,033千円(同70.2%増)となりました。主な増加要因は、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益に伴う利益剰余金の増加173,843千円によるものであります。

第29期第2四半期連結累計期間（自 平成31年2月1日 至 令和元年7月31日）

(資産)

当第2四半期連結会計期間末における総資産は2,229,291千円となり、前連結会計年度末に比べて41,238千円増加いたしました。

流動資産は1,609,167千円となり、前連結会計年度末に比べて32,330千円増加しました。これは主に未収還付法人税等が71,439千円減少しましたが、現金及び預金が88,667千円、売掛金が32,359千円増加したことによるものであります。固定資産は620,123千円となり、前連結会計年度末に比べて8,908千円増加しました。これは主に有形固定資産が2,068千円、無形固定資産が11,164千円減少しましたが、投資その他の資産が22,141千円増加したことによるものであります。

(負債)

当第2四半期連結会計期間末における負債合計は1,667,740千円となり、前連結会計年度末に比べて112,279千円減少いたしました。

流動負債は657,158千円となり、前連結会計年度末に比べて188,926千円減少しました。これは主に1年内返済予定の長期借入金が130,750千円、未払金が97,186千円減少したことによるものであります。固定負債は1,010,581千円となり、76,646千円増加しました。これは主に長期借入金が77,428千円増加したことによるものであります。

(純資産)

当第2四半期連結会計期間末における純資産合計は561,551千円となり、前連結会計年度末に比べて153,518千円増加しました。これは主に親会社株主に帰属する四半期純利益の計上による利益剰余金が114,866千円、新株の発行による資本金及び資本剰余金がそれぞれ19,108千円増加したことによるものであります。

② 経営成績の状況

第28期連結会計年度（自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日）

当連結会計年度におけるわが国経済は、個人消費の増加などを背景に緩やかな景気回復が続いている一方、米国の保護主義的な動き等の地政学リスクや、中国経済の減速もあり、景気の先行きは依然として慎重な見方が必要な状況となっております。

このような経済環境の中、国内の雇用情勢においては企業の採用意欲は引き続き高い状態が続いており、厚生労働省が発表する有効求人倍率は平成30年12月時点で1.63倍、平成30年平均で1.61倍と前年比0.11ポイント上昇しました。（「一般職業紹介状況（平成30年12月分及び平成30年）について」厚生労働省調べ）

このような状況の中、当社グループでは中心サービスである教育融合型人材紹介サービス「就職カレッジ®」では後々の拠点展開を見据えて地方都市でのトライアル開催を進めるとともに、採用された求職者が定着して働き、活躍していくことを支援する定着・活躍支援サービス「エースカレッジ」の開発、求職者の上司も対象となるサービスである「リーダーカレッジ」の拡販に注力しました。また、採用市場の売手市場化が進む中、サービスHPのリニューアルや新たなチャネルの開拓を進め、求職者の確保に注力いたしました。さらに、人手不足を人材教育による効率化で補おうとする企業ニーズをとらえた教育研修サービスの拡販に注力いたしました。

この結果、当連結会計年度の業績は売上高2,702,050千円（前期比9.2%増）、営業利益は231,871千円（前期比40.4%増）、経常利益は221,067千円（前期比42.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は173,843千円（前期比105.6%増）となり、自己資本当期純利益率は53.4%となりました。

なお、当社グループはカレッジ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第29期第2四半期連結累計期間（自平成31年2月1日至令和元年7月31日）

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、雇用・所得環境や企業収益の改善が続き、全体として緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、米中の通商問題の動向、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響等により、日本経済の先行きは不透明な状況が続いております。

国内の雇用情勢においては、厚生労働省発表の「一般職業紹介状況（令和元年6月）について」によると、有効求人倍率は1.61倍と引き続き企業の採用意欲は高水準で推移しております。

このような環境の中、当社グループでは、中心サービスである教育融合型人材紹介サービス「就職カレッジ®」におけるSEOを中心に求職者の集客を強化するとともに、登録いただいた求職者の雇用創出率向上に取り組んでまいりました。

この結果、当第2四半期連結累計期間の経営成績は、売上高1,622,637千円、営業利益245,306千円、経常利益241,254千円、親会社株主に帰属する四半期純利益159,140千円となりました。

③ キャッシュ・フローの状況

第28期連結会計年度（自平成30年2月1日至平成31年1月31日）

当連結会計年度末の現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べて90,596千円増加の1,247,841千円となりました。各活動におけるキャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、152,338千円の収入（前連結会計年度は115,080千円の収入）となりました。主な要因といたしましては、税金等調整前当期純利益の218,796千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度の投資活動によるキャッシュ・フローは、88,624千円の支出（前連結会計年度は144,516千円の支出）となりました。主な要因といたしましては、投資有価証券の取得による支出36,000千円、無形固定資産の取得による支出23,500千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、27,395千円の収入（前連結会計年度は188,071千円の収入）となりました。主な要因といたしましては、長期借入れによる収入300,000千円によるものであります。

第29期第2四半期連結累計期間（自平成31年2月1日至令和元年7月31日）

当第2四半期連結会計期間における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べて88,667千円増加の1,336,508千円となりました。当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、280,567千円の収入となりました。主な要因といたしましては、法人税等の支払額72,924千円等により資金が減少しましたが、税金等調整前四半期純利益の241,890千円の計上、法人税等の還付額82,116千円等により資金が増加したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、132,372千円の支出となりました。主な要因といたしましては、無形固定資産の取得による支出110,000千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、59,637千円の支出となりました。長期借入れによる収入100,000千円、新株発行による収入37,902千円により資金が増加しましたが、長期借入金の返済による支出153,321千円、配当金の支払額44,274千円により資金が減少したことによるものであります。

④ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループが提供するサービスには生産に該当する事項がありませんので、生産実績に関する記載はしておりません。

b. 受注実績

生産実績と同様の理由により、受注実績に関する記載はしておりません。

c. 販売実績

当社グループは「カレッジ事業」の単一セグメントであり、第28期連結会計年度及び第29期第2四半期連結累計期間の販売実績は以下の通りであります。

セグメントの名称	第28期連結会計年度 (自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日)	前年同期比 (%)	第29期第2四半期連結累計期間 (自 平成31年2月1日 至 令和元年7月31日)
カレッジ事業 (千円)	2,702,050	109.2	1,622,637
合計 (千円)	2,702,050	109.2	1,622,637

(注) 1. 最近2連結会計年度及び第29期第2四半期連結累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は総販売実績の100分の10未満であるため記載を省略しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

①重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たりまして、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りとは異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

②当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

(1) 経営成績の分析

当連結会計年度の経営成績は、「(1) 経営成績等の状況の概要」に記載しておりますが、その主な要因は次のとおりです。

(売上高)

当連結会計年度の売上高は2,702,050千円（前年同期比9.2%増）となりました。これは主に、梅田支店の開設及び「セカンドカレッジ®」を中心に、広告宣伝投資の拡大による新規企業の獲得、求職者数の拡大によるものであります。

(売上原価)

当連結会計年度の売上原価は139,213千円（前年同期比8.1%減）となりました。主な減少要因は、教育研修サービスにおける研修講師の内製化の促進等による当期売上原価の減少によるものであります。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は2,330,964千円（前年同期比8.1%増）となりました。主な増加要因は、事業拡大に伴う人件費や求職者獲得のための広告宣伝投資、支店開設に伴う地代家賃の増加によるものであります。

この結果、当連結会計年度の営業利益は231,871千円（前年同期比40.4%増）となりました。

(経常利益)

当連結会計年度の営業外収益は、173千円（前年同期比80.0%減）となりました。主な減少要因は、為替差益の減少によるものであります。

当連結会計年度の営業外費用は、10,977千円（前年同期比3.8%増）となりました。主な増加要因は、為替差損の増加によるものであります。

この結果、当連結会計年度の経常利益は221,067千円（前年同期比42.2%増）となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度の特別損失は、2,271千円（前年同期比22.6%増）となりました。増加要因は、固定資産除却損の増加によるものであります。

また、法人税、住民税及び事業税（法人税等調整額を含む）を44,446千円を計上した結果、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は173,843千円（前年同期比105.6%増）となりました。

③資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの資金需要の主なものは、当社グループのカレッジ事業に係る人件費、販売促進費等の販売費及び一般管理費に加え、拠点開設に係る有形固定資産及び特許使用権に係る無形固定資産への投資等があります。これらの資金需要に対して安定的な資金供給を行うための財源については、短期の運転資金については自己資金により充当し、長期の設備投資等については自己資金に加え、金融機関からの長期借入金、新株発行による調達資金により充当いたします。

(2) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 2. 事業等のリスク」に記載のとおり、人材サービス業界の動向、事業の許認可と法的規制、内部管理体制、自然災害及びシステム障害等、様々なものがあると認識しております。そのため、当社は常に市場動向、政府の政策に留意しつつ、優秀な人材を確保、内部管理体制を強化し、市場のニーズに合ったサービスを展開していくことにより、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因を低減し、適切に対応を行ってまいります。

(3) 事業別の経営成績の状況に関する認識及び分析

なお、当社グループは「カレッジ事業」の単一セグメントであります。事業別の経営成績の状況に関する認識及び分析は以下の通りであります。

① カレッジ事業

カレッジ事業は当社の若手育成のノウハウを活用して主に20代の未就業者や学生に対して研修を実施後、中堅中小企業を中心とした企業にご紹介するという教育融合型人材紹介サービスを行っております。

対象者によって「就職カレッジ®」、「女子カレッジ®」、「セカンドカレッジ®」、「新卒カレッジ®」とサービスセグメントを分けてサービスを提供しており、当連結会計年度は、平成26年9月に文部科学省の発表によると全国で毎年7万人規模という大学中退者を対象にした「セカンドカレッジ®」の立ち上げに注力いたしました。

加えて、大学の就職課と連携して主に夏場以降の大学4年生の就職活動を支援する「新卒カレッジ®」においては複数の大学で共同して面接会を開催することで、1回の面接会あたりの学生人数を増やしてクライアントと求職者の双方の満足度と効率性を上げる取り組みを行ってまいりました。

また、ご採用いただいた求職者の上司や次期リーダー層を対象に、1年間で次世代リーダーを育成する「リーダーカレッジ」の全国展開による拡販を図ってまいりました。

この結果、カレッジ事業の売上高は2,157,429千円（前年同期比9.7%増）となりました。連結売上高に占める各サービスの構成比は、「就職カレッジ®」、「女子カレッジ®」及び「セカンドカレッジ®」の合計が63.8%、「新卒カレッジ®」が8.1%、「リーダーカレッジ」（立ち上げ中の「エースカレッジ」の売上を含む）が7.9%となっております。

② 教育研修事業その他

教育研修事業は中堅中小企業を中心に、一部大手企業を対象に「7つの習慣®」や「原田メソッド」のようなパッケージ研修、若手層を中心とした様々な階層向けの研修講師を派遣するインハウス型、受講者に当社にお越しいただくオープンセミナー型で提供しております。

クライアントのニーズに応じたカスタマイズでの研修提供力に磨きをかけることにより、インハウス型での研修受注の増大に注力いたしました。

また、フランクリン・コヴィー・ジャパン株式会社から「7つの習慣®」の新入社員や若手社員向けの研修カリキュラムである「ディスカバリー」の知的財産権を使用する権利を取得し、クライアントに提供できる研修ラインナップの強化に取り組みました。

この結果、教育研修事業その他の売上高は544,620千円（前年同期比7.4%増）となりました。連結売上高に占める教育研修事業の構成比は15.3%、その他の構成比は4.8%となっております。

4 【経営上の重要な契約等】

ライセンス契約

相手先の名称	契約締結日	契約期間	契約内容
フランクリン・コヴィー・ジャパン株式会社	平成24年6月1日	自 平成28年4月1日 至 令和3年3月31日	フランクリン・コヴィー・ジャパン株式会社が保有する「7つの習慣®」研修及びオープンセミナーに関わる知的財産権を使用する権利の付与（注）1
株式会社原田教育研究所	平成25年6月1日	自 平成29年8月23日 至 令和2年8月22日 （注）2	株式会社原田教育研究所が保有する研修資料、映像、及び付随する商標、著作物の使用許諾

（注）1. 本契約に付随したプログラムや適用範囲の拡大に関する契約が別途あります。

2. いずれかが期間満了日の6ヶ月前までに書面により契約の解除または契約内容の変更を申し出なかった場合には、更に1年間延長されるものとし、以後も同様であります。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第28期連結会計年度（自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日）

当連結会計年度において支出した設備投資の総額は147,985千円となりました。その主な内容は、教育研修事業におけるサービスラインナップの拡大のために取得したライセンス133,000千円によるものであります。なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

また、当社グループはカレッジ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第29期第2四半期連結累計期間（自 平成31年2月1日 至 令和元年7月31日）

当第2四半期連結累計期間において支出した設備投資の総額は2,039千円となりました。その主な内容は、新宿支店において老朽化した建物の更新によるものであります。なお、当第2四半期連結累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

また、当社グループはカレッジ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。なお、当社グループはカレッジ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(1) 提出会社

平成31年1月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額 (千円)			従業員数 (人)
		建物	工具、器具及び備 品	合計	
東京本社 (東京都千代田区)	事務所	12,565	12,610	25,176	116 (33)
新宿支店 (東京都新宿区) (他6支店)	営業設備	38,918	1,375	40,288	65 (-)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 本社、支店はすべて賃借物件であり、年間賃借料は205,674千円であります。
 4. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（アルバイト、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は（ ）外数で記載しております。

(2) 在外子会社

平成31年1月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額 (千円)			従業員数 (人)
			建物	工具、器具及び備 品	合計	
上海杰意可 邁伊茲企業 管理諮詢有 限公司	本社 (中国上海市)	営業設備	-	115	115	6

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 上記の従業員数には当社からの出向社員を含めております。

3【設備の新設、除却等の計画】（令和元年8月31日現在）

(1) 重要な設備の新設等

会社名	所在地	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
当社	広島県 広島市中区	事務所	15,000 (注) 2	—	増資資金、 自己資金	令和元年 11月	令和2年 1月	(注) 3
当社	宮城県 仙台市 青葉区	事務所	3,000	—	増資資金、 自己資金	令和元年 11月	令和2年 1月	(注) 3
当社	東京都 千代田区	システム 投資	42,000	—	借入金、 自己資金	令和2年 1月期中	令和3年 1月期中	(注) 3

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 2. 投資予定額には、7,500千円の敷金相当額を含んでおります。
 3. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難なため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,000,000
計	3,000,000

- (注) 1. 令和元年6月18日開催の取締役会決議により、令和元年7月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行い、併せて発行可能株式総数を株式分割の割合に応じて増加させました。株式分割後の発行可能株式総数は4,950,000株増加し、5,000,000株となっております。
2. 令和元年8月8日開催の臨時株主総会決議により、定款を変更し、発行可能株式総数は2,000,000株減少し、3,000,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	834,000	非上場	単元株式数100株
計	834,000	—	—

- (注) 1. 令和元年7月2日開催の臨時株主総会決議により、定款を変更し、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
2. 令和元年7月8日に第6回新株予約権が一部行使され、発行済株式総数が500株増加し、8,279株となっております。
3. 令和元年7月2日開催の臨時株主総会において、第三者割当による61株の募集株式の発行が決議され、ジェイック従業員持株会に割り当てられたうえ、令和元年7月10日に払込が完了して発行済株式総数が61株増加し、8,340株となっております。
4. 令和元年6月18日開催の取締役会決議により、令和元年7月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行い、発行済株式総数は825,660株増加し、834,000株となっております。
5. 令和元年8月8日開催の臨時株主総会決議により定款を変更し、株式譲渡制限を撤廃しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストック・オプション制度の内容】

第6回新株予約権（有償ストック・オプション）

（平成29年4月30日開催定時株主総会決議に基づく平成29年4月30日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成31年1月31日)	提出日の前月末現在 (令和元年8月31日)
付与対象者の区分及び人数	株式会社エンスー (注) 1、2	同左
新株予約権の数(個)	800(注) 3	300(注) 3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 800(注) 4	普通株式 30,000 (注) 4、12
新株予約権の行使時の払込金額(円)	63,624(注) 5	637(注) 12
新株予約権の行使期間	自平成29年5月1日 至令和9年4月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 64,254 資本組入額 32,127(注) 6	発行価格 643 資本組入額 322(注) 12
新株予約権の行使の条件	(注) 8	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 7	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 10	同左

(注) 1. 株式会社エンスーは、当社代表取締役 佐藤 剛志の資産管理会社であります。

2. 本新株予約権は、新株予約権1個につき630円で有償発行しております。

3. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1株とする。ただし、3. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

4. 割り当てる新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に1. に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。行使価額は、63,624円とする。なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

6. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

8. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

(a) 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。

(b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき

(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、各事業年度末日を基準日としてDCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回ったとき（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が株式評価機関と協議の上本項への該当を判断するものとする。）

②本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

③各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

9. 新株予約権の取得事由

①新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

②新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

10. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、4. に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記5. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使の条件

前記8. に準じて決定する。

⑦増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記6. に準じて決定する。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨新株予約権の取得事由

前記9. に準じて決定する。

11. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

12. 当社は、令和元年6月18日開催の取締役会決議により、令和元年7月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っており、上記「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）」、「新株予約権の行使時の払込金額（円）」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額（円）」は調整後の内容となっております。

第7回新株予約権

(平成29年4月30日開催定時株主総会決議に基づく平成29年6月30日取締役会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成31年1月31日)	提出日の前月末現在 (令和元年8月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社使用人 26名	同左 (注) 10
新株予約権の数(個)	182 (注) 1	182 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 182 (注) 2	普通株式 18,200 (注) 2、11
新株予約権の行使時の払込金額(円)	63,624 (注) 3	637 (注) 11
新株予約権の行使期間	自 令和元年7月4日 至 令和9年6月3日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 63,624 資本組入額 31,812 (注) 4	発行価格 637 資本組入額 319 (注) 11
新株予約権の行使の条件	(注) 6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 8	同左

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株とする。ただし、2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 割り当てる新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。
調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に1. に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。行使価額は、63,624円とする。なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

6. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

②当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。

③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

7. 新株予約権の取得事由

①新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

②新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

8. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、2. に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記3. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使の条件

前記6. に準じて決定する。

⑦増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記4. に準じて決定する。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨新株予約権の取得事由

前記7. に準じて決定する。

9. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

10. 付与対象者の退職や取締役就任等により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役5名、当社使用人21名、当社元使用人2名となっております。

11. 当社は、令和元年6月18日開催の取締役会決議により、令和元年7月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っており、上記「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）」、「新株予約権の行使時の払込金額（円）」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額（円）」は調整後の内容となっております。

第8回新株予約権

(平成29年4月30日定時株主総会決議に基づく平成29年6月30日取締役会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成31年1月31日)	提出日の前月末現在 (令和元年8月31日)
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 3名	同左
新株予約権の数(個)	13(注)1	13(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 13(注)2	普通株式 1,300 (注)2、10
新株予約権の行使時の払込金額(円)	63,624(注)3	637(注)10
新株予約権の行使期間	自 令和元年7月4日 至 令和9年6月3日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 63,624 資本組入額 31,812(注)4	発行価格 637 資本組入額 319(注)10
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8	同左

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株とする。ただし、2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 割り当てる新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。
調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に1. に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、63,624円とする。なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
6. 新株予約権の行使の条件
 - ①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社取締役会において、取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社との間で協力関係にある者（以下、「社外協力者」という）として認定された地位であることを要す。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - ②当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。
 - ③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
7. 新株予約権の取得事由
 - ①新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - ②新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
8. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い
当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、2. に準じて決定する。
 - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記3. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥新株予約権の行使の条件
前記6. に準じて決定する。
 - ⑦増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記4. に準じて決定する。
 - ⑧譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ⑨新株予約権の取得事由
前記7. に準じて決定する。
9. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
10. 当社は、令和元年6月18日開催の取締役会決議により、令和元年7月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っており、上記「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）」、「新株予約権の行使時の払込金額（円）」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額（円）」は調整後の内容となっております。

第9回新株予約権

(平成30年11月20日臨時株主総会決議に基づく平成30年11月20日取締役会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成31年1月31日)	提出日の前月末現在 (令和元年8月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社監査役 1名 当社使用人 28名	同左 (注) 10
新株予約権の数(個)	188 (注) 1	188 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 188 (注) 2	普通株式 18,800 (注) 2、11
新株予約権の行使時の払込金額(円)	67,523 (注) 3	676 (注) 11
新株予約権の行使期間	自 令和2年11月22日 至 令和10年10月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 67,523 資本組入額 33,762 (注) 4	発行価格 676 資本組入額 338 (注) 11
新株予約権の行使の条件	(注) 6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 8	同左

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株とする。ただし、2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 割り当てる新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。
調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に1. に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。行使価額は、67,523円とする。なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
6. 新株予約権の行使の条件
 - ①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - ②当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。
 - ③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
7. 新株予約権の取得事由
 - ①新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - ②新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
8. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い
当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、2. に準じて決定する。
 - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記3. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥新株予約権の行使の条件
前記6. に準じて決定する。
 - ⑦増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記4. に準じて決定する。
 - ⑧譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ⑨新株予約権の取得事由
前記7. に準じて決定する。
9. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
10. 付与対象者の取締役就任により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役5名、当社監査役1名、当社使用人26名となっております。
11. 当社は、令和元年6月18日開催の取締役会決議により、令和元年7月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っており、上記「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）」、「新株予約権の行使時の払込金額（円）」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額（円）」は調整後の内容となっております。

第10回新株予約権

(平成30年11月20日臨時株主総会決議に基づく平成30年11月20日取締役会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成31年1月31日)	提出日の前月末現在 (令和元年8月31日)
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 5名	同左 (注) 10
新株予約権の数(個)	19 (注) 1	16 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 19 (注) 2	普通株式 1,600 (注) 2、11
新株予約権の行使時の払込金額(円)	67,523 (注) 3	676 (注) 11
新株予約権の行使期間	自 令和2年11月22日 至 令和10年10月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 67,523 資本組入額 33,762 (注) 4	発行価格 676 資本組入額 338 (注) 11
新株予約権の行使の条件	(注) 6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 8	同左

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株とする。ただし、2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

2. 割り当てる新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。
調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に1. に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、67,523円とする。なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
6. 新株予約権の行使の条件
 - ①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社取締役会において、取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社との間で協力関係にある者（以下、「社外協力者」という）として認定された地位であることを要す。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - ②当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。
 - ③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
7. 新株予約権の取得事由
 - ①新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - ②新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
8. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い
当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、2. に準じて決定する。
 - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記3. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥新株予約権の行使の条件
前記6. に準じて決定する。
 - ⑦増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記4. に準じて決定する。
 - ⑧譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ⑨新株予約権の取得事由
前記7. に準じて決定する。
9. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
10. 付与対象者との協力関係の解消による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、社外協力者4名となっております。
11. 当社は、令和元年6月18日開催の取締役会決議により、令和元年7月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っており、上記「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）」、「新株予約権の行使時の払込金額（円）」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額（円）」は調整後の内容となっております。

第11回新株予約権

(平成31年4月23日定時株主総会決議に基づく平成31年4月23日取締役会決議)

区分	提出日の前月末現在 (令和元年8月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社監査役 1名 当社使用人 102名 (注) 1、11
新株予約権の数(個)	321 (注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 32,100 (注) 3、12
新株予約権の行使時の払込金額(円)	982 (注) 4、12
新株予約権の行使期間	自平成31年4月24日 至令和11年4月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 984 資本組入額 492 (注) 5、12
新株予約権の行使の条件	(注) 7
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 9

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき170円で有償発行しております。

2. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株とする。ただし、3. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

3. 割り当てる新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に2. に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、98,198円とする。なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{1} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端

数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

7. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の令和2年1月期から令和4年1月期の3事業年度の日本基準単体の営業利益が、次の各号に掲げる水準を満たしている場合に、各新株予約権者が割り当てられた本新株予約権の個数（割当新株予約権の数）に当該各号に掲げる割合を乗じた個数の合計数（ただし割当新株予約権の数を上限とし、1個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨て）を限度として、当該営業利益の水準を満たした期の有価証券報告書提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに本新株予約権を行使することができる。

- (1) 令和2年1月期の営業利益が250百万円以上の場合 行使可能割合：50%
- (2) 令和3年1月期の営業利益が310百万円以上の場合 行使可能割合：50%
- (3) 令和4年1月期の営業利益が310百万円以上の場合 行使可能割合：50%

なお、上記における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される日本基準単体の損益計算書における営業利益を参照するものとし、参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で合理的な範囲内で定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

- ② 新株予約権者は、本新株予約権の行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。
- (a) 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。
 - (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
 - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき
 - (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、DCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回ったとき（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が株式評価機関と協議の上本項への該当を判断するものとする。）
- ③ 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ④ 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。
- ⑤ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- ⑥ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑦ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

8. 新株予約権の取得事由

- ①新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ②新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

9. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付す

る旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、3. に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記4. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使の条件

前記7. に準じて決定する。

⑦増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記5. に準じて決定する。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨新株予約権の取得事由

前記8. に準じて決定する。

10. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

11. 付与対象者の退職による権利喪失や、付与契約の不成立等により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役5名、当社監査役1名、当社使用人84名となっております。

12. 当社は、令和元年6月18日開催の取締役会決議により、令和元年7月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っており、上記「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)」、「新株予約権の行使時の払込金額(円)」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額(円)」は調整後の内容となっております。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成27年4月28日 (注1)	79	7,779	395	77,395	395	42,712
令和元年7月8日 (注2)	500	8,279	16,063	93,458	16,063	58,776
令和元年7月10日 (注3)	61	8,340	3,045	96,503	3,045	61,821
令和元年7月11日 (注4)	825,660	834,000	—	96,503	—	61,821

- (注) 1. 第1回新株予約権行使による増加であります。
2. 第6回新株予約権行使による増加であります。
3. 有償第三者割当 61株
発行価格 99,850円
資本組入額 49,925円
主な割当先 ジェイック従業員持株会
4. 株式分割 (1:100) によるものであります。

(4) 【所有者別状況】

令和元年8月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)							単元未満株 式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その 他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	4	—	—	19	23	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	5,450	—	—	2,890	8,340	—
所有株式数 の割合 (%)	—	—	—	65.3	—	—	34.7	100	—

(注) 自己株式40,000株は、「個人その他」に400単元含めて記載しております。

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

令和元年8月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 40,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 794,000	7,940	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	834,000	—	—
総株主の議決権	—	7,940	—

(注) 令和元年7月2日開催の臨時株主総会決議により、定款を変更し、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

② 【自己株式等】

令和元年8月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社ジェイック	東京都千代田区神田 神保町一丁目101番 神保町101ビル7階	40,000	—	40,000	4.8
計	—	40,000	—	40,000	4.8

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得 自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	400	—	40,000	—

(注) 令和元年6月18日開催の取締役決議により、令和元年7月付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより、「最近期間」における「保有自己株式数」は、株式分割後の株式数を記載しております。

3 【配当政策】

当社は、従来より株主への利益還元の充実を経営の重要課題のひとつとして位置づけており、業績の進展等を勘案しながら、継続的かつ安定的な利益還元を努め、通年ベースの配当性向を当社単体の当期純利益の3割程度とする方針を定め、基本方針としております。当社は、中間配当制度を導入しておりますが、基本的に期末配当の年1回の配当を行っております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。当期の利益配当金につきましては、1株につき普通配当6,000円の配当といたしました。

今後につきましては、内部留保の充実を図り、更なる成長に向けた事業拡充や、組織体制、システム環境の整備への投資等の財源として有効活用を図りながら、市場の動向、財務状況等を総合的に勘案し慎重に検討のうえ、株主への利益還元を努めてまいります。なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成31年4月23日 定時株主総会決議	44,274	6,000

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員状況】

男性 9名 女性 1名 (役員のうち女性の比率 10%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役	-	佐藤 剛志	昭和37年6月10日	昭和61年4月 (株)日本エル・シー・エー(現(株)インタープライズ・コンサルティング)入社 平成5年12月 (株)旺躍商事(現(株)エンスー)取締役就任 平成8年4月 同社代表取締役就任(現任) 平成9年4月 当社取締役就任 平成9年10月 当社専務取締役就任 平成10年4月 当社代表取締役専務就任 平成12年1月 当社代表取締役就任(現任) 平成25年2月 杰意可有限公司董事長就任(現任) 平成25年6月 上海杰意可邁伊茲企業管理諮詢有限公司董事長就任(現任)	(注)3	686,000 (注)4
常務取締役	カレッジ事業本部長兼マーケティング開発部長	近藤 浩充	昭和46年12月18日	平成6年4月 パーソナル情報システム(株)入社 平成12年4月 同社花きシステム事業部長 平成17年2月 当社執行役員IT戦略事業部長就任 平成23年2月 当社執行役員経営戦略室長就任 平成25年2月 当社取締役教育事業部長就任 平成27年2月 当社常務取締役教育事業部長就任 平成28年2月 当社常務取締役営業カレッジ事業本部長兼営業カレッジ東日本事業部長就任 平成30年2月 当社常務取締役営業カレッジ事業本部長兼マーケティング開発部長就任 平成30年12月 当社常務取締役カレッジ事業本部長兼マーケティング開発部長就任(現任)	(注)3	8,500
取締役	新卒事業本部長	古庄 拓	昭和58年2月28日	平成17年4月 当社入社 平成21年4月 当社経営企画室長就任 平成28年2月 当社執行役員事業開発部長就任 平成28年4月 当社取締役事業開発部長就任 平成30年2月 当社取締役新卒事業本部長就任(現任)	(注)3	1,500
取締役	教育事業本部長	東宮 美樹	昭和49年5月5日	平成9年4月 ハウス食品(株)入社 平成13年1月 (株)JBS(現 JXキャリアサポート(株))入社 平成18年5月 当社入社 平成28年2月 当社教育事業部長就任 平成29年2月 当社執行役員教育事業部長就任 平成30年2月 当社執行役員教育事業本部長就任 平成31年4月 当社取締役教育事業本部長就任(現任)	(注)3	1,000
取締役	経営企画本部長	谷中 拓生	昭和58年7月29日	平成18年4月 当社入社 平成27年2月 当社営業カレッジ西日本事業部長就任 平成29年8月 当社経営企画部ゼネラルマネージャー就任 平成30年2月 当社経営企画本部長就任 平成30年5月 当社執行役員経営企画本部長就任 平成31年4月 当社取締役経営企画本部長就任(現任)	(注)3	1,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役	—	大谷 美一	昭和29年 12月21日	昭和53年4月 日興証券(株) (現 SMBC日興証券(株)) 入社 昭和54年6月 一般社団法人日本能率協会入社 平成3年4月 同社コンベンション振興本部第3企画部部長就任 平成5年4月 同社産業振興本部企画推進第2部部長就任 平成9年4月 同社事務局審査登録センター経営管理部部長 平成12年6月 同社理事就任 平成18年6月 同社常務理事就任 平成28年6月 同社常勤監事就任 平成30年10月 当社取締役就任 (現任) 令和元年6月 一般社団法人日本能率協会常勤顧問就任 (現任)	(注) 3	—
取締役	—	知見寺 直樹	昭和42年 2月9日	平成元年4月 (株)日本エル・シー・エー (現 (株)インタープライズ・コンサルティング) 入社 平成12年1月 (株)エフアンドエム入社 平成12年10月 チャレンジャー・グレイ・クリスマス(株)出向 取締役就任 平成14年4月 同社転籍 常務取締役就任 平成15年9月 当社入社人材紹介事業部ゼネラルマネージャー就任 平成19年2月 当社執行役員教育事業部長就任 (株)LR代表取締役就任 (現任) 平成20年4月 当社取締役就任 平成21年2月 当社常務取締役就任 平成25年6月 上海杰意可邁伊茲企業管理咨询有限公司董事總經理就任 平成29年1月 同社副董事長(現任) 平成30年2月 当社取締役就任 (現任)	(注) 3	7,500
常勤 監査役	—	古江 嘉之	昭和28年 12月26日	昭和52年4月 パナファコム(株) (現 (株)PFU) 入社 平成10年6月 同社総務部長 平成16年6月 PFUクリエイティブサービス(株)代表取締役社長就任 平成20年6月 (株)PFU人材開発室長 平成22年4月 同社経営企画部主席部長 平成22年6月 同社常勤監査役就任 平成25年6月 同社取締役就任 平成29年6月 同社常任顧問就任 平成30年7月 当社常勤監査役就任 (現任) 平成31年1月 (株)エージェンテック 社外取締役就任 令和元年6月 同社 社外監査役就任 (現任)	(注) 5	1,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
非常勤監査役	—	神林 尚	昭和28年9月3日	昭和52年4月 (株)協和銀行(現(株)りそな銀行) 入行 平成10年4月 (株)格付投資情報センター 投資評価事業部副部長就任 平成16年3月 同社格付本部長就任 平成20年3月 同社執行役員調査本部長就任 平成21年3月 同社執行役員格付委員長就任 平成22年3月 同社常務執行役員格付委員長就任 平成28年3月 同社特別研究員就任 平成30年10月 当社監査役就任(現任)	(注)5	—
非常勤監査役	—	近藤 直	昭和26年5月26日	昭和49年4月 味の素(株)入社 平成4年7月 同社人事部人事グループ長 平成8年7月 同社冷凍食品部家庭用グループ長 平成12年10月 味の素冷凍食品(株) 常務取締役マーケティング本部長兼家庭用品部長就任 平成18年6月 同社専務取締役マーケティング本部長就任 平成19年6月 同社取締役専務執行役員マーケティング本部長就任 平成22年6月 味の素製菓(株) 常勤監査役就任 平成27年6月 石光商事(株) 社外取締役就任(現任) 平成30年9月 当社監査役就任(現任)	(注)5	—
計						706,500

- (注) 1. 取締役大谷 美一は、社外取締役であります。
2. 監査役古江 嘉之、神林 尚及び近藤 直は、社外監査役であります。
3. 令和元年8月8日開催の臨時株主総会終結の時から令和2年1月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 代表取締役 佐藤 剛志の所有株式数には、同氏の資産管理会社である株式会社エンスーが保有する株式500,000株を含んでおります。
5. 令和元年8月8日開催の臨時株主総会終結の時から令和4年1月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
6. 当社は、執行役員制度を導入しております。本書提出日現在の執行役員は、執行役員 新卒カレッジ事業部長 柳井田 彰、執行役員 カレッジ事業部長 大野 達也の2名です。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、「企業のホームドクター、人材のメンターとなり、人と組織の限りない可能性に貢献し続ける」をミッションとして掲げています。

全てのステークホルダーを尊重し、企業の健全性及び透明性を高めるとともに、長期的かつ安定的な株主価値の向上に努めるため、迅速で合理的な意思決定体制及び業務執行の効率化を可能とする社内体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいります。

① 企業統治の体制の概要

当社は、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しており、迅速で合理的な意思決定体制及び業務執行の効率化を可能とする社内体制を構築し、企業統治の体制強化を図ってまいりました。

イ. 取締役会

当社における、取締役会は、取締役7名（うち社外取締役1名）で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。取締役会については、原則として毎月1回の定期開催と、必要に応じて臨時開催を行っております。取締役会では、経営に関する重要事項についての意思決定を行うほか、取締役から業務執行状況の報告を適時受け、取締役の業務執行を監督しております。

ロ. 監査役及び監査役会

当社は監査役会制度を採用しております。監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されており、全員が社外監査役であります。監査役会は、原則月1回定例監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。常勤監査役は、取締役会のほか、経営会議等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行う等、常に取締役の業務執行を監視できる体制となっております。

また、内部監査室及び会計監査人と情報交換や意見交換を行う等、連携を密にし、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

ハ. 会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。

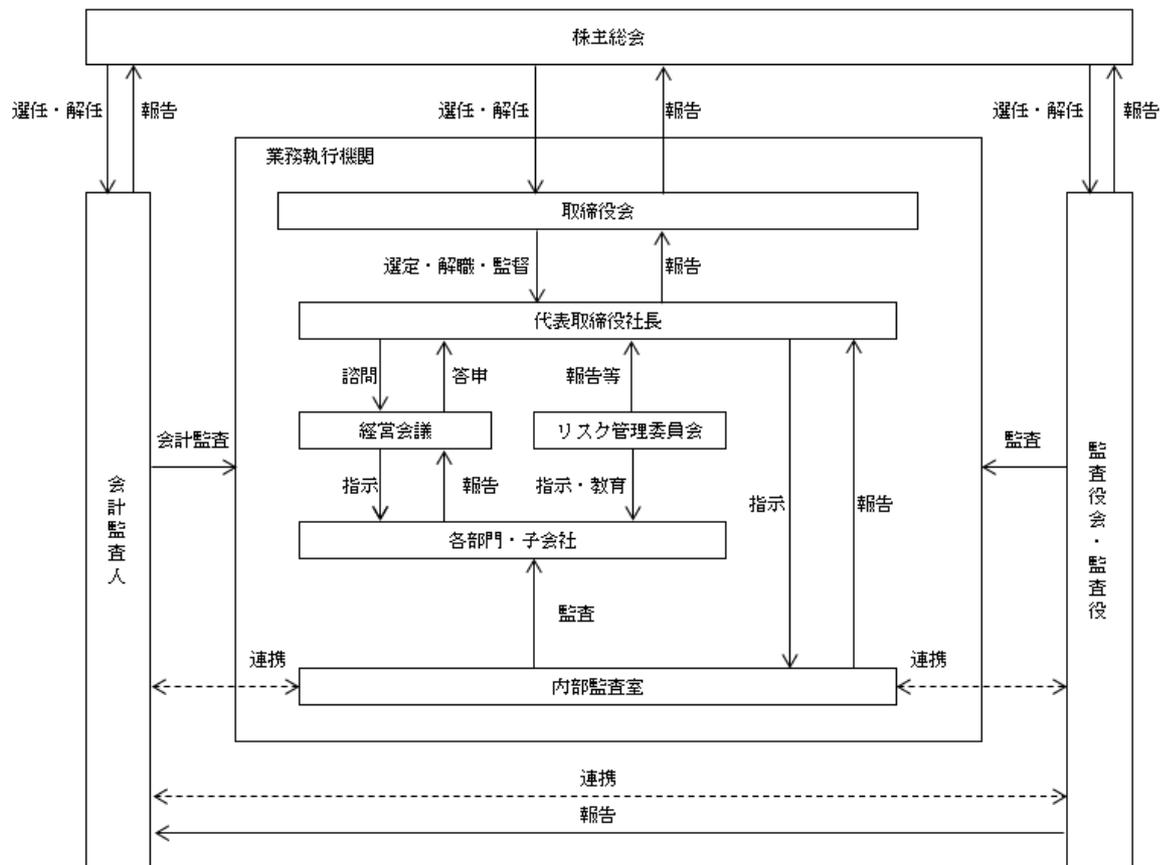
ニ. 経営会議

当社では、常勤取締役、常勤監査役、執行役員その他代表取締役が必要と認めた者が参加する経営会議を設置しております。経営会議は、原則として毎月1回以上開催され、取締役会に付議すべき事項及び全般的な業務執行に関する経営上の重要な事項の協議を行い、経営活動の効率化を図っております。

ホ. リスク管理委員会

リスク管理委員会は、常勤の取締役及び監査役その他代表取締役が必要と認めた者で構成され、原則として毎四半期開催されております。「リスク管理委員会規程」で定められた運営に従ってリスク管理等の観点から協議を行います。

当社の機関・内部統制システムの体制を図示すると、次のとおりであります。



イ. 当該体制を採用する理由

当社では、取締役会及び監査役会に加えて経営会議、リスク管理委員会、内部監査室といった機関を有機的かつ適切に機能させることで、迅速で合理的な意思決定体制及び業務執行の効率化を可能とする社内体制を構築し企業の健全性及び透明性を高めることで、長期的かつ安定的な株主価値の向上に努めてまいりたいと考えております。

ロ. その他の企業統治に関する事項

・内部統制システムの整備状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、平成31年4月23日の取締役会にて、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を取っており、経営の透明性の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図りながら、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することを重要な経営課題と位置づけております。

・リスク管理体制の整備状況

当社は、継続企業の前提として、経営の安定性、健全性の維持が非常に重要な課題であると認識しております。リスクの防止及び万一リスクが具体化した場合に当社が被る損害を最小限にとどめることを目的に、「リスク管理委員会規程」を定めております。当規程について、社内に周知徹底を図るとともに、各部門との情報交換及び情報共有を行うことで、リスクの早期発見と未然防止に努めております。また、必要に応じて弁護士、税理士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えております。

・子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社には、子会社として上海杰意可邁伊茲企業管理諮詢有限公司及び杰意可有限公司、持分法適用の関連会社として株式会社レイルがあります。

当社は、関係会社が相互に協力し、グループ全体の業務の円滑化と管理の適正化を図り、総合的な事業の発展を目指すための諸事項を「関係会社管理規程」に定めております。具体的には、関係会社の経営成績・財政状態を把握のうえ、必要に応じて各部署への指導を行っております。また、重要事項については、関係会社より事前に報告を求め、当社の取締役会に付議し、その決定に基づき行われております。

ハ、責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮することを目的として、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

② 内部監査及び監査役監査の状況

イ、内部監査の状況

当社グループの内部監査は、当社に内部監査室を設置し、専従者1名体制で実施しております。内部監査室は事業年度毎に年度監査計画を作成し、全部署および全業務を対象に、経営の諸活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況を合法性と合理性の観点から検討・評価し監査を実施することとしております。

ロ、監査役監査の状況

常勤監査役は、取締役会や経営会議等の重要な会議に出席しているほか、重要書類の閲覧、取締役および社員に対し事業の報告を求め、重要な当社財産の取得、保有、業務執行状況や会計処理に関する監査を行っております。

また、監査役は、内部監査室及び会計監査人と適宜情報交換や意見交換を行う等、連携を密にし、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

③ 会計監査の状況

会計監査については、EY新日本有限責任監査法人を会計監査人に選任し、監査契約を締結しております。当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名は次のとおりであります。なお、会計監査業務に係わる補助者の構成は、監査法人の選任基準に基づき決定されており、公認会計士6名、その他6名からなっております。

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人	継続監査年数
垂井 健	EY新日本有限責任監査法人	2会計期間
原賀 恒一郎	EY新日本有限責任監査法人	2会計期間

④ 社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名であります。

社外取締役の大谷美一氏は、一般社団法人日本能率協会の理事・監事を務めた経歴を有しており、人材育成、組織開発の分野で活躍され、高い見識と豊富な経験を有しており、客観的、中立的な立場から当社の業務執行の監督を行うとともに、当社の事業における価値の源泉たる教育ノウハウの向上にも寄与するような提言や指導をいただけるものと判断して選任しております。なお、同氏と当社間に人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役の新井嘉之氏はPFUクリエイティブサービス㈱の代表取締役社長や㈱PFUの取締役、監査役を務めた経歴を有しており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かして当社のコーポレート・ガバナンス強化、経営に対する的確な助言と監査を行っていただけるものと判断して選任しております。同氏は、㈱エージェンテックの社外監査役を兼任しており、当社の株式1,000株（議決権割合0.12%）及び新株予約権10個（1,000株）を保有しておりますが、それ以外に当社との間で人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役の神林尚氏は長く㈱格付投資情報センターの役員及び格付委員長を務めた経験を有しており、財務や経営計画の面で高い見識と豊富な経験を有しており、多くの企業の財務や経営計画をシビアな目でご覧になられた経験を活かして、当社の中期的な経営戦略や財務戦略に提言や助言をいただけるものと判断して選任しております。なお、同氏と当社間に人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役の近藤直氏は味の素冷凍食品㈱の取締役、味の素製菓㈱の監査役を務めた経験を有しており、特にマーケティングの面で高い見識と豊富な経験を有しており、それを活かして当社の経営全般への提言だけでなくマーケティング戦略についてもご提言いただけるものと判断して選任しております。同氏は、石光商事㈱の社外取締役を兼任しておりますが、同社と当社に取引関係はなく、それ以外で当社間にその他の人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性に関する具体的基準は定めていないものの、東京証券取引所の独立役員に関する判断基準等を勘案したうえで、コーポレート・ガバナンスの充実・向上に資する者を選任することとしています。

社外取締役は、取締役会等を通じ、内部監査及び会計監査の状況を把握し、必要に応じて意見交換を行うなど相互連携を図っております。社外監査役は、取締役会や監査役会においてその専門的見地から報告や発言を適宜行っており、監査役監査においてはその独立性、中立性、専門性を十分に発揮し、監査を実施するとともに、内部監査室、他の監査役及び会計監査人と連携を図り情報収集や意見交換を行っております。

⑤ 役員の報酬等

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く。)	80,300	80,300	—	—	5
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—
社外役員	4,350	4,350	—	—	4

ロ. 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ. 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

ニ. 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役及び監査役の報酬の決定については、株主総会で総枠の決議を得ております。各役員の額については、取締役については取締役報酬内規に基づいて取締役会で、監査役については監査役会で決定しております。

⑥ 株式の保有状況

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

銘柄数…2銘柄

貸借対照表計上額の合計額…1,017千円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(最近事業年度の前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
(株)日宣	100	205	情報収集のため
(株)レオパレス21	1,700	1,538	以前の取引関係のため

(最近事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
(株)日宣	100	141	情報収集のため
(株)レオパレス21	1,700	875	以前の取引関係のため

ハ、保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

⑦ 取締役の定数

当社の取締役は、10名以内とする旨を定款に定めております。

⑧ 取締役の選任の決議要件

当社の取締役は、株主総会において選任し、取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨もあわせて定めております。

⑨ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権を3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑩ 中間配当

当社は、取締役会の決議によって、毎年7月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主に対する機動的な利益還元を可能にするためであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	10,000	1,000	15,000	—
連結子会社	—	—	—	—
計	10,000	1,000	15,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

（最近連結会計年度の前連結会計年度）

該当事項はありません。

（最近連結会計年度）

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

（最近連結会計年度の前連結会計年度）

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、株式上場に向けての財務調査及び制度調査であります。

（最近当連結会計年度）

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、会社規模や監査日数、監査内容等を勘案して検討し、監査役会の同意を得て決定しております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成29年2月1日から平成30年1月31日まで）及び当連結会計年度（平成30年2月1日から平成31年1月31日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（平成29年2月1日から平成30年1月31日まで）及び当事業年度（平成30年2月1日から平成31年1月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（令和元年5月1日から令和元年7月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成31年2月1日から令和元年7月31日まで）の四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準の変更等についての的確に対応できる体制を整備するため、監査法人等が主催する研修・セミナー等に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成30年1月31日)	当連結会計年度 (平成31年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,157,245	1,247,841
売掛金	128,803	159,777
貯蔵品	3,662	5,137
未収還付法人税等	79,636	84,805
その他	64,287	79,274
貸倒引当金	△12	-
流動資産合計	1,433,623	1,576,837
固定資産		
有形固定資産		
建物	73,369	76,381
減価償却累計額	△21,994	△24,903
建物（純額）	51,374	51,478
工具、器具及び備品	54,779	56,926
減価償却累計額	△43,098	△42,826
工具、器具及び備品（純額）	11,680	14,100
有形固定資産合計	63,055	65,579
無形固定資産		
ソフトウェア	2,697	2,453
特許使用权	32,514	141,291
その他	76	76
無形固定資産合計	35,289	143,821
投資その他の資産		
投資有価証券	※ 142,202	※ 167,433
敷金及び保証金	125,821	125,934
繰延税金資産	35,321	59,885
その他	41,171	48,561
投資その他の資産合計	344,517	401,814
固定資産合計	442,862	611,215
資産合計	1,876,485	2,188,052

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成30年1月31日)	当連結会計年度 (平成31年1月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	107,424	199,176
未払費用	92,593	83,363
前受金	87,938	92,791
1年内返済予定の長期借入金	264,264	271,008
未払法人税等	62,366	72,578
返金引当金	28,124	36,924
賞与引当金	53,591	73,197
その他	24,445	17,044
流動負債合計	720,749	846,085
固定負債		
長期借入金	912,458	926,547
その他	3,553	7,387
固定負債合計	916,012	933,934
負債合計	1,636,761	1,780,019
純資産の部		
株主資本		
資本金	77,395	77,395
資本剰余金	16,435	16,435
利益剰余金	136,390	310,233
自己株式	△3,320	△3,320
株主資本合計	226,900	400,744
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	15,030	7,756
為替換算調整勘定	-	626
その他の包括利益累計額合計	15,030	8,383
新株予約権	504	504
非支配株主持分	△2,711	△1,598
純資産合計	239,724	408,033
負債純資産合計	1,876,485	2,188,052

【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間
(令和元年7月31日)

資産の部		
流動資産		
現金及び預金		1,336,508
売掛金		192,137
貯蔵品		8,462
未収還付法人税等		13,366
その他		58,693
流動資産合計		1,609,167
固定資産		
有形固定資産		
建物		78,420
減価償却累計額		△27,365
建物（純額）		51,055
工具、器具及び備品		56,894
減価償却累計額		△44,439
工具、器具及び備品（純額）		12,455
有形固定資産合計		63,510
無形固定資産		
ソフトウェア		2,207
特許使用権		130,372
その他		76
無形固定資産合計		132,657
投資その他の資産		
投資有価証券		187,908
敷金及び保証金		125,735
繰延税金資産		58,635
その他		51,677
投資その他の資産合計		423,956
固定資産合計		620,123
資産合計		2,229,291

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間
(令和元年7月31日)

負債の部	
流動負債	
未払金	101,990
未払費用	100,299
前受金	101,962
1年内返済予定の長期借入金	140,258
未払法人税等	84,472
返金引当金	22,528
賞与引当金	63,966
その他	41,679
流動負債合計	657,158
固定負債	
長期借入金	1,003,976
その他	6,605
固定負債合計	1,010,581
負債合計	1,667,740
純資産の部	
株主資本	
資本金	96,503
資本剰余金	35,544
利益剰余金	425,100
自己株式	△3,320
株主資本合計	553,828
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	10,413
為替換算調整勘定	685
その他の包括利益累計額合計	11,098
新株予約権	243
非支配株主持分	△3,619
純資産合計	561,551
負債純資産合計	2,229,291

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日)
売上高	2,473,812	2,702,050
売上原価	151,483	139,213
売上総利益	2,322,329	2,562,836
販売費及び一般管理費	※1 2,157,195	※1 2,330,964
営業利益	165,133	231,871
営業外収益		
受取利息	16	19
受取配当金	72	62
為替差益	617	-
その他	159	92
営業外収益合計	866	173
営業外費用		
支払利息	10,530	9,975
その他	43	1,001
営業外費用合計	10,574	10,977
経常利益	155,425	221,067
特別損失		
固定資産除却損	※2 1,852	※2 2,271
特別損失合計	1,852	2,271
税金等調整前当期純利益	153,572	218,796
法人税、住民税及び事業税	67,431	65,513
法人税等調整額	4,598	△21,067
法人税等合計	72,030	44,446
当期純利益	81,542	174,350
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に 帰属する当期純損失(△)	△2,995	506
親会社株主に帰属する当期純利益	84,537	173,843

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日)
当期純利益	81,542	174,350
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	13,001	△7,273
為替換算調整勘定	—	626
その他の包括利益合計	※ 13,001	※ △6,647
包括利益	94,544	167,702
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	97,539	167,196
非支配株主に係る包括利益	△2,995	506

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成31年2月1日 至令和元年7月31日)
売上高	1,622,637
売上原価	115,128
売上総利益	1,507,508
販売費及び一般管理費	※ 1,262,202
営業利益	245,306
営業外収益	
受取利息	567
受取配当金	4
為替差益	15
その他	314
営業外収益合計	901
営業外費用	
支払利息	4,949
その他	3
営業外費用合計	4,953
経常利益	241,254
特別利益	
投資有価証券売却益	1,418
特別利益合計	1,418
特別損失	
投資有価証券評価損	782
特別損失合計	782
税金等調整前四半期純利益	241,890
法人税等	84,818
四半期純利益	157,071
非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	△2,068
親会社株主に帰属する四半期純利益	159,140

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成31年2月1日 至令和元年7月31日)
四半期純利益	157,071
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	2,656
為替換算調整勘定	58
その他の包括利益合計	2,715
四半期包括利益	159,787
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	161,855
非支配株主に係る四半期包括利益	△2,068

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	77,395	42,712	81,368	△3,320	198,156
当期変動額					
剰余金の配当			△29,516		△29,516
連結子会社株式の取得による持分の増減		△26,276			△26,276
親会社株主に帰属する当期純利益			84,537		84,537
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計		△26,276	55,021		28,744
当期末残高	77,395	16,435	136,390	△3,320	226,900

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	2,028	2,028	—	△25,895	174,289
当期変動額					
剰余金の配当					△29,516
連結子会社株式の取得による持分の増減					△26,276
親会社株主に帰属する当期純利益					84,537
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	13,001	13,001	504	23,183	36,689
当期変動額合計	13,001	13,001	504	23,183	65,434
当期末残高	15,030	15,030	504	△2,711	239,724

当連結会計年度（自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	77,395	16,435	136,390	△3,320	226,900
当期変動額					
剰余金の配当					
親会社株主に帰属する当期純利益			173,843		173,843
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）					
当期変動額合計			173,843		173,843
当期末残高	77,395	16,435	310,233	△3,320	400,744

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整 勘定	その他の包括 利益累計額合 計			
当期首残高	15,030	—	15,030	504	△2,711	239,724
当期変動額						
剰余金の配当						
親会社株主に帰属する当期純利益						173,843
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	△7,273	626	△6,647		1,112	△5,534
当期変動額合計	△7,273	626	△6,647		1,112	168,309
当期末残高	7,756	626	8,383	504	△1,598	408,033

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	153,572	218,796
減価償却費	28,034	34,648
賞与引当金の増減額 (△は減少)	5,288	19,605
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△7	△12
返金引当金の増減額 (△は減少)	△2,953	8,799
受取利息及び受取配当金	△89	△81
支払利息	10,530	9,975
固定資産売却損	1,852	2,271
売上債権の増減額 (△は増加)	△26,539	△30,973
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△272	△1,474
未払金の増減額 (△は減少)	23,462	△18,247
前受金の増減額 (△は減少)	14,864	4,852
その他	△21,944	△52,328
小計	185,800	195,831
利息及び配当金の受取額	89	81
利息の支払額	△10,530	△9,975
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△60,277	△33,598
営業活動によるキャッシュ・フロー	115,080	152,338
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△34,212	△9,022
無形固定資産の取得による支出	△15,306	△23,500
投資有価証券の取得による支出	△36,221	△36,000
差入保証金の差入による支出	△50,242	△11,428
その他	△8,533	△8,673
投資活動によるキャッシュ・フロー	△144,516	△88,624
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	600,000	300,000
長期借入金の返済による支出	△380,994	△276,438
配当金の支払額	△29,516	-
新株予約権の発行による収入	504	-
その他	△1,922	3,833
財務活動によるキャッシュ・フロー	188,071	27,395
現金及び現金同等物に係る換算差額	571	△512
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	159,207	90,596
現金及び現金同等物の期首残高	998,038	1,157,245
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1,157,245	※ 1,247,841

当第2四半期連結累計期間
(自 平成31年2月1日
至 令和元年7月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	241,890
減価償却費	17,018
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△9,230
返金引当金の増減額 (△は減少)	△14,396
受取利息及び受取配当金	△572
支払利息	4,949
投資有価証券売却損益 (△は益)	△1,418
投資有価証券評価損益 (△は益)	782
売上債権の増減額 (△は増加)	△32,359
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△3,324
未払金の増減額 (△は減少)	12,624
未払費用の増減額 (△は減少)	16,935
未払消費税等の増減額 (△は減少)	23,259
その他の資産の増減額 (△は増加)	9,828
その他の負債の増減額 (△は減少)	9,765
小計	275,752
利息及び配当金の受取額	572
利息の支払額	△4,949
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	9,192
営業活動によるキャッシュ・フロー	280,567
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△1,850
無形固定資産の取得による支出	△110,000
投資有価証券の取得による支出	△18,000
投資有価証券の売却による収入	2,018
出資金の回収による収入	50
差入保証金の差入による支出	△1,549
その他	△3,040
投資活動によるキャッシュ・フロー	△132,372
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	100,000
長期借入金の返済による支出	△153,321
配当金の支払額	△44,274
新株の発行による収入	37,902
新株予約権の発行による収入	54
財務活動によるキャッシュ・フロー	△59,637
現金及び現金同等物に係る換算差額	110
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	88,667
現金及び現金同等物の期首残高	1,247,841
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 1,336,508

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

上海杰意可邁伊茲企業管理諮詢有限公司

杰意可有限公司

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 1社

持分法適用会社の名称

株式会社レイル

(2) 持分法を適用していない関連会社(プレシヤスデイズ(株)、(株)hape)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法適用会社の株式会社レイルは、決算日が連結決算日と異なるものの、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は12月31日であり、連結決算日との差異は3ヶ月以内であるため、当該会社の事業年度に係る財務諸表を基礎として連結を行っております。ただし、当該会社の決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

(イ) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ デリバティブ

時価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～15年

工具、器具及び備品 4～15年

ロ 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

ハ 少額減価償却資産

取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ 返金引当金

将来予想される返金の支払に備えるため、過去の返金実績率を勘案し、売上高に返金実績率を乗じた金額を売上高より直接控除する方法により計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、特例処理の要件を充たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の利息

ハ ヘッジ方針

借入金の金利の変動リスクを回避する目的で、金利スワップ取引を行っております。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

特例処理の要件を充たしているため、有効性の評価を省略しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等に相当する額の会計処理方法は税抜方式によっております。

当連結会計年度（自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日）

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

上海杰意可邁伊茲企業管理咨询有限公司

杰意可有限公司

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 1社

持分法適用会社の名称

株式会社レイル

(2) 持分法を適用していない関連会社（プレシヤスデイズ㈱、㈱hape）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法適用会社の株式会社レイルは、決算日が連結決算日と異なるものの、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は12月31日であり、連結決算日との差異は3ヶ月以内であるため、当該会社の事業年度に係る財務諸表を基礎として連結を行っております。ただし、当該会社の決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

(イ) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ デリバティブ

時価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～15年
工具、器具及び備品	4～15年

ロ 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ 少額減価償却資産

取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ 返金引当金

将来予想される返金の支払に備えるため、過去の返金実績率を勘案し、売上高に返金実績率を乗じた金額を売上高より直接控除する方法により計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を充たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の利息

ハ ヘッジ方針

借入金の金利の変動リスクを回避する目的で、金利スワップ取引を行っております。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

特例処理の要件を充たしているため、有効性の評価を省略しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等に相当する額の会計処理方法は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前連結会計年度(自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱いの適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)等が公表日以後適用することができるようになったことに伴い、公表日以後実務対応報告第36号を適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

ただし、実務対応報告第36号の適用については、実務対応報告第36号第10項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

(未適用の会計基準等)

前連結会計年度(自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日)

- ・「収益認識に関する会計基準」
(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」
(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

1. 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

2. 適用予定日

令和5年1月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

前連結会計年度(自平成29年2月1日 至平成30年1月31日)

下記の表示方法の変更に関する注記は、連結財務諸表規則附則第2項の規定に基づき、平成30年2月1日に開始する連結会計年度(以下「翌連結会計年度」という。)における表示方法の変更の注記と同様の内容を記載しております。

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の早期適用に伴う変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)が、翌連結会計年度末に係る連結財務諸表から適用できるようになったことに伴い、翌連結会計年度から税効果会計基準一部改正を適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、当連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「繰延税金資産」27,268千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」35,321千円に含めて表示しております。

当連結会計年度(自平成30年2月1日 至平成31年1月31日)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の早期適用に伴う変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)が、当連結会計年度末に係る連結財務諸表から適用できるようになったことに伴い、当連結会計年度から税効果会計基準一部改正を適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「繰延税金資産」27,268千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」35,321千円に含めて表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。

(追加情報)

前連結会計年度(自平成29年2月1日 至平成30年1月31日)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

当連結会計年度(自平成30年2月1日 至平成31年1月31日)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

※ 関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成30年1月31日)	当連結会計年度 (平成31年1月31日)
投資有価証券(株式)	6,000千円	6,000千円

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日)
販売促進費	412,893千円	470,555千円
給与及び手当	640,300	668,257
賞与引当金繰入額	9,792	20,991
貸倒引当金繰入額	15	-

※2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日)
建物	一千円	2,088千円
工具、器具及び備品	937	183
ソフトウェア	915	-
計	1,852	2,271

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	19,647千円	△10,769千円
組替調整額	—	—
税効果調整前	19,647	△10,769
税効果額	△6,645	3,495
その他有価証券評価差額金	13,001	△7,273
為替換算調整勘定：		
当期発生額	—	626
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	—	—
その他の包括利益合計	13,001	△6,647

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	7,779	—	—	7,779
合計	7,779	—	—	7,779
自己株式				
普通株式	400	—	—	400
合計	400	—	—	400

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	自社株式オプションとしての第6回新株予約権	—	—	—	—	—	504
	ストック・オプションとしての第7回新株予約権	—	—	—	—	—	—
	ストック・オプションとしての第8回新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	504

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年4月30日 定時株主総会	普通株式	29,516	4,000	平成29年1月31日	平成29年5月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	7,779	—	—	7,779
合計	7,779	—	—	7,779
自己株式				
普通株式	400	—	—	400
合計	400	—	—	400

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	自社株式オプションとしての第6回新株予約権	—	—	—	—	—	504
	ストック・オプションとしての第7回新株予約権	—	—	—	—	—	—
	ストック・オプションとしての第8回新株予約権	—	—	—	—	—	—
	ストック・オプションとしての第9回新株予約権	—	—	—	—	—	—
	ストック・オプションとしての第10回新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	504

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成31年4月23日 定時株主総会	普通株式	44,274	利益剰余金	6,000	平成31年1月31日	令和元年5月31日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日)
現金及び預金勘定	1,157,245千円	1,247,841千円
現金及び現金同等物	1,157,245	1,247,841

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業活動を行っていく上で必要な資金を主に銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は、借入金の金利の変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、新規取引先等の審査を行っており、取引先ごとに期日及び残高の管理を行っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等の把握を行っております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。長期借入金は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。営業債務及び借入金については、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、資金繰計画を作成することで適正な手許資金の流動性を維持することにより、当該リスクを管理しております。

デリバティブ取引は、一部の長期借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1, 157, 245	1, 157, 245	—
(2) 売掛金	128, 803		
貸倒引当金(*1)	△12		
	128, 791	128, 791	—
(3) 投資有価証券	135, 072	135, 072	—
資産計	1, 421, 109	1, 421, 109	—
(1) 未払金	107, 424	107, 424	—
(2) 未払法人税等	62, 366	62, 366	—
(3) 長期借入金(*2)	1, 176, 722	1, 178, 153	1, 430
負債計	1, 346, 513	1, 347, 944	1, 430
デリバティブ取引	—	—	—

(*1) 売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については取引所の価格によっております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値によって算定しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (平成30年1月31日)
非上場株式(*1)	7,130
敷金及び保証金(*2)	125,821

(*1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(*2)敷金及び保証金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,157,245	—	—	—
売掛金	128,803	—	—	—
合計	1,286,048	—	—	—

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	264,264	228,306	211,816	193,608	142,764	135,964
合計	264,264	228,306	211,816	193,608	142,764	135,964

当連結会計年度（自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業活動を行っていく上で必要な資金を主に銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は、借入金の金利の変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、新規取引先等の審査を行っており、取引先ごとに期日及び残高の管理を行っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等の把握を行っております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。長期借入金は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。営業債務及び借入金については、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、資金繰計画を作成することで適正な手許資金の流動性を維持することにより、当該リスクを管理しております。

デリバティブ取引は、一部の長期借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,247,841	1,247,841	—
(2) 売掛金	159,777	159,777	—
(3) 投資有価証券	160,303	160,303	—
資産計	1,567,922	1,567,922	—
(1) 未払金	199,176	199,176	—
(2) 未払法人税等	72,578	72,578	—
(3) 長期借入金(*1)	1,197,555	1,202,832	5,276
負債計	1,469,311	1,474,587	5,276
デリバティブ取引	—	—	—

(*1)長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については取引所の価格によっております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値によって算定しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (平成31年1月31日)
非上場株式(*1)	7,130
敷金及び保証金(*2)	125,934

(*1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(*2)敷金及び保証金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,247,841	—	—	—
売掛金	159,777	—	—	—
合計	1,407,619	—	—	—

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	271,008	266,008	242,802	191,530	91,631	134,576
合計	271,008	266,008	242,802	191,530	91,631	134,576

(有価証券関係)

前連結会計年度(平成30年1月31日)

1. その他有価証券

	種類	連結貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの	(1) 株式	1,538	1,101	436
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	133,328	112,000	21,328
	小計	134,867	113,101	21,765
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	(1) 株式	205	221	△15
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	205	221	△15
合計		135,072	113,323	21,749

当連結会計年度（平成31年1月31日）

1. その他有価証券

	種類	連結貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	159,286	148,000	11,286
	小計	159,286	148,000	11,286
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	(1) 株式	1,017	1,322	△305
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	1,017	1,322	△305
合計		160,303	149,322	10,980

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(平成30年1月31日)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
金利関連

区分	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
金利スワップの特 例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変 動	長期借入金	25,000	5,000	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(平成31年1月31日)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
金利関連

区分	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
金利スワップの特 例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変 動	長期借入金	5,000	—	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第6回新株予約権 (有償ストック・オプション)	第7回新株予約権 (無償ストック・オプション)	第8回新株予約権 (無償ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	株式会社エンスー (注) 1	当社取締役 4名 当社使用人 26名	社外協力者 3名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 2	普通株式 800株	普通株式 195株	普通株式 13株
付与日	平成29年4月30日	平成29年6月30日	平成29年6月30日
権利確定条件	<p>①新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。</p> <p>(a)行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。)</p> <p>(b)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)</p> <p>(c)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき</p>	<p>①新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>②当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。</p> <p>③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。</p>	<p>①新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社取締役会において、取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社との間で協力関係にある者(以下、「社外協力者」という)として認定された地位であることを要す。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>②当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。</p> <p>③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。</p>

	第6回新株予約権 (有償ストック・オプション)	第7回新株予約権 (無償ストック・オプション)	第8回新株予約権 (無償ストック・オプション)
	<p>(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、各事業年度末日を基準日としてDCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回ったとき（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が株式評価機関と協議の上本項への該当を判断するものとする。）</p> <p>② 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>③ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>		
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成29年5月1日 至 令和9年4月30日	自 令和元年7月4日 至 令和9年6月3日	自 令和元年7月4日 至 令和9年6月3日

(注) 1. 株式会社エンスーは、当社代表取締役 佐藤 剛志の資産管理会社であります。

2. 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成30年1月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第6回新株予約権 (有償ストック・オプション)	第7回新株予約権 (無償ストック・オプション)	第8回新株予約権 (無償ストック・オプション)
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	800	195	13
失効	—	13	—
権利確定	—	—	—
未確定残	800	182	13
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

② 単価情報

	第6回新株予約権 (有償ストック・オプション)	第7回新株予約権 (無償ストック・オプション)	第8回新株予約権 (無償ストック・オプション)
権利行使価格 (円)	63,624	63,624	63,624
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、時価純資産法及びDCF法等により算定した価格を総合的に勘案して算出する方法によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 — 千円
- (2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 — 千円

当連結会計年度（自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第6回新株予約権 (有償ストック・オプション)	第7回新株予約権 (無償ストック・オプション)	第8回新株予約権 (無償ストック・オプション)
付与対象者の 区分及び人数	当社関係会社	当社取締役 4名 当社使用人 26名	社外協力者 3名
株式の種類別のス tock・オプションの 数(注)	普通株式 800株	普通株式 195株	普通株式 13株
付与日	平成29年4月30日	平成29年6月30日	平成29年6月30日
権利確定条件	<p>①新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。</p> <p>(a)行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。</p> <p>(b)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。</p> <p>(c)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき</p>	<p>①新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>②当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。</p> <p>③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。</p>	<p>①新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社取締役会において、取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社との間で協力関係にある者（以下、「社外協力者」という）として認定された地位であることを要す。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>②当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。</p> <p>③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。</p>

	第6回新株予約権 (有償ストック・オプション)	第7回新株予約権 (無償ストック・オプション)	第8回新株予約権 (無償ストック・オプション)
	<p>(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、各事業年度末日を基準日としてDCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回ったとき（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が株式評価機関と協議の上本項への該当を判断するものとする。）</p> <p>② 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>③ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>		
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成29年5月1日 至 令和9年4月30日	自 令和元年7月4日 至 令和9年6月3日	自 令和元年7月4日 至 令和9年6月3日

(注) 株式数に換算して記載しております。

	第9回新株予約権 (無償ストック・オプション)	第10回新株予約権 (無償ストック・オプション)
付与対象者の 区分及び人数	当社取締役 3名 当社監査役 1名 当社使用人 28名	社外協力者 5名
株式の種類別の ストック・オプションの 数(注)	普通株式 188株	普通株式 19株
付与日	平成30年11月20日	平成30年11月20日
権利確定条件	<p>①新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>②当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。</p> <p>③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。</p>	<p>①新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社取締役会において、取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社との間で協力関係にある者(以下、「社外協力者」という)として認定された地位であることを要す。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>②当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。</p> <p>③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。</p>
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 令和2年11月22日 至 令和10年10月21日	自 令和2年11月22日 至 令和10年10月21日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成31年1月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第6回新株予約権 (有償ストック・ オプション)	第7回新株予約権 (無償ストック・ オプション)	第8回新株予約権 (無償ストック・ オプション)	第9回新株予約権 (無償ストック・ オプション)	第10回新株予約権 (無償ストック・ オプション)
権利確定前 (株)					
前連結会計 年度末	800	182	13	—	—
付与	—	—	—	188	19
失効	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—
未確定残	800	182	13	188	19
権利確定後 (株)					
前連結会計 年度末	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—	—

② 単価情報

	第6回新株予約権 (有償ストック・ オプション)	第7回新株予約権 (無償ストック・ オプション)	第8回新株予約権 (無償ストック・ オプション)	第9回新株予約権 (無償ストック・ オプション)	第10回新株予約権 (無償ストック・ オプション)
権利行使価格 (円)	63,624	63,624	63,624	67,523	67,523
行使時平均株 価 (円)	—	—	—	—	—
付与日におけ る公正な評価 単価 (円)	—	—	—	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、時価純資産法及びDCF法等により算定した価格を総合的に勘案して算出する方法によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 3,879千円
- (2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの
権利行使日における本源的価値の合計額 一千円

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成30年1月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (平成30年1月31日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	12,338千円
未払事業税	2,240
未払社会保険料	2,740
賞与引当金	18,655
減損損失	13,156
ソフトウェア	4,151
固定資産除却損	4,925
敷金及び保証金	6,729
その他	3,893
繰延税金資産小計	68,831
評価性引当額	△25,790
繰延税金資産合計	43,040
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△7,719
繰延税金負債合計	△7,719
繰延税金資産純額	35,321

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (平成30年1月31日)
法定実効税率	34.8%
(調整)	
永久に損金に算入されない項目	2.6
永久に益金に算入されない項目	△0.0
住民税均等割	1.2
評価性引当額	1.9
軽減税率適用による影響	△0.6
過年度法人税等	6.8
その他	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.9

当連結会計年度（平成31年1月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (平成31年1月31日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金（注）	9,879千円
未払事業税	2,479
未払社会保険料	7,640
賞与引当金	25,320
返金引当金	12,772
減損損失	11,416
ソフトウェア	3,316
固定資産除却損	3,581
敷金及び保証金	6,223
その他	1,151
繰延税金資産小計	83,781
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）	△9,879
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△9,793
評価性引当額小計	△19,673
繰延税金資産合計	64,108
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△4,223
繰延税金負債合計	△4,223
繰延税金資産純額	59,885

（注）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金（※）	4,783	4,605	—	491	—	—	9,879
評価性引当額	△4,783	△4,605	—	△491	—	—	△9,879
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

※ 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (平成31年1月31日)
法定実効税率	34.8%
（調整）	
永久に益金に算入されない項目	△0.0
住民税均等割	1.0
評価性引当額	△3.2
軽減税率適用による影響	△0.4
過年度法人税等	△11.2
その他	△0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.3

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日)

当社グループは、カレッジ事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日)

当社グループは、カレッジ事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日）
該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日）
該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日）
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

（ア）連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
該当事項はありません。

（イ）連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

（ウ）連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	佐藤 剛志	-	-	当社代表取締役	(被所有) 直接 23.9	債務被保証	当社銀行借入に対する被債務保証 (注) 2	280,884	-	-
						債務被保証	当社不動産貸借に対する被債務保証 (注) 3	124,713	-	-

(注) 1. 上記（ア）～（ウ）金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 当社の銀行借入について債務保証を受けております。上記取引金額には債務保証を受けている銀行借入の期末残高を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

3. 当社の本社及び営業拠点の賃貸借契約について債務保証を受けております。上記取引金額には債務保証を受けている賃貸借契約の年間賃借料を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

当連結会計年度（自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

（ア）連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
該当事項はありません。

（イ）連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

（ウ）連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	佐藤 剛志	-	-	当社代表取締役	(被所有) 直接 23.9	債務被保証	当社銀行借入に対する被債務保証 (注) 2	226,784	-	-
						債務被保証	当社不動産貸借に対する被債務保証 (注) 3	157,171	-	-

- (注) 1. 上記（ア）～（ウ）金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。
2. 当社の銀行借入について債務保証を受けております。上記取引金額には債務保証を受けている銀行借入の期末残高を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。
3. 当社の本社及び営業拠点の賃貸借契約について債務保証を受けております。上記取引金額には債務保証を受けている賃貸借契約の年間賃借料を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日)

	当連結会計年度 (自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日)
1株当たり純資産額	324.87円
1株当たり当期純利益金額	114.57円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当社株式は非上場株式であるため、期中平均株価の把握ができませんので記載しておりません。

2. 当社は、令和元年6月18日開催の当社取締役会の決議に基づき、令和元年7月11日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益金額 (千円)	84,537
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期 純利益金額 (千円)	84,537
普通株式の期中平均株式数 (株)	737,900
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後1株当たり当期純利益金額の算定に含め なかった潜在株式の概要	第6回新株予約権 800個 第7回新株予約権 182個 第8回新株予約権 13個 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況、1株式等の状 況、(2)新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」 に記載のとおりであります。

当連結会計年度（自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日）

	当連結会計年度 (自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日)
1株当たり純資産額	552.97円
1株当たり当期純利益金額	235.59円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当社株式は非上場株式であるため、期中平均株価の把握ができませんので記載しておりません。
2. 当社は、令和元年6月18日開催の当社取締役会の決議に基づき、令和元年7月11日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益金額 (千円)	173,843
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期 純利益金額(千円)	173,843
普通株式の期中平均株式数(株)	737,900
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後1株当たり当期純利益金額の算定に含め なかった潜在株式の概要	第6回新株予約権 800株 第7回新株予約権 182株 第8回新株予約権 13株 第9回新株予約権 188株 第10回新株予約権 19株 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況、1株式等の状 況、(2)新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」 に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日)

該当事項はございません。

当連結会計年度(自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日)

(新株予約権の発行)

当社は平成31年4月23日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条の規定及び平成31年4月23日開催の定時株主総会における承認に基づき、当社の取締役、監査役及び使用人に対し、第11回新株予約権を発行することを決議し、発行いたしました。

内容につきましては、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(株式分割の実施及び単元株制度の採用)

当社は、令和元年6月18日開催の取締役会決議に基づき、令和元年7月11日をもって株式分割を行っております。また、令和元年7月2日開催の臨時株主総会決議に基づき、令和元年7月11日付をもって定款の一部を変更し、単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割及び単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

(2) 株式分割の概要

① 分割方法

令和元年7月10日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき100株の割合をもって分割しております。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	8,340株
今回の株式分割により増加する株式数	825,660株
株式分割後の発行済株式総数	834,000株
株式分割後の発行可能株式総数	5,000,000株

(注) 令和元年8月2日開催の臨時株主総会決議により、定款を一部変更し、発行可能株式総数は2,000,000株減少し、3,000,000株となっております。

③ 株式分割の効力発生日

令和元年7月11日

④ 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

(3) 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

【注記事項】

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成31年2月1日 至 令和元年7月31日)
販売促進費	277,400千円
給与及び手当	345,582
賞与引当金繰入額	22,264

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成31年2月1日 至 令和元年7月31日)
現金及び預金	1,336,508千円
現金及び現金同等物	1,336,508

(株主資本等関係)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成31年2月1日 至 令和元年7月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成31年4月23日 定時株主総会	普通株式	44,274	6,000	平成31年1月31日	令和元年5月31日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、令和元年7月8日付で株式会社エンスーから第6回新株予約権の一部の権利行使による払込みを受け、資本金及び資本準備金がそれぞれ16,063千円増加しております。また、令和元年7月10日付でジェック従業員持株会を割当先とする第三者割当増資を行い、資本金及び資本準備金がそれぞれ3,045千円増加しております。この結果、当第2四半期連結会計期間末において資本金が96,503千円、資本剰余金が35,544千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成31年2月1日 至 令和元年7月31日)

当社グループは、カレッジ事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成31年2月1日 至 令和元年7月31日)
1株当たり四半期純利益金額	213円53銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	159,140
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	159,140
普通株式の期中平均株式数(株)	745,271
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 当社は、令和元年7月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

2. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はございません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	264,264	271,008	0.5	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	912,458	926,547	0.7	平成31年3月～ 令和8年4月
その他有利子負債	—	—	—	
合計	1,176,722	1,197,555	—	—

(注) 1. 平均利率については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	266,008	242,802	191,530	91,631

【資産除去債務明細表】

資産除去債務については、資産除去債務の負債計上及び対応する除去費用の資産計上に代えて、賃借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法をとっております。このため該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はございません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成30年1月31日)	当事業年度 (平成31年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,139,651	1,228,331
売掛金	124,319	153,311
貯蔵品	3,662	5,137
前払費用	39,809	59,484
未収還付法人税等	79,636	84,805
その他	24,909	28,007
貸倒引当金	△12	-
流動資産合計	1,411,976	1,559,078
固定資産		
有形固定資産		
建物	73,369	76,381
減価償却累計額	△21,994	△24,903
建物（純額）	51,374	51,478
工具、器具及び備品	53,591	55,818
減価償却累計額	△42,048	△41,832
工具、器具及び備品（純額）	11,542	13,985
有形固定資産合計	62,917	65,464
無形固定資産		
ソフトウェア	2,697	2,453
特許使用权	32,514	141,291
その他	783	359
無形固定資産合計	35,995	144,104
投資その他の資産		
投資有価証券	136,072	161,303
関係会社株式	6,000	6,000
出資金	130	130
長期貸付金	860	-
関係会社長期貸付金	39,277	40,507
敷金及び保証金	125,821	125,934
繰延税金資産	35,321	59,885
その他	39,605	48,278
貸倒引当金	△25,692	△24,071
投資その他の資産合計	357,395	417,968
固定資産合計	456,309	627,537
資産合計	1,868,286	2,186,615

(単位：千円)

	前事業年度 (平成30年1月31日)	当事業年度 (平成31年1月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	108,136	203,853
未払費用	92,593	83,363
預り金	5,323	5,424
前受金	87,938	92,791
一年内返済予定の長期借入金	264,264	271,008
未払法人税等	62,366	72,578
返金引当金	28,124	36,924
賞与引当金	53,591	73,197
その他	17,032	10,243
流動負債合計	719,372	849,385
固定負債		
長期借入金	902,340	919,158
その他	3,553	7,387
固定負債合計	905,893	926,545
負債合計	1,625,265	1,775,930
純資産の部		
株主資本		
資本金	77,395	77,395
資本準備金	42,712	42,712
利益準備金	933	933
繰越利益剰余金	109,764	284,702
自己株式	△3,320	△3,320
株主資本合計	227,485	402,423
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	15,030	7,756
評価・換算差額等合計	15,030	7,756
新株予約権	504	504
純資産合計	243,020	410,684
負債純資産合計	1,868,286	2,186,615

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日)	当事業年度 (自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日)
売上高	2,409,539	2,627,144
売上原価	129,118	117,072
売上総利益	2,280,421	2,510,072
販売費及び一般管理費	※1 2,113,250	※1 2,279,820
営業利益	167,170	230,251
営業外収益		
受取利息	326	220
受取配当金	72	62
貸倒引当金戻入額	-	1,633
為替差益	617	-
その他	159	79
営業外収益合計	1,176	1,995
営業外費用		
支払利息	9,883	9,592
貸倒引当金繰入額	2,103	-
その他	66	999
営業外費用合計	12,053	10,591
経常利益	156,293	221,655
特別損失		
固定資産除却損	※2 1,852	※2 2,271
特別損失合計	1,852	2,271
税引前当期純利益	154,441	219,384
法人税、住民税及び事業税	67,431	65,513
法人税等調整額	4,598	△21,067
法人税等合計	72,030	44,446
当期純利益	82,410	174,938

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 平成29年 2月 1日 至 平成30年 1月31日)		当事業年度 (自 平成30年 2月 1日 至 平成31年 1月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 外注費		86,740	67.2	75,666	64.6
II 経費		42,377	32.8	41,405	35.4
売上原価合計		129,118	100.0	117,072	100.0

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成29年 2月 1日 至 平成30年 1月31日）

（単位：千円）

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余 金合計	利益準備 金	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	77,395	42,712	42,712	933	56,869	57,802	△3,320	174,590	
当期変動額									
剰余金の配当					△29,516	△29,516		△29,516	
当期純利益					82,410	82,410		82,410	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	52,894	52,894	—	52,894	
当期末残高	77,395	42,712	42,712	933	109,764	110,697	△3,320	227,485	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	2,028	2,028	—	176,619
当期変動額				
剰余金の配当				△29,516
当期純利益				82,410
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	13,001	13,001	504	13,505
当期変動額合計	13,001	13,001	504	66,400
当期末残高	15,030	15,030	504	243,020

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余 金合計	利益準備 金	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	77,395	42,712	42,712	933	109,764	110,697	△3,320	227,485	
当期変動額									
剰余金の配当									
当期純利益					174,938	174,938		174,938	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	174,938	174,938	—	174,938	
当期末残高	77,395	42,712	42,712	933	284,702	285,635	△3,320	402,423	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	15,030	15,030	504	243,020
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				174,938
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△7,273	△7,273	—	△7,273
当期変動額合計	△7,273	△7,273	—	167,664
当期末残高	7,756	7,756	504	410,684

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

(1) デリバティブ

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～15年
工具、器具及び備品	4～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 少額減価償却資産

取得時価が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 返金引当金

将来予想される返金の支払に備えるため、過去の返金実績率を勘案し、売上高に返金実績率を乗じた金額を売上高より直接控除する方法により計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、特例処理の要件を充たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の利息

(3) ヘッジ方針

借入金の金利の変動リスクを回避する目的で、金利スワップ取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

特例処理の要件を充たしているため、有効性の評価を省略しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等に相当する額の会計処理方法は税抜方式によっております。

当事業年度（自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

(1) デリバティブ

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～15年
工具、器具及び備品	4～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 少額減価償却資産

取得時価が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 返金引当金

将来予想される返金の支払に備えるため、過去の返金実績率を勘案し、売上高に返金実績率を乗じた金額を売上高より直接控除する方法により計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、特例処理の要件を充たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の利息

(3) ヘッジ方針

借入金の金利の変動リスクを回避する目的で、金利スワップ取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

特例処理の要件を充たしているため、有効性の評価を省略しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等に相当する額の会計処理方法は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱いの適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)等が公表日以後適用することができるようになったことに伴い、公表日以後実務対応報告第36号を適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

ただし、実務対応報告第36号の適用については、実務対応報告第36号第10項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

(表示方法の変更)

前事業年度(自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日)

下記の表示方法の変更に関する注記は、財務諸表規則附則第3項の規定に基づき、平成30年2月1日に開始する事業年度(以下「翌事業年度」という。)における表示方法の変更の注記と同様の内容を記載しております。

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の早期適用に伴う変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)が、翌事業年度末に係る財務諸表から適用できるようになったことに伴い、翌事業年度から税効果会計基準一部改正を適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、当事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「繰延税金資産」27,268千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」35,321千円に含めて表示しております。

当事業年度(自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の早期適用に伴う変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)が、当事業年度末に係る財務諸表から適用できるようになったことに伴い、当事業年度から税効果会計基準一部改正を適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「繰延税金資産」27,268千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」35,321千円に含めて表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第4項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。

(追加情報)

前事業年度(自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

当事業年度(自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度30%、当事業年度30%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度70%、当事業年度70%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日)	当事業年度 (自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日)
販売促進費	412,893千円	470,555千円
給与及び手当	627,287	653,295
賞与引当金繰入額	9,792	20,991
貸倒引当金繰入額	15	-

※2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日)	当事業年度 (自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日)
建物	-千円	2,088千円
工具、器具及び備品	937	183
ソフトウェア	915	-
計	1,852	2,271

(有価証券関係)

前事業年度（平成30年1月31日）

関係会社株式（貸借対照表計上額は関係会社株式6,000千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成31年1月31日）

関係会社株式（貸借対照表計上額は関係会社株式6,000千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成30年1月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成30年1月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	2,240千円
未払社会保険料	2,740
賞与引当金	18,655
貸倒引当金	8,190
減損損失	13,156
ソフトウェア	4,151
固定資産除却損	4,925
敷金及び保証金	6,729
投資有価証券評価損	7,065
その他	3,893
繰延税金資産小計	71,749
評価性引当額	△28,708
繰延税金資産合計	43,040
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△7,719
繰延税金負債合計	△7,719
繰延税金資産純額	35,321

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (平成30年1月31日)
法定実効税率	34.8%
(調整)	
永久に損金に算入されない項目	2.6
永久に益金に算入されない項目	△0.0
住民税均等割	1.2
評価性引当額	1.1
軽減税率適用による影響	△0.6
過年度法人税等	6.8
その他	0.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.6

当事業年度（平成31年1月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成31年1月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	2,479千円
未払社会保険料	7,640
賞与引当金	25,320
返金引当金	12,772
貸倒引当金	8,327
減損損失	11,416
ソフトウェア	3,316
固定資産除却損	3,581
敷金及び保証金	6,223
投資有価証券評価損	7,065
その他	1,151
繰延税金資産小計	89,295
評価性引当額	△25,186
繰延税金資産合計	64,108
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△4,223
繰延税金負債合計	△4,223
繰延税金資産純額	59,885

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成31年1月31日)
法定実効税率	34.8%
(調整)	
永久に益金に算入されない項目	△0.0
住民税均等割	1.0
評価性引当額	△1.6
軽減税率適用による影響	△0.4
過年度法人税等	△11.1
その他	△2.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.2

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日)

(株式分割の実施及び単元株制度の採用)

当社は、令和元年6月18日開催の取締役会決議に基づき、令和元年7月11日付で株式分割を行っております。当該株式分割の概要については、連結財務諸表における「重要な後発事象」に記載のとおりであります。

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

投資有価証券	その他有価証券	銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)
		株式会社日宣	100	141
		株式会社レオパレス21	1,700	875
		計	1,800	1,017

【その他】

		種類及び銘柄	投資口数等 (口)	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券	その他有価証券	鎌倉投信 投資信託	154,280,662	159,286
		計	154,280,662	159,286

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	73,369	7,592	2,088	76,381	24,903	5,400	51,478
工具、器具及び備品	53,591	6,892	183	55,818	41,832	4,266	13,985
有形固定資産計	126,960	14,485	2,271	132,200	66,735	9,667	65,464
無形固定資産							
ソフトウェア	3,621	500	-	4,121	1,668	744	2,453
特許使用権	128,440	133,000	-	261,440	120,148	24,223	141,291
その他	782	318	741	359	-	-	359
無形固定資産計	132,843	133,818	741	265,920	121,816	24,968	144,104

(注) 当期増加額のうち主なものはフランクリン・コヴィー・ジャパン株式会社との新たなライセンス締結110,000千円であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	25,705	-	-	1,633	24,071
返金引当金	28,124	36,924	-	28,124	36,924
賞与引当金	53,591	73,197	53,591	-	73,197

(注) 貸倒引当金及び返金引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、洗替による戻入額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年2月1日から翌年1月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年1月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年1月31日 毎年7月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店（注）1
買取手数料	無料（注）2
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.jaic-g.com
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使できない旨、定款に定めております。
- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - （2）取得請求権付株式の取得を請求する権利
 - （3）募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成29年 8月15日	佐藤 剛志	千葉県市川市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役)	古庄 拓	東京都千代田区	特別利害関係者等(当社取締役)	5	318,120 (63,624) (注) 5	経営意識を高めるため
平成29年 12月1日	内野 久	東京都板橋区	当社従業員	佐藤 剛志	千葉県市川市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役)	10	636,240 (63,624) (注) 5	所有者の当社退職による譲渡
平成31年 1月22日	佐藤 剛志	千葉県市川市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役)	近藤 浩充	東京都品川区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社取締役)	30	2,025,690 (67,523) (注) 5	経営意識を高めるため
平成31年 1月22日	佐藤 剛志	千葉県市川市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役)	知見寺 直樹	神奈川県茅ヶ崎市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社取締役)	10	675,230 (67,523) (注) 5	経営意識を高めるため
平成31年 1月22日	佐藤 剛志	千葉県市川市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役)	古庄 拓	東京都千代田区	特別利害関係者等(当社取締役)	10	675,230 (67,523) (注) 5	経営意識を高めるため
平成31年 1月22日	佐藤 剛志	千葉県市川市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役)	東宮 美樹	東京都港区	当社従業員 (注) 4	10	675,230 (67,523) (注) 5	経営意識を高めるため
平成31年 1月22日	佐藤 剛志	千葉県市川市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役)	柳井 田彰	東京都中央区	当社従業員	10	675,230 (67,523) (注) 5	経営意識を高めるため
平成31年 1月22日	佐藤 剛志	千葉県市川市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役)	谷中 拓生	茨城県つくば市	当社従業員 (注) 4	10	675,230 (67,523) (注) 5	経営意識を高めるため
平成31年 1月22日	佐藤 剛志	千葉県市川市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役)	大野 達也	東京都江戸川区	当社従業員	10	675,230 (67,523) (注) 5	経営意識を高めるため
平成31年 1月22日	佐藤 剛志	千葉県市川市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役)	小原 正樹	新潟県長岡市	当社従業員	10	675,230 (67,523) (注) 5	経営意識を高めるため
平成31年 1月22日	佐藤 剛志	千葉県市川市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役)	古江 嘉之	東京都大田区	特別利害関係者等(当社監査役)	10	675,230 (67,523) (注) 5	監査への意識を高めるため

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
令和元年 7月8日	-	-	-	株式会社エン スー 代表取締役 佐藤 剛志	東京都江戸 川区松江3 -12-14	特別利害関係 者等(役員等 により総株主 の議決権の過 半数が所有さ れている会 社、大株主上 位10名)	500	31,812,000 (63,624) (注) 6	新株予約権 の権利行使

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成29年2月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載することとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。)並びにその役員、人的関係会社及び資本的関係会社
4. 東宮美樹及び谷中拓生は、平成31年4月23日付で当社取締役を選任されております。
5. 移動価格は、第三者機関が算出した株価算定結果を参考として、当事者間で協議の上決定した価格であります。
6. 移動価格は、新株予約権の行使条件による価格であります。
7. 令和元年6月18日開催の取締役会決議により、令和元年7月11日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の上記「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式(1)
発行年月日	令和元年7月10日
種類	普通株式
発行数	61株 (注) 8
発行価格	99,850円 (注) 5、8
資本組入額	49,925円 (注) 8
発行価額の総額	6,090,850円
資本組入額の総額	3,045,425円
発行方法	第三者割当
保有期間等に関する確約	(注) 2

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
発行年月日	平成29年4月30日	平成29年6月30日	平成29年6月30日
種類	第6回新株予約権 (ストック・オプション)	第7回新株予約権 (ストック・オプション)	第8回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 800株 (注) 8	普通株式 195株 (注) 8	普通株式 13株 (注) 8
発行価格	64,254円 (注) 6、8	63,624円 (注) 6、8	63,624円 (注) 6、8
資本組入額	32,127円 (注) 8	31,812円 (注) 8	31,812円 (注) 8
発行価額の総額	51,403,200円	12,406,680円	827,112円
資本組入額の総額	25,701,600円	6,203,340円	413,556円
発行方法	平成29年4月30日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	平成29年4月30日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	平成29年4月30日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	—	—

項目	新株予約権④	新株予約権⑤	新株予約権⑥
発行年月日	平成30年11月20日	平成30年11月20日	平成31年4月23日
種類	第9回新株予約権 (ストック・オプション)	第10回新株予約権 (ストック・オプション)	第11回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 188株 (注) 8	普通株式 16株 (注) 8	普通株式 365株 (注) 8
発行価格	67,523円 (注) 6、8	67,523円 (注) 6、8	98,368円 (注) 6、8
資本組入額	33,762円 (注) 8	33,762円 (注) 8	49,184円 (注) 8
発行価額の総額	12,694,324円	1,282,937円	35,904,320円
資本組入額の総額	6,347,162円	641,469円	17,952,160円
発行方法	平成30年11月20日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	平成30年11月20日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	平成31年4月23日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 4	(注) 3	(注) 4

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第257条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権(会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第259条に規定する新株予約権を除く。)の割当て(募集新株予約権の割当てと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権(同施行規則第259条に規定する新株予約権を除く。)の割当てを含む。以下同じ。)を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集新株予約権(行使等により取得する株式等を含む。)の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (4) 新規上場申請者が、前3項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (5) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、平成31年1月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6か月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。

3. 同取引所の定める同施行規則第257条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当を受けた者との間で、割当を受けた募集新株予約権（以下「割当新株予約権」）を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6か月を経過する日（当該日において割当新株予約権の割当日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
4. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日又は株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
5. 発行価格は、時価純資産法及びDCF法等により算定した価格を総合的に勘案して、決定しております。
6. 発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、時価純資産法及びDCF法等により算定した価格を総合的に勘案して、決定しております。
7. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
行使時の払込金額	63,624円 (注) 6、8	63,624円 (注) 6、8	63,624円 (注) 6、8
行使期間	自 平成29年5月1日 至 令和9年4月30日	自 平成31年7月4日 至 令和9年6月3日	自 平成31年7月4日 至 令和9年6月3日
行使の条件	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上	同上

	新株予約権④	新株予約権⑤	新株予約権⑥
行使時の払込金額	67,523円 (注) 6、8	67,523円 (注) 6、8	98,198円 (注) 6、8
行使期間	自 令和2年11月22日 至 令和10年10月21日	自 令和2年11月22日 至 令和10年10月21日	自 平成31年4月24日 至 令和11年4月23日
行使の条件	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上	同上

8. 当社は、令和元年6月18日開催の取締役会決議により、令和元年7月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は当該株式分割前の内容を記載しております。
9. 新株予約権②については、退職等により付与対象者2名13株分の権利が喪失しております。
10. 新株予約権⑤については、社外協力者との関係解消により付与対象者1名3株分の権利が喪失しております。
11. 新株予約権⑥については、付与対象者18名44株分の権利が喪失しております。

2【取得者の概況】

株式(1)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
ジェイック従業員持株会 理事長 押田 力	東京都千代田区神田神保町一丁目101番 神保町101ビル7階	当社従業員持株会	61	6,090,850 (99,850)	当社の従業員持株会

(注) 1. 当社は、令和元年6月18日開催の取締役会決議により、令和元年7月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の内容を記載しております。

2. ジェイック従業員持株会は、当該第三者割当増資により特別利害関係者(大株主上位10名)となりました。

第6回新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
株式会社エンスー 代表取締役 佐藤 剛志 資本金 10百万円	東京都江戸川区松江3-12-14	資産管理会社	800	51,403,200 (64,254)	特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社、大株主上位10名)

(注) 当社は、令和元年6月18日開催の取締役会決議により、令和元年7月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の内容を記載しております。

第7回新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
近藤 浩充	東京都品川区	会社役員	30	1,908,720 (63,624)	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社取締役)
知見寺 直樹	神奈川県茅ヶ崎市	会社役員	20	1,272,480 (63,624)	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社取締役)
山本 太	東京都江戸川区	会社役員 (注) 3	20	1,272,480 (63,624)	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社取締役)
古庄 拓	東京都千代田区	会社役員	20	1,272,480 (63,624)	特別利害関係者等(当社取締役)
東宮 美樹	東京都港区	会社員 (注) 4	10	636,240 (63,624)	当社の従業員
柳井田 彰	東京都中央区	会社員	10	636,240 (63,624)	当社の従業員
谷中 拓生	茨城県つくば市	会社員 (注) 4	5	318,120 (63,624)	当社の従業員
坂本 克己	東京都立川市	会社員	5	318,120 (63,624)	当社の従業員
小原 正樹	新潟県長岡市	会社員	5	318,120 (63,624)	当社の従業員
長瀬 拓実	東京都板橋区	会社員	3	190,872 (63,624)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
高橋 恵	東京都新宿区	会社員	3	190,872 (63,624)	当社の従業員
遠藤 修	栃木県宇都宮市	会社員	3	190,872 (63,624)	当社の従業員
梶田 貴俊	岐阜県多治見市	会社員	3	190,872 (63,624)	当社の従業員
宮本 靖之	神奈川県川崎市多摩区	会社員	3	190,872 (63,624)	当社の従業員
稲本 太郎	東京都府中市	会社員	3	190,872 (63,624)	当社の従業員
押田 力	千葉県市川市	会社員	3	190,872 (63,624)	当社の従業員
笹森 聖子	東京都大田区	会社員	3	190,872 (63,624)	当社の従業員
山崎 悠佑	神奈川県小田原市	会社員	3	190,872 (63,624)	当社の従業員
佐藤 裕康	東京都調布市	会社員	3	190,872 (63,624)	当社の従業員
山中 大督	東京都小平市	会社員	3	190,872 (63,624)	当社の従業員
加藤 雄治	神奈川県横浜市神奈川区	会社員	3	190,872 (63,624)	当社の従業員
吉田 智哉	神奈川県川崎市宮前区	会社員	3	190,872 (63,624)	当社の従業員
大野 達也	東京都江戸川区	会社員	3	190,872 (63,624)	当社の従業員
稲葉 暁洋	千葉県野田市	会社員	3	190,872 (63,624)	当社の従業員
村岸 玲	東京都豊島区	会社員	3	190,872 (63,624)	当社の従業員
岡田 到	神奈川県川崎市高津区	会社員	3	190,872 (63,624)	当社の従業員
内野 恵里	東京都板橋区	会社員	3	190,872 (63,624)	当社の従業員
野村 友美	東京都世田谷区	会社員	3	190,872 (63,624)	当社の従業員

(注) 1. 当社は、令和元年6月18日開催の取締役会決議により、令和元年7月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の内容を記載しております。

2. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

3. 山本太は、平成30年4月27日付で当社取締役を任期満了につき退任いたしました。

4. 東宮美樹及び谷中拓生は、平成31年4月23日付で当社取締役に選任されております。

第8回新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
松岡 保昌	神奈川県横浜市港南区	会社員	5	318,120 (63,624)	当社の社外協力者
平堀 剛	東京都大田区	会社員	5	318,120 (63,624)	当社の社外協力者

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
林 丈司	埼玉県さいたま市南区	会社員	3	190,872 (63,624)	当社の社外協力者

(注) 当社は、令和元年6月18日開催の取締役会決議により、令和元年7月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の内容を記載しております。

第9回新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
近藤 浩充	東京都品川区	会社役員	30	2,025,690 (67,523)	特別利害関係者等 (大株主上位10名、 当社取締役)
知見寺 直樹	神奈川県茅ヶ崎市	会社役員	20	1,350,460 (67,523)	特別利害関係者等 (大株主上位10名、 当社取締役)
古庄 拓	東京都千代田区	会社役員	20	1,350,460 (67,523)	特別利害関係者等 (当社取締役)
東宮 美樹	東京都港区	会社員 (注) 2	10	675,230 (67,523)	当社の従業員
柳井田 彰	東京都中央区	会社員	10	675,230 (67,523)	当社の従業員
谷中 拓生	茨城県つくば市	会社員 (注) 2	10	675,230 (67,523)	当社の従業員
山本 太	東京都江戸川区	会社員	5	337,615 (67,523)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
坂本 克己	東京都立川市	会社員	5	337,615 (67,523)	当社の従業員
小原 正樹	新潟県長岡市	会社員	5	337,615 (67,523)	当社の従業員
大野 達也	東京都江戸川区	会社員	5	337,615 (67,523)	当社の従業員
古江 嘉之	東京都大田区	会社役員	5	337,615 (67,523)	特別利害関係者等 (当社監査役)
長瀬 拓実	東京都板橋区	会社員	3	202,569 (67,523)	当社の従業員
高橋 恵	東京都新宿区	会社員	3	202,569 (67,523)	当社の従業員
遠藤 修	栃木県宇都宮市	会社員	3	202,569 (67,523)	当社の従業員
梶田 貴俊	岐阜県多治見市	会社員	3	202,569 (67,523)	当社の従業員
宮本 靖之	神奈川県川崎市多摩区	会社員	3	202,569 (67,523)	当社の従業員
稲本 太郎	東京都府中市	会社員	3	202,569 (67,523)	当社の従業員
押田 力	千葉県市川市	会社員	3	202,569 (67,523)	当社の従業員
笹森 聖子	東京都大田区	会社員	3	202,569 (67,523)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
山崎 悠佑	神奈川県小田原市	会社員	3	202,569 (67,523)	当社の従業員
佐藤 裕康	東京都調布市	会社員	3	202,569 (67,523)	当社の従業員
山中 大督	東京都小平市	会社員	3	202,569 (67,523)	当社の従業員
加藤 雄治	神奈川県横浜市神奈川区	会社員	3	202,569 (67,523)	当社の従業員
吉田 智哉	神奈川県川崎市宮前区	会社員	3	202,569 (67,523)	当社の従業員
稲葉 暁洋	千葉県野田市	会社員	3	202,569 (67,523)	当社の従業員
村岸 玲	東京都豊島区	会社員	3	202,569 (67,523)	当社の従業員
岡田 到	神奈川県川崎市高津区	会社員	3	202,569 (67,523)	当社の従業員
内野 恵里	東京都板橋区	会社員	3	202,569 (67,523)	当社の従業員
野村 友美	東京都世田谷区	会社員	3	202,569 (67,523)	当社の従業員
多田出 聡	千葉県流山市	会社員	3	202,569 (67,523)	当社の従業員
加藤 啓太	神奈川県相模原市中央区	会社員	3	202,569 (67,523)	当社の従業員
梶間 章弘	愛知県名古屋市中南区	会社員	3	202,569 (67,523)	当社の従業員

(注) 1. 当社は、令和元年6月18日開催の取締役会決議により、令和元年7月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の内容を記載しております。

2. 東宮美樹及び谷中拓生は、平成31年4月23日付で当社取締役に選任されております。

第10回新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
松岡 保昌	神奈川県横浜市港南区	会社員	5	337,615 (67,523)	当社の社外協力者
平堀 剛	東京都大田区	会社員	5	337,615 (67,523)	当社の社外協力者
林 丈司	埼玉県さいたま市南区	会社員	3	202,569 (67,523)	当社の社外協力者
増井 公祐	東京都豊島区	会社員	3	202,569 (67,523)	当社の社外協力者

(注) 当社は、令和元年6月18日開催の取締役会決議により、令和元年7月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の内容を記載しております。

第11回新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
近藤 浩充	東京都品川区	会社役員	30	2,951,040 (98,368)	特別利害関係者等 (大株主上位10名、当社取締役)
知見寺 直樹	神奈川県茅ヶ崎市	会社役員	20	1,967,360 (98,368)	特別利害関係者等 (大株主上位10名、当社取締役)
古庄 拓	東京都千代田区	会社役員	20	1,967,360 (98,368)	特別利害関係者等 (当社取締役)
東宮 美樹	東京都港区	会社役員	20	1,967,360 (98,368)	特別利害関係者等 (当社取締役)
谷中 拓生	茨城県つくば市	会社役員	20	1,967,360 (98,368)	特別利害関係者等 (当社取締役)
柳井田 彰	東京都中央区	会社員	10	983,680 (98,368)	当社の従業員
山本 太	東京都江戸川区	会社員	5	491,840 (98,368)	当社の従業員
坂本 克己	東京都立川市	会社員	5	491,840 (98,368)	当社の従業員
大野 達也	東京都江戸川区	会社員	5	491,840 (98,368)	当社の従業員
遠藤 修	栃木県宇都宮市	会社員	5	491,840 (98,368)	当社の従業員
梶田 貴俊	岐阜県多治見市	会社員	5	491,840 (98,368)	当社の従業員
古江 嘉之	東京都大田区	会社役員	5	491,840 (98,368)	特別利害関係者等 (当社監査役)
高橋 恵	東京都新宿区	会社員	3	295,104 (98,368)	当社の従業員
宮本 靖之	神奈川県川崎市多摩区	会社員	3	295,104 (98,368)	当社の従業員
押田 力	千葉県市川市	会社員	3	295,104 (98,368)	当社の従業員
笹森 聖子	東京都大田区	会社員	3	295,104 (98,368)	当社の従業員
佐藤 裕康	東京都調布市	会社員	3	295,104 (98,368)	当社の従業員
山中 大督	東京都小平市	会社員	3	295,104 (98,368)	当社の従業員
加藤 雄治	神奈川県横浜市神奈川区	会社員	3	295,104 (98,368)	当社の従業員
稲葉 暁洋	千葉県野田市	会社員	3	295,104 (98,368)	当社の従業員
村岸 玲	東京都豊島区	会社員	3	295,104 (98,368)	当社の従業員
野村 友美	東京都世田谷区	会社員	3	295,104 (98,368)	当社の従業員
長瀬 拓実	東京都板橋区	会社員	3	295,104 (98,368)	当社の従業員
加藤 啓太	神奈川県相模原市中央区	会社員	3	295,104 (98,368)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の 内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社 との関係
梶間 章弘	愛知県名古屋南区	会社員	3	295,104 (98,368)	当社の従業員
外崎 陽平	東京都調布市	会社員	3	295,104 (98,368)	当社の従業員
小久保 友寛	埼玉県熊谷市	会社員	3	295,104 (98,368)	当社の従業員
田原 満生	埼玉県吉川市	会社員	3	295,104 (98,368)	当社の従業員
多田出 聡	千葉県流山市	会社員	2	196,736 (98,368)	当社の従業員
五十嵐 丈泰	東京都江戸川区	会社員	2	196,736 (98,368)	当社の従業員
田中 伸明	東京都墨田区	会社員	2	196,736 (98,368)	当社の従業員
田村 さつき	神奈川県相模原市緑区	会社員	2	196,736 (98,368)	当社の従業員
田中 亜樹	東京都中央区	会社員	2	196,736 (98,368)	当社の従業員
田村 寛	東京都江戸川区	会社員	2	196,736 (98,368)	当社の従業員
戸高 菊恵	東京都目黒区	会社員	2	196,736 (98,368)	当社の従業員
切明 三智子	千葉県流山市	会社員	2	196,736 (98,368)	当社の従業員
山崎 絵梨香	神奈川県小田原市	会社員	2	196,736 (98,368)	当社の従業員
宮田 靖子	東京都江東区	会社員	2	196,736 (98,368)	当社の従業員
小坂 亮太	神奈川県川崎市中原区	会社員	2	196,736 (98,368)	当社の従業員
李 明済	東京都北区	会社員	2	196,736 (98,368)	当社の従業員
保科 綾香	神奈川県川崎市麻生区	会社員	2	196,736 (98,368)	当社の従業員
小茂田 志郎	埼玉県越谷市	会社員	2	196,736 (98,368)	当社の従業員
立花 圭子	千葉県浦安市	会社員	2	196,736 (98,368)	当社の従業員
佐野 真太郎	東京都大田区	会社員	2	196,736 (98,368)	当社の従業員
早川 充晃	愛知県春日井市	会社員	2	196,736 (98,368)	当社の従業員
河崎 友紀	大阪府大阪市阿倍野区	会社員	2	196,736 (98,368)	当社の従業員
川部 茂樹	千葉県市川市	会社員	2	196,736 (98,368)	当社の従業員
並木 宏美	東京都八王子市	会社員	2	196,736 (98,368)	当社の従業員
鈴木 絵美	東京都世田谷区	会社員	2	196,736 (98,368)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の 内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社 との関係
中條 千春	東京都板橋区	会社員	2	196,736 (98,368)	当社の従業員
西川 敬之	埼玉県さいたま市中央 区	会社員	2	196,736 (98,368)	当社の従業員
外崎 みのり	東京都調布市	会社員	2	196,736 (98,368)	当社の従業員
田村 準	東京都板橋区	会社員	2	196,736 (98,368)	当社の従業員
高藤 薫	神奈川県横浜市青葉区	会社員	2	196,736 (98,368)	当社の従業員
小林 奨	東京都新宿区	会社員	2	196,736 (98,368)	当社の従業員
山崎 雄太	滋賀県野洲市	会社員	2	196,736 (98,368)	当社の従業員
川原 祥	東京都調布市	会社員	2	196,736 (98,368)	当社の従業員
菅沢 拓哉	東京都江戸川区	会社員	2	196,736 (98,368)	当社の従業員
下村 有輝	東京都板橋区	会社員	2	196,736 (98,368)	当社の従業員
佐々木 祥太	愛知県名古屋市中村区	会社員	2	196,736 (98,368)	当社の従業員
中條 賢士朗	東京都板橋区	会社員	2	196,736 (98,368)	当社の従業員
小川 和也	大阪府大阪市淀川区	会社員	2	196,736 (98,368)	当社の従業員
安蒜 貴彦	千葉県松戸市	会社員	2	196,736 (98,368)	当社の従業員
竹下 裕樹	東京都新宿区	会社員	2	196,736 (98,368)	当社の従業員
岡田 蘭子	神奈川県川崎市高津区	会社員	2	196,736 (98,368)	当社の従業員
野中 ともみ	東京都足立区	会社員	2	196,736 (98,368)	当社の従業員
渡邊 絵梨	兵庫県神戸市灘区	会社員	2	196,736 (98,368)	当社の従業員
山本 唯	埼玉県加須市	会社員	2	196,736 (98,368)	当社の従業員
小坂 淳子	神奈川県川崎市中原区	会社員	2	196,736 (98,368)	当社の従業員
福村 尚士	東京都練馬区	会社員	2	196,736 (98,368)	当社の従業員
鈴木 裕	神奈川県横浜市港北区	会社員	2	196,736 (98,368)	当社の従業員
土居 敬志	福岡県筑紫郡那珂川町	会社員	2	196,736 (98,368)	当社の従業員
青木 章	東京都杉並区	会社員	2	196,736 (98,368)	当社の従業員
杉本 瑤美	埼玉県熊谷市	会社員	2	196,736 (98,368)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の 内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社 との関係
深山 茜	東京都新宿区	会社員	2	196,736 (98,368)	当社の従業員
佐藤 奈津美	東京都杉並区	会社員	2	196,736 (98,368)	当社の従業員
川崎 清司	岐阜県羽島市	会社員	2	196,736 (98,368)	当社の従業員
秋野 雅央	千葉県佐倉市	会社員	2	196,736 (98,368)	当社の従業員
高嶋 阿由里	東京都大田区	会社員	2	196,736 (98,368)	当社の従業員
尾崎 絵美	東京都荒川区	会社員	2	196,736 (98,368)	当社の従業員
早川 遼	東京都大田区	会社員	2	196,736 (98,368)	当社の従業員
高橋 滉智	神奈川県川崎市高津区	会社員	2	196,736 (98,368)	当社の従業員
森平 卓也	東京都世田谷区	会社員	2	196,736 (98,368)	当社の従業員
小堀 達也	大阪府大阪市中央区	会社員	2	196,736 (98,368)	当社の従業員
土井 聡美	神奈川県川崎市中原区	会社員	2	196,736 (98,368)	当社の従業員
市坪 愛	東京都江戸川区	会社員	2	196,736 (98,368)	当社の従業員
山羽 祐蔵	愛知県名古屋市熱田区	会社員	2	196,736 (98,368)	当社の従業員
黒川 美佳	東京都府中市	会社員	2	196,736 (98,368)	当社の従業員
福田 光平	埼玉県さいたま市浦和区	会社員	2	196,736 (98,368)	当社の従業員
鈴木 友也	神奈川県川崎市宮前区	会社員	1	98,368 (98,368)	当社の従業員

(注) 1. 当社は、令和元年6月18日開催の取締役会決議により、令和元年7月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の内容を記載しております。

2. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」に記載のとおりであります。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社エンスー(注)3、4	東京都江戸川区松江三丁目12番14号	530,000 (30,000)	59.15 (3.35)
佐藤 剛志(注)3、5	千葉県市川市	186,000	20.76
株式会社ティーケーピー(注)3	東京都新宿区市谷八幡町8番地	30,000	3.35
山本 太(注)3、8	東京都江戸川区	22,500 (3,000)	2.51 (0.33)
近藤 浩充(注)3、6	東京都品川区	17,500 (9,000)	1.95 (1.00)
知見寺 直樹(注)3、6	神奈川県茅ヶ崎市	13,500 (6,000)	1.51 (0.67)
尾崎 三昌(注)3	東京都調布市	10,000	1.12
ファイブアイズ・ネットワークス株式会社(注)3	東京都渋谷区円山町五丁目4番 フィールA渋谷1402号	10,000	1.12
古庄 拓(注)6	東京都千代田区	7,500 (6,000)	0.84 (0.67)
ジェイック従業員持株会(注)3	東京都千代田区神田神保町一丁目 101番 神保町101ビル7階	6,100	0.68
株式会社エムシー(注)3	福島県郡山市若葉町三丁目25番	5,000	0.56
東宮 美樹(注)6	東京都港区	5,000 (4,000)	0.56 (0.45)
谷中 拓生(注)6	茨城県つくば市	4,500 (3,500)	0.50 (0.39)
柳井田 彰(注)8	東京都中央区	4,000 (3,000)	0.45 (0.33)
坂本 克己(注)8	東京都立川市	3,000 (1,500)	0.33 (0.17)
大野 達也(注)8	東京都江戸川区	2,300 (1,300)	0.26 (0.15)
小原 正樹(注)8	新潟県長岡市	2,000 (1,000)	0.22 (0.11)
古江 嘉之(注)7	東京都大田区	2,000 (1,000)	0.22 (0.11)
小茂田 志郎(注)8	埼玉県越谷市	1,200 (200)	0.13 (0.02)
稲本 太郎(注)8	東京都府中市	1,100 (600)	0.12 (0.07)
遠藤 修(注)8	栃木県宇都宮市	1,100 (1,100)	0.12 (0.12)
梶田 貴俊(注)8	岐阜県多治見市	1,100 (1,100)	0.12 (0.12)
松岡 保昌(注)9	神奈川県横浜市港南区	1,000 (1,000)	0.11 (0.11)
平堀 剛(注)9	東京都大田区	1,000 (1,000)	0.11 (0.11)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合 (%)
長瀬 拓実 (注) 8	東京都板橋区	900 (900)	0.10 (0.10)
宮本 靖之 (注) 8	神奈川県川崎市多摩区	900 (900)	0.10 (0.10)
高橋 恵 (注) 8	東京都新宿区	900 (900)	0.10 (0.10)
押田 力 (注) 8	千葉県市川市	900 (900)	0.10 (0.10)
笹森 聖子 (注) 8	東京都大田区	900 (900)	0.10 (0.10)
佐藤 裕康 (注) 8	東京都調布市	900 (900)	0.10 (0.10)
山中 大督 (注) 8	東京都渋谷区	900 (900)	0.10 (0.10)
加藤 雄治 (注) 8	神奈川県横浜市神奈川区	900 (900)	0.10 (0.10)
稲葉 暁洋 (注) 8	東京都板橋区	900 (900)	0.10 (0.10)
村岸 玲 (注) 8	東京都豊島区	900 (900)	0.10 (0.10)
野村 友美 (注) 8	東京都世田谷区	900 (900)	0.10 (0.10)
五十嵐 丈泰 (注) 8	東京都江戸川区	700 (200)	0.08 (0.02)
吉田 智哉 (注) 8	神奈川県川崎市宮前区	600 (600)	0.07 (0.07)
内野 恵里 (注) 8	東京都板橋区	600 (600)	0.07 (0.07)
山崎 悠佑 (注) 8	神奈川県小田原市	600 (600)	0.07 (0.07)
林 丈司 (注) 9	埼玉県さいたま市南区	600 (600)	0.07 (0.07)
岡田 到 (注) 8	神奈川県川崎市高津区	600 (600)	0.07 (0.07)
梶間 章弘 (注) 8	愛知県名古屋市南区	600 (600)	0.07 (0.07)
加藤 啓太 (注) 8	神奈川県相模原市中央区	600 (600)	0.07 (0.07)
西川 敬之 (注) 8	埼玉県さいたま市中央区	600 (200)	0.07 (0.02)
多田出 聡 (注) 8	千葉県流山市	500 (500)	0.06 (0.06)
増井 公祐 (注) 9	東京都豊島区	300 (300)	0.03 (0.03)
外崎 陽平 (注) 8	東京都江東区	300 (300)	0.03 (0.03)
小久保 友寛 (注) 8	埼玉県熊谷市	300 (300)	0.03 (0.03)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合 (%)
田原 満生 (注) 8	埼玉県吉川市	300 (300)	0.03 (0.03)
その他58名	—	11,500 (11,500)	1.28 (1.28)
計	—	896,000 (102,000)	100.00 (11.38)

(注) 1. 株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
3. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)
4. 特別利害関係者等 (役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)
5. 特別利害関係者等 (当社代表取締役)
6. 特別利害関係者等 (代表取締役以外の当社取締役)
7. 特別利害関係者等 (当社監査役)
8. 当社の従業員
9. 当社の社外協力者

独立監査人の監査報告書

令和元年9月13日

株式会社ジェイック

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 垂井 健 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原賀 恒一郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジェイックの平成29年2月1日から平成30年1月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェイック及び連結子会社の平成30年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和元年9月13日

株式会社ジェイック

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 垂井 健 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原賀 恒一郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジェイックの平成30年2月1日から平成31年1月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェイック及び連結子会社の平成31年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

令和元年9月13日

株式会社ジェイック

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 垂井 健 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 原賀 恒一郎 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジェイックの平成31年2月1日から令和2年1月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（令和元年5月1日から令和元年7月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成31年2月1日から令和元年7月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジェイック及び連結子会社の令和元年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和元年9月13日

株式会社ジェイック

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 垂井 健 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原賀 恒一郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジェイックの平成29年2月1日から平成30年1月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェイックの平成30年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和元年9月13日

株式会社ジェイック

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 垂井 健 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原賀 恒一郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジェイックの平成30年2月1日から平成31年1月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェイックの平成31年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

